

所与の選択

——こどもの文化選択をめぐる規範理論——

目次

序	……p.1
(第一部：総論)	
第一章 二重継承という文脈	……p.5
1. 超社会性	
2. 二重継承	
3. 二重過程	
4. 齟齬と逸脱	
第二章 ネイションビルディング	……p.12
1. ネイションビルディング	
2. 国家のネイションビルディングと多文化主義政策	
3. キムリッカのリベラル多文化主義とその批判	
4. こどもの不在	
第三章 財の分類とネイション間移動	……p.21
1. 財の分類	
2. 所属	
3. 言語	
4. 普遍的な財の格差のないネイション間移動	
5. 普遍的な財の格差のあるネイション間移動	
6. ダイグロシア	
7. こどもと財との関係	
(第二部：各論)	
第四章 デフナショナリズムの正当化とその条件	……p.30
1. 状況	
2. 障害のふたつのモデル	
3. デフナショナリズムの正当化論拠①	
4. デフナショナリズムの正当化論拠②	
5. 残る問題	
第五章 ゲイナショナリズムの困難	……p.36

1. 古典的状況
2. 現代的状況①：資本による取り込み
3. 現代的状況②：国家による取り込み
4. ゲイナショナリズムの必要と困難

第六章 後期近代とアスペルガー症候群 ……p.42

1. 構図
2. 自閉文化論の出現
3. キャリア教育への注目
4. 障害受容支援
5. 特別支援教育とニート支援
6. 動因とカモフラージュ
7. 文化の統治

結 ……p.53

文献 ……p.54

序

本論文「所与の選択——こどもの文化選択をめぐる規範理論」は、周囲のおとなが、こどもに対してどのような「財」を与えるべきか、というたったひとつの問いを探求する。その問いは既に、様々な学問領域を横断して幾多の論者が取り上げ、論争を重ねてきたものであると同時に、ごく日常的なものでありかつ時には切迫したものとして感じられるようなものでもある。

もう少し、この問いについて言葉を補っておきたい。ここでいう「こども」とは、なによりも絶対的な受動性を生きる存在としてある。「こども」は「こども」の観点からすれば、突然この世界へと投げ入れられたのであり、世界だけでなく環境の全てが所与であるような事態を生きている。生まれ持った身体も、生まれ落ちた共同体も、何一つ自分で選んだものではなく、いやそれ以上に、そもそもそのような自覚さえも持っていない。そのような中で、様々な伝承を周囲から継承し、「おとな」になっていくわけである。

しかしそのような過程において、なにが与えられたかによって「こども」は損をしたり得をしたりし、しかしその場において選択をするのは「おとな」であり、「おとな」の選択を「こども」は所与として生きる。しかも、「こども」は完全な可塑性を持って生まれるわけではなく、時にそれが不可視なものであろうとも、なんらかの変えがたい身体をまとめてこの世界へと到来するのである。そうである以上、同じものが与えられたとしても、その「こども」によって効用が異なることがありえ、おそらくそれは個々の「おとな」の意図さえも超えてしまう。そのような状況において、(個体というよりもここではむしろ集合的な意味においてであるが)「おとな」は「こども」にたいしてどのような「財」を与えることが(「おとな」と「こども」との間において、あるいは「こども」と「こども」との間において)「平等」と呼びうるのだろうか。以上が本論文の問いであり、主題とした「所与の選択」という言葉の意味である。

そう述べたところで、やはりこの問いはいまだに、実に広漠なままに留まっている。それ以外に与えられた諸条件によって、構想される世界像は大幅に異なるであろうことは容易に予想される。また既に述べたように、類似の問いは既に数多の論者が議論を重ねてきているのであり、最低でも、そのような先行研究に対して本論文における私の議論は、いかなる射程のもとに為されているか、あるいは換言すれば、どのような制約と独自性を有するものであるか、示しておくのが妥当であろう。そこで本論に入る前に、この序において、四点に分けて本論文の限界設定を行い、その後に独自性について主張したい。

第一に、上記の問いに対する議論の枠組みとして、本論文は「財」を分析単位とする分配的正義論を採用する。「財」を分析単位とする議論は、古典的であるが、いまとなつては多くの批判に曝された泥臭く洗練されていないもののように思われよう。したがって、この選択には根拠となる、それ相応の強い理由が求められよう。端的に言えば、個人の平等を考察する上では、(仮に「社会的基本財」に限定せず、「個人的基本財」——これはロールズが網羅的に挙げるものがなかったものだが——を射程に入れたとしても)「財」ではなく「ケイパビリティ」(潜在的に達成可能な機能集合)に照準を合わせた方が、より洗練された見取り図を我々に与えてくれよう。ならばなぜ、あえて「財」を論じるのか。

この疑問に対する答えは以下のようなものだ。ひとつは、ケイパビリティの水準において個人間の平等を議論したとしても、そのケイパビリティを達成するために必要な「財」としてなにがどの程度必要なのか、ということはやはり議論の対象となるだろうし、現実の政治において解を出さねばならないのはこの「財」の水準だからである。あとひとつは、こちらの方がむしろ本論文においては重要だが、「財」と「財」との関

係が独立のものではなく、関連し合って正や負の効用を生じさせるとしたら、たとえケイパビリティの水準における平等を前提としたとしても、「財」こそ主題的に論じる必要に迫られるであろう。本論文の第一章において（進化や発達に関連する心理学・生物学・人類学を背景としつつ）提示したように、人類は遺伝的継承と文化的継承という「二重継承」システムを持つ種であるが、このシステムにおいて継承間のもつれが発生し、それによって個体に利益や損失が発生するような事態がありうる（例として、第四章で議論しているが、ろう児に対して周囲と同じ音声言語教育で良いかどうか、といった事態を挙げておこう。意識的ではないにせよ、思考の前提となる言語をケイパビリティに挙げない論者はおそらく少数派であろうが、どの言語が必要かという問いはこのこととは独立に議論しうることは容易に理解されるだろう）。従来の分配的正義論は、生まれてくる「こども」の身体的・認知的多様性を積極的に射程に含みこんでこなかったために、結果として（継承間のもつれがあまり問題とならないような、本論文の用語でいえば）「普遍的な」問題設定を行ってきたが、私はこれを（上述の「こども」の観点からは）不十分であり、射程の拡張が必要であると感じたのである。ただし誤解しないで頂きたいが、これは分配的正義論への批判というよりもむしろ、議論の水準の違いと理解された方が良くかもしれない。（現時点においても活発に議論が交わされ深化を続けていることは承知しているが）分配的正義論の成果を私自身はほぼ前提としてしまっている（ために本論文においては積極的に取り上げていない）ということであり、それゆえに明示的に取り上げているのが、社会言語学・言語教育学、障害学やクィア理論であるということだ。

第二に、こどもという絶対的受動性を生きる存在をめぐって議論する場合に、通常想起される「ケア倫理」についての諸議論を、本論文においては少なくとも相対化し、むしろ通常は連想されにくい多文化主義や国際関係論の用語に依拠して議論を展開している。これは、ケア理論の重要性を無視することでは決してないことを断っておきたい。少なくとも、時に無限にも感じられるようなこどもへの応答責任という観点において、ケア理論の提出した（事前に特定化しえないニーズへの不断の応答という）文脈性への着目は、従来のリベラリズムの盲点を突くものであり、その発見過程的意義は決して軽視されてはならない。本論文もまた、その姿勢を共有するものである。

だが、（この点について、おそらくケア理論家の大半に同意してもらえらると思うのだが）ニーズへの不断の応答は特定のケア関係に閉じ込められてはならず、どこかの時点で（ある意味リベラルな）不平等を改善するための制度的議論へと変換されねばならないこと、および特定のケア提供者がこどものニーズに応答する準備があるか否か（例えば流暢に手話言語を用いることができるか否か）は別途議論が必要であり、その責任を担いきれない場合は代替措置をやはり制度的に用意すべきと考えられること、こうした点は指摘することができよう。特に後者は、家庭内多文化主義とでも呼ぶべき状況であり、到底個人の倫理という水準で打開することはできず、容易にこどもの植民地化（本論文第二章）や難民化（第三章）を生じる。私が本論文で議論したいと考えている、遺伝的継承と文化的継承という二つの継承間のねじれにおいては、むしろこうした事態は常態であり、それゆえに私は（共感や配慮という、時に投影同一化に墮するリスクも否定できない徳を重視する）ケア理論よりも多文化主義論を、それも（従来国際関係で議論されてきたような民族問題の国内化である）ネイションビルディングの両義性に軸を置くキムリッカの議論を援用する。

第三に、対象となる時代を近代から後期近代に設定している。この設定を行った意図は、ひとまず現時点における我々の責任を明確化したいというものに過ぎないのだが、この限定により近代的な国家のナショナリズムやそれに関連した多文化状況を主題的に論じる必要が発生した（本論文第二章以降）。確認しておきたいが、（第一章で提示した）二重継承は遅くとも「出アフリカ」（五万年前）以前には獲得されたものと思わ

れるため、近代、つまり主権を伴う近代国家成立以後とは明らかに時間のスケールが異なっている。(先史は確認しようがないためともかくとしても、少なくとも) 古代から段階を追って、文化的継承のシステムがどのように変遷していったかを議論することは興味ある主題となるだろうが、本論文においては扱っていない。

ただし、本論文の議論に関連する限りではあるが、主権を伴う近代型の国民国家が形成されたということが、文化的継承においていかなる意味を持つかを、大雑把なものであろうとも指摘しておくことは重要かもしれない。遺伝的継承も文化的継承も、(情報と呼ぶかどうかはともかく) 単なる継承である限りにおいて、それは特定の共同体と排他的に関連する必然性はない。ひとは移動する生き物であるから、遺伝的継承も伝播するし、文化的継承はそれ以上に広範かつ急速に伝播する可能性がある。それゆえ中世のような、多元的権力システムの時代にあっては、これらのフローを一元的に制御することは原理的に困難であっただろう。主権を伴う近代型の国民国家が形成されたということの意味の一つは、このフローを一元的に統御する能力を担う権力が成立したということだ。

国家は空間を占有するものなのだから、近代的国民国家成立以後は文化的継承もまた国家の担う空間に主として定位するようになる。そこでの文化的継承の内容は、国家を担う支配的ネイションの文化に他ならない。それは支配的ネイションの文化的再生産(ナショナリズム)なのであり、構成員に求める「血」(民族的出自)の色彩が薄いか濃いか、「文化」の内容が薄いか厚いかによってシヴィックかエスニックかというふうに従来分類されてきたが、本質は変わらない。近代以後、このように制度的に保障された形で文化空間が構築されたわけだが、後期近代においてはこれが流動化していることがよく指摘される(グローバリゼーション)。たとえば国境を越えて移動する人々が、それでも同一のナショナルアイデンティティを有していることは珍しくないが(トランスステイトナショナリズム)、このことはナショナリズムの本質が空間においてではなく継承にあることを我々に教えてくれる。ただし、ナショナリズムが基盤とする継承の場として、最も強力なものは親子関係である以上、今後どこまで空間から離れてネイションが定位できるかは定かではないし、デフナショナリズム(本論文第四章)もゲイナショナリズム(第五章)も、歴史の少なくともある局面においては分離・集住を志向していたことは、ネイションが空間から容易には切り離しがたいものであることも示唆されるだろう。

第四に、「こども」というレトリックを用いることと、それによる議論の不鮮明さについてである。本論文においては、第一章から第三章にかけて断続的にはあるが、かなり長く「こども」とは何かをめぐり議論している。要約すればそこで私は、「文化的継承以前」として「こども」を定義している。もちろんこれも、かなり曖昧な定義ではある。だが、「文化的継承以前」の、「おとな」の側から見た時にまったく投影同一化の要素を欠いた「こども」に対して、果たして養育の「責任」を感じるかは分からないし、感じたとしてもそこで共同体の文化を継承させようとするのと切り離しうるか否かはさらに不確かである。歴史研究が教えてくれるように、「こども」は完全な共同体の一員ではないという理由で、しばしば捨てられてきたのだから。

にもかかわらず、「こども」に責任を感じることをある程度前提に本論文は展開し、それは「こども」というレトリックの効果以上のものではない。本論文における「こども」概念がレトリック以上のものになりにくい理由は、事実として、「おとな」が「こども」に何らかの感情を伴った責任の感覚が生じる根拠のうち少なくとも一部分が「投影同一化」であることにある(この場合、もはやこどもは「こども」ではない)。本論文の議論が、単なるレトリック以上の展開があるとすれば、それは「おとな」が人類、あるいはコスモポリタニズムに同一化している場合に限られる。私は本論文において、様々なレトリックを用いつつ、人類あるい

はコスモポリタニズムへの同一化を誘導しようと試みていることは認めなければならない。私にとって「こども」は特定の共同体以前の存在であるが、その直観は残念ながら論証ではなく情動に働きかける方法で伝えることしかできなかった。

以上が本論文の限界設定である。とりわけ第四点目は、論証の甘さとして批判に曝されよう。しかしこのことと、次に述べる本論文の独自性とは無関係ではない。本論文が取り組もうとしているのは、「こども」の観点から見た平等な世界を構想することであるが、ここでいう「こども」とは、突然この世界へと投げ入れられ、生まれ持った身体も、生まれ落ちた共同体も、何一つ自分で選んだものではないような存在である。そのような絶対的な受動性において、しかも可塑性なき身体とともに、こどもは不確定な未来へと投企させられるのだ。そしてその不確かさは、周囲の「おとな」が感じずにはいられない「不安」でもある。それは私にとって、譲れない一線としてあるのだが、「こども」を名指す諸研究は意外にも（あるいは当然にも）このような「こども」の観点を採っていない。それらは綻びのない全体を想定可能と見做し、将来を高い蓋然性で予想できるとしているのだが、それは「おとな」の観点到過ぎず、もはや私が取り組もうとした事態から遠く離れてしまっている。私はこの、形を与えようとした瞬間に逃れ出してしまうような、「こども」の観点から議論を構築しようとした。それこそが本論文の独自性と表現できよう。

本論文の構造としては、以上の理由から判断枠組みを扱う部分が非常に長くなった。第一部（総論）はすべてそのために充てられる。そこでは、人類の本性、二重継承と二重過程、文化的継承としてのネーションビルディングをめぐる諸議論、ネーション間移動をめぐる諸困難、「財」の整理が扱われる。後半の第二部（各論）は、既に述べた「こども」という問いを鋭敏に感じさせる、身体的マイノリティを三つ例に挙げて、前半の議論の理解と説得力を増大させることを狙っている。三つの例とは、ろう者、ゲイ、アスペルガー症候群である。最終的に、「（難民）」という語に導かれつつ記すが）「こども」を歓待することが、その場に留まれるようにすることも、そこから別の場へと移れるようにすることも、共に含むのだということが感じられるなら、ひとまず本論文の狙いの大半は達成されたということになるろう。

第一章 二重継承という文脈

1. 超社会性

ひとのこどもは、人類という超社会的 **ultrasocial** な種のなかに生まれる。人類は、他に類を見ないような（進化学的に近縁の、他の霊長類とも比較にならないような）、血縁関係を越えた大規模な社会を維持することのできる唯一の種である。ひとのこどもが生まれてくる文脈とは、このような人類、その超社会性の網の目の中であることをひとまず押さえておこう。

人類の超社会性を可能にした生物学的要因をめぐっては、これまでも多くの興味が喚起され、調査と議論が為されてきたし、現代においても複数の学問領域で研究が進められている、というだけでは足りないほど、むしろ現代においてこそ研究が興隆していると呼ばれるべきかもしれない。それらをこの場で、簡潔に要約および評価することは容易なことではないし、それが私の意図でもない。しかしながら、私が本論文において展開しようとする主題に関する限り、若干の説明は必要であろうし、またその限りでは以下のようなごく粗いスケッチであっても許容されることだろう。

人類の超社会性を可能にした生物学的要因については、人類と最も進化学的に近縁の種であるチンパンジーと比較して、それと共有される特徴と共有されない特徴とを挙げるのが整理しやすい。チンパンジーもまた、小規模な集団を形成し維持することのできる種であるので、それと比較することは人類の超社会性の特異性を浮かび上がらせることができるからだ。ジョセフ・ヒース (Heath [2008=2013]) の整理に概ね沿う形で、順に検討しよう。

人類の超社会性を可能にした生物学的要因のうち、チンパンジーとも共有される特徴をふたつ挙げる事ができる。ひとつは血縁選択（包括適応度）であり、もうひとつは互惠的利他主義である。

血縁選択とは、包括適応度とも呼ばれるが、自分と遺伝子を共有する存在に対する利他的行動のことを指す概念である。これは、進化論における自然淘汰の単位（あるいは「利己的」である真の単位）を、従来の個体から遺伝子にシフトする考え方であり、換言すれば、個体における利他的行動を利己的遺伝子の観点から説明するものである。（種によって遺伝子が受け継がれていく形式が異なり、よってミツバチとチンパンジーとでは数値化もその帰結も異なるのだが、ここでは便宜上の例として）チンパンジーの場合であれば、個体として生存し配偶者を見つけ生殖した場合に、こどもに受け継がれる遺伝子は $1/2$ である。これはきょうだいと共有される割合と同一であり、またきょうだいが生存し配偶者を見つけ生殖した場合、そのこどもに受け継がれる遺伝子との共有率は $1/4$ となる。ということは、実子一人とおい・めい二人とは、遺伝子の共有率という観点から言えば同等ということになり、自分の繁殖機会を減じてもおい・めいを守るのは理に適った行為となる。このことが、自身と血縁関係にある個体に対する利他的行動を説明することができる。

互惠的利他主義とは、自分に対して利益を供与する相手には、同様に利益を供与しようとする行動を指す概念である。これは同時に、自分に対して利益を供与しない、あるいは不利益をもたらす相手に対しては利益を供与しないということも意味する（したがって、互惠的利他主義が成立するためには、その前提として個体識別が可能となっていなければならない）。その例としてよく挙げられるのが、チンパンジーの互惠的毛づくろい行動であるが、こうした互惠的行動は一定の拡張あるいは発展があって、毛づくろいし合う相手には食料を分かち合う確率が高いことも分かっている。すなわち、これらは血縁関係とは異なる二者間関係（友

情のようなものかもしれない)を維持する機構としてよく機能するのである。

血縁選択も互惠的利他主義も、いずれも人類の示す利他的行動の一部を説明可能にしている。たとえば血縁選択は、外見が自分と類似している個体に対する同一化を促進するだろう。互惠的利他主義は、敵(ここにはフリーライダーも含める)か味方かを見分けることを可能にしただろう。この両者が組み合わせられれば、人類の有する内集団バイアスについても説明可能となるかもしれない¹。だが、両者ともに、血縁関係を越えた大規模な社会を維持する人類の超社会性を説明可能にするとは思われない²し、何よりの証拠に、こうした血縁選択や互惠的利他主義を有するとされるチンパンジーが大規模な協力行動をとっていないのだ。したがって、人類がチンパンジーと質的に区別されるような別の特徴が、説明には必要とされる。

人類の超社会性を可能にした生物学的要因のうち、チンパンジーとは共有されない特徴が、規範同調性 *norm conformity* である。規範同調性とは、相互的方向性を有する現象であり、自分も周囲の個体もともに何らかの規範に同調させようとする傾向のことである(したがって、自分が相手に合わせることも、相手を自分に合わせさせることも、どちらも生じることになる)。そしてこの規範同調性が、人類にチンパンジーとは(知能などといった量的相違では説明できないような)質的に異なる社会的学習を可能とした。それは一方において、人類のこどもが生得的に強い模倣能力を有すること³(周囲→自分という同調傾向)、また一方には、人類は相手の目線に立って相手が学習しやすいように教えようとする志向性を有することがあり⁴(自

¹ 最近になって、多くの論者によって突如注目されるようになったオキシトシンは、(次に述べる人類固有のレベルではなく)このレベルで作用するものと思われる。そもそも、プレーリーハタネズミとサンガクハタネズミの行動上の比較観察から始まった(関係性に関する)オキシトシン研究が、人類に独自の性質を説明することは論理的に不可能である。事実、オキシトシンを用いた実験結果によれば、オキシトシンを使用した場合に対面での信頼生成にはプラスに機能するものの、内集団バイアスはむしろ強めることが指摘されている。この実験結果については、チャーチランドによる整理が有用である (Churchland [2011=2013])。

² 私は同意しないが、説明可能だと考える論者、少なくとも質的な違いではなく量的な違い(たとえば知能の違い)だと考える論者は少なくないようである。その際によく使われる議論として、「強い」互惠性あるいは「第三者懲罰」がある。これは、確かに一見したところ互惠的利他主義の発展形にも見えなくもない現象である。具体的に説明すると、本文に挙げた互惠的利他主義の場合は、AがBから不利益を被った場合に、Bに対してAがその後の協力行動をとらなくなるだけである。「強い互惠性」とは、AがBに対して積極的に報復に行くことである。「第三者懲罰」とは、Bを懲らしめるために(直接的には無関係な)Cが報復に行くことである。確かに、このような強い互惠性や第三者懲罰が存在すれば社会の成立を説明することはより容易となるであろう。問題は、こうした強い互惠性や第三者懲罰を、現実のチンパンジーは行わないということである。むしろこれらは、後述する(人類固有の)規範同調性に基づく、規範維持のための行動と解釈すべきであるだろう。こうした論点について、ヒースは見事な整理を行っており参考になる。

³ チンパンジーと人類のこどもとの比較実験では、人類のこどもは合理的でないような方法であっても、目の前の大人がそうするやり方を模倣することが分かっている。これは、チンパンジーが、周囲の個体が合理的な(自身にとって有益な)方法を行っているときにのみ、「技を盗む」のとは対照的である。トマセロによる説明を参照せよ (Tomasello [2009=2013])。

⁴ これは、心の理論の発揮としても説明できるかもしれないが、それは説明の順番が逆になっているように私は思う。実は、ここで挙げた志向性はおとなに限らず、いわゆる心の理論課題をクリアしていないような低年齢帯のこどもであっても、この傾向は認められるのだ。トマセロが行った実験によれば、こどもは自分が教わったことのないその場限りのルールであっても、そもそもルール違反を罰する場面を見たことがなくとも、決められたルールを違反する人間にはルールを順守させようと教えることが観察されている。つまりこどもの場合は、能力的な制約のために相手に分かりやすく教えることは難しいかもしれないが、相手と同じ規範を分かち合おうとする傾向自体は認められるということが、ここから理解できるだろう。ステレルニーは(ここまで端的には言い切らないが)、人間の特徴が徒弟学習であり、そこで師は弟子が学びやすいようなニッチ構築を行うと指摘している (Sterelny [2012=2013])。

分→周囲という同調傾向)、この両者が相まって双方向的に同調が強化されることで実現する(人類が持つ発達の可塑性や、社会的学習に費やされる長い幼年期といった特徴も、この過程を強力に促進するだろう)。

規範同調性が、具体的にどのような生物学的進化(特にそれによる神経機構の変化)によって可能となったのかについては、目下研究が進行中といった現状であって、少なくとも現時点において明確な解をここで挙げることはできない⁵。だが、この規範同調性が、広範かつ濃密な文化継承を人類に可能たらしめ、遺伝的進化と文化的進化というハイブリッド=二重継承 dual inheritance による急速な進化を可能にした、と述べることは可能である。そしてこの点こそが、本論文において重要な意味を持つ。

2. 二重継承

二重継承とは、(より一般的で、従来から生物進化・自然選択領域で論じられてきた) 遺伝的進化と(人類

⁵ この規範同調性は、人類である限り例外なく認められる特徴である以上、遅くとも「出アフリカ」(およそ5万年前と推定されている)以前には獲得されたものであろう。同時にこの変化は、それほど昔に獲得されたものでもない、とも考えられる。というのは、従来言われていた人類を他の種と区別する特徴である、統語論を持った言語、領域一般的な知性、累積的文化継承、超社会性は、考古学的検討によればせいぜい20~30万年前(一説によれば15万年前)までしか遡ることができないからであり、これらの諸特徴は(時間的に考えても、個々に発達したものではなく)共通して、規範同調性が根底に存在すると推定されるからである。ヒースによる整理を参照。また、ルイス=ウィリアムズによる洞窟内壁画をめぐる論考についても参照(Lewis-Williams [2002=2012])。

規範同調性をめぐって、この場で若干の展開を行いたい。規範同調性は、人類の場合に具体的な(あるいは二人称的視点に基づく)対面的関係に留まらず、より抽象的な(あるいは三人称的視点に基づく)制度や市場へも拡大する。というよりも、人類の規範同調性は、そのような複数の領域すべてにおいて機能し、相互に補い合い強化し合う重層的構造を持っている(たとえば服を購入する時に、対面的には店員への信頼が必要かもしれないが、そもそも流通する金銭というものへの信頼がなければ購買行為は成り立たない)。ということは、規範同調性は少なくとも「非現前想像力」と何らかの関連を有することが想像される。さらに非現前想像力は、(時に「信頼」という割り切った語彙で説明されてしまう)「投影同一化」といった心的機制も可能にするのだから、これらもまた(独立に進化したというより)強く関連するものとして、あるいは実は根を同じくするものとして考えるべきなのかもしれない。

たとえばホロビンはそのような立場である(Horrobin [2001=2002])。彼によれば、社会形成、非現前想像力、(投影同一化すなわち)自我境界の弱体化や拡大、それによって生じるカリスマ性や精神病への脆弱性、これらはすべて同一の要因に由来するとされる。その進化的要因とは、彼によれば脂質代謝の変化であり、それゆえに脂質代謝の改善(具体的には ω 3脂肪酸摂取)が精神病への脆弱性を軽減する(逆に言えば、 ω 3脂肪酸摂取の減少が精神病を悪化させる)ことになる。これは壮大な仮説だが、ごく近視眼的なこととして、確かに ω 3脂肪酸摂取は精神病症状を軽減することが現時点では広く認められている。またこのことは、(脂質代謝の変化が如実に表れる場合はニューロンではなくグリアであるから)精神病のグリア仮説とも関連を持つ。

とりわけ治療が絡んでくると、医学・生物学は避け難く政治や経済の影響によって動かされてしまい、その結果真実を見出すのがますます難しくなってしまうのだが、医学・生物学の世界に飛び交う情報(の一部)は人類の本性について我々に何らかの示唆を与えているはずである。たとえばごく最近の精神病をめぐる仮説によれば、慢性炎症やカルボニルストレス(その実態は酸化や糖化)などによっても発症あるいは症状増悪は生じるらしい。ここからは全くの推測になってしまうが、もしもこれらの仮説群が妥当だとするならば、糖質摂取の増加は自我境界弱体化(および既述の特徴群)と関連を有するかもしれない。糖質は脂質や蛋白質と違って、(アルコールと同様)依存性を有することを鑑みれば、脳内のバランスを本来と違った方向へとシフトさせる可能性も念頭においてよい。気候条件の悪化が人類の食行動を強制的に変容させ、定住を強いるようになったことはいまではよく知られているが、農耕および高糖質食が人類の神経機構に与えた変化という観点からも、農耕化したのちの(単なる手段的に必要となったという以外の)大規模集団の形成を考えてみてもよいかもしれない。

に固有の過程である) 文化的進化 (より明確に「累積的文化継承」と呼ばれることもある) との両者によって継承が行われることを指す概念であるが、後者が加わることによって、前者だけでは説明が不可能なほど急速に人類が進化した事態を示すものでもある。そして、この文化的進化を可能たらしめた遺伝的進化こそが、「規範同調性」として説明される要素だということは既述した。

ところで、遺伝子を単位とする遺伝的進化と、文化を単位とする文化的進化は、自然選択の過程に大きな違いがある。遺伝的進化は、(突然変異を別に検討するとしても) 遺伝子が時間軸に沿って垂直方向に受け継がれていくという制約がある。このため、自然選択とは (その遺伝子の運び手としての) 個体が繁殖に成功したか否か (これを適応度という) という水準で生じるわけで (繁殖に成功しなければその遺伝子は消滅する)、その意味ではたとえば強烈に利他的な行動 (例としては見境なく他者をかばって死ぬなど) を規定する遺伝子は存続しようがない。また、適応度の高い遺伝子が残り広がっていくといっても、あくまでここで述べたような時間のスケールで生じるわけだから、集団内遺伝子プールが急激に均一化することは (そもそも時間が掛かったとしても均一化すること自体が、といってもいいかもしれない) 考えにくい。

だが、文化を単位とする文化的進化は、このような制約を受けない。文化は、人類の持つ規範同調性という特徴に基づいて、極めてわずかな時間で水平伝播する。つまり文化的進化とは、単にラマルクの観点から加速されるというだけではなく、(その文化に充分強力な影響力があれば) 伝播の速度が桁違いに大きいのであり、しかも集団内の個体全員に感応することで (文化的に) 均一化することさえ可能となる。これは、たとえ集団といえどもある程度の多様性を保持し続ける遺伝的進化と、際立った違いである。しかも、個体の適応度が著しく低下するような内容 (たとえば宗教規範に沿って死ぬ、去勢を受ける、など) であったとしても、(集団内の個体が全員死ぬなどして、それ以上文化の伝播が不可能となったりすれば別だが) 存続可能である。

すなわち、遺伝的進化と文化的進化とは、(同じ「進化」や、時には「選択」という言葉で表現されてはいても) 継承されていく様式が全く異なる。このため、両者の間で受け継がれていく経路に乖離が生じることになるのだ。人類という種は、この遺伝的進化と文化的進化というふたつの経路の上にあり、そしてこのふたつの経路が重ねあわされた上に、個体が存するのである。

3. 二重過程

二重継承とは、受け継がれるもの (遺伝子や文化) に着目した観点による説明であったが、これを個体の側に着目した観点に移すとすればどうなるであろうか。それを述べているのが、(厳密には相同ではないものの) 思考の二重過程理論 **dual process theory** である。二重過程理論をめぐっても多くの論者がいる (そして各々用語も異なる) が、ここではスタノヴィッチによる整理を参照しよう (Stanovich [2004=2008])。彼の整理に従えば、人類の思考は、ヒューリスティックシステムと分析的システムの二つに分けられる (ということ述べているのが二重過程理論である)。前者は、連想的・全体論的・並列的・自動的で、認知能力への負荷が比較的少なく、比較的迅速で、かつ高度に文脈依存である。それに対し後者は、規則に基づき、分析的・直列的で制御型であり、認知能力への負荷が大きく、比較的遅く、文脈から独立している思考である。ここで重要な点として、ヒューリスティックシステムは遺伝子 (ジーン) 継承に由来する部分が大きく、分析的システムは「言語」を介するものなので文化的 (ミーム) 継承にもっぱら由来する。思考の二重過程は、(遺伝的/文化的という) 継承の二重性に由来するというわけだ。しかも、直ちに理解できるように、個体

の意識（さらには自我）にとってより中核的な位置を占めるのは、文化的継承に由来する分析的システムの方である。

このことを別の観点から言い換えよう（通常この観点は、「言語論的転回」と呼ばれる）。人類の個体が、思考し自我を有するためには、その前提として言語を習得しなければならない。だが、言語は個体の内部から湧き上がってくるものではなく、むしろ集団内を流通するものであり、個体はそれを内在化することによって習得していくしかない。つまり、言語という観点から見て、個体の外部と内部とは（その境界を横断して、あるいはそもそも境界などなかったかのように）交通している。人類にとって、個体化された思考とは、常に間主観性に裏打ちされ、むしろそれを内在化したものなのだ（これは、コミュニタリアン的人間観の最大の論拠であろう）。

こうした観点からすれば、思考（あるいは意志や判断）が、個体に内在すると考えるのは全く妥当でないことが理解できる。事実、人類は歴史的に見て、個体の思考（あるいは意志や判断）を補助（あるいは誘導）するために、実に多彩で多層的なシステム（あるいはアーキテクチャ）を採用してきた。それは、より具体的・二人称的・対面的場面において機能する「配慮」や「評判」から、より抽象的・三人称的・広域的場面において機能する「制度」や「市場」、さらには意識さえも離れて無意識レベルに向けて機能する「セキュリティ」までが含まれる。これらすべてを可能としたものが、人類に固有の特徴である規範同調性であり、それによる文化的継承なのである。また、人類を呼称する際に用いられる「超社会性」とは、まさにこうした個体を超えた（あたかも集団が個体として振る舞うかのような）高度な組織化のことを指していた。

人類が個体の思考を補助するために採用してきたアーキテクチャは、そうは言っても決して不動のものではない。そのことの意味を考えるために、政治思想という観点から歴史を読み返してみても面白い。具体的・二人称的・対面的場面において機能する人格的他者に接続する（のを補助する）方向と、抽象的・三人称的・広域的場面において機能する人格的他者から離反する（のを補助する）方向とを、ここでは「関係化」と「個体化」と呼ぶことにしよう。この両者は、どちらも規範同調性・非現前想像力・投影同一化を前提とするが、同一化の方向が異なる。そして歴史的に見て、関係化と個体化とのいずれかの立場から、その正当性を主張する論者が現れ、互いに論争を続けてきた。（相互対照可能な仕方では例示すると）関係化の例としては接続・社会・配慮・共感・直観・常識・コミュニタリアンを、個体化の例としては切断・個人・正義・計算・功利・理性・リベラルを挙げることができよう（具体的論争を一例として挙げるなら、理性と常識との対立の例として、ウォルフエンデン報告をめぐるハート対デブリン論争があるだろう）。

「関係化」と「個体化」との間には、無視できない「振幅」が存在する。その振幅は、三つの水準において認めることが可能であり、また必要でもある。第一の水準は、「個体内振幅」である（精神分析、とりわけメラニー・クラインがその理論家の筆頭であるが、彼女のいう妄想分裂ポジションと抑うつポジションとの間の振幅とは、個体における関係化と個体化との間の振幅そのものである）。第二の水準は、「集団内振幅」である（集団をあたかも個体として見立てて、第一の水準と同様の分析を行うものであり、精神分析理論を踏まえた諸科学が採用した）。第三の水準は、「個体間偏差」である（集団の内部においても、個体によって、関係化にシフトしやすいものと、個体化にシフトしやすいものがあり⁶、それらを前提に為すべき統治術を検

⁶ 「関係化」と「個体化」のまた別の例として、道徳発達をめぐるギリガン対コールバーグ論争を挙げておくことは有益かもしれない。個別的な「配慮」と普遍的な「正義」との間で闘われた有名な論争だが、（その意味でより広く、「関係化」と「個体化」として論じる方が、発展性があると思われるものの）ギリガン自身は当初これを、女兒の道徳発達と男児の道徳発達という、性差に基づくものとして提示していたことを

討するものだが、狭義の政治の問いとはこれであろう)。複数の水準それぞれで振幅が存在し、それらの現状を見定め、互いが信じるものに向かって議論し闘争し続けたのが政治思想の歴史であった。人類にとっての文化的継承とは、所与であるとともに選択でもあったのである。

4. 齟齬と逸脱

ひとのこどもは、人類という二重継承を行う種のなかに生まれ、自身も二重継承を受ける中で思考や自我を形成していく。このこと自体は、人類である限り個体にとって絶対的な所与であり、この伝承・継承のネットワークから外れた純粋な自由は、実行不可能なばかりかそもそも想像さえできない。

けれども、このように述べることは個体にとってなんら逃げ場所が存在しないことを意味するわけではない。確かにひとのこどもは、人類という二重継承を本質的特質とする種のなかに生まれるが、より具体的には、特定の文化共同体のなかに生まれることを想起しなければならない。そして人類という種のなかに、文化共同体は複数存在し、それらは異なる内容の文化的継承を行っている。共同体の中で、人々は文化的継承の内容について議論し修正していくことができる。共同体の間で、人々は他の文化共同体の文化を参照し、場合によっては取り入れることもできる。そして共同体の想像上の狭間で、人々は思考することができるのだし、さらには物理的にも人々は、いま所属している共同体から別の共同体へと移動することもできる。個体にとって継承は所与だとしても、その所与は選択することができるのだ。

人類という種における、個体の自由とはそのような、伝承されてきたものの狭間において生じる。勿論その自由は無限ではなく、個体にとって動かしようのない所与はむしろ膨大にあるとさえいえる。そのことを我々に感じさせるのは、こどもであろう。こどもを見るときに我々が感受するのは、その動かしがたい所与性である。こどもにとって、遺伝的継承は所与である。「何らかの」文化的継承を必要とするという特質だけでなく、(人類に拾い上げられなければこどもはそのまま死ぬしかないが、人類に拾い上げられるということは事実上、何らかの文化共同体に拾い上げられ、そこで育てられるということであるから)「特定の」文化的継承を受け取り、それを内在化するしかないということも所与である。その内容を、こどもの側で選択などしようがない。その避け難い所与性の反復は、人類の歴史そのものだ。

だがその綿々と続く継承の反復において、(あるいは実数としては決して多くはないのかもしれないが、いわば「変わり種」のような存在として) 遺伝的継承と文化的継承との間に著しい齟齬が生じる事態も、少ないながらも確率的に起こり得るのではないか。つまり、(突然変異を含めつつ) 遺伝的継承によって生得的に形成された身体と、その個体が置かれた文化共同体における文化的継承の内容とが、明らかにかみ合わず、個体の中でいわば内戦が勃発するようなそうした事態である⁷。そのこどもが示す苦悩は、我々に責任の感覚

忘れるべきではない。(集団間の差よりもむしろ集団内の差の方が大きい、など) 様々な留保をつけることを許せば、確かに「関係化」を「女性脳型」、「個体化」を「男性脳型」と呼称することには一定のリアリティがあるように感じられる(バロン=コーエンの議論も参照せよ。Baron-Cohen [2003=2005])。ともあれ、規範同調性というとき、同調対象の幅は文化的継承によって決まるが、同調対象の決定には遺伝的継承もまた関与するというのは一般的だとしてよいだろう。この水準で言えば、脳科学は社会科学に直接的貢献を為す。

⁷ 継承間で齟齬をきたすといっても、複数の場合が想定される。もちろん遺伝的継承の内部で、あるいは文化的継承の内部で、齟齬が生じるということもあり得るだろう。そうした様々な事態について、本論文は射程に入れつつも、残念ながら、十分な議論についてはまた別の場を必要とすると言わざるを得ない。

ここでは、遺伝的継承と文化的継承との間の齟齬という点について、若干の補足を行いたい。というのは

を喚起し、新たな思考を要請する。別の文化共同体、別の文化的継承へと、こどもが「逃げる」ことを可能にするそのような思考へと、我々を向かわせるのだ。

齟齬が逸脱を要請する。繰り返すが、こども自身にとって所与は絶対的なものである。周囲のおとなにとっても、選択できる幅は大きくはない。そうした様々な制約の中であって、それでも「ここ」で受け入れて育てるべきか、それとも「別の場」へと送り出すべきかというのは、困難ではあっても可能な問いとして我々の前に常に存在する。私はこの問いに向き合いたい。こどもが共同体の中で、留まるべき場合に留まり、逃げるべき場合に逃げられることを、実効的に保障することが何故必要で、どこに困難があるかを出来る限り明確化したい。本論文は、そのために書かれている。

以後、本論文の問題設定上、こどもという個体にとっての継承の意味を探求することになるのだが、人類全体にとっての齟齬の意味についても興味を持つひとがいるだろうからだ。

そもそもこの齟齬は、自明であるだけでなく、ある意味でこの齟齬こそが（文化的継承の水準のみならず、遺伝的継承という水準においてさえも）人類の進化の原動力でさえあるからだ。たとえば共同体に流通する規範に同調できない個体は、遺伝的な意味でも適応度が顕著に下がるため、文化的継承は遺伝的水準における自然選択にも影響を与える。このことを、意識的・組織的に思考し実行に移すことが、歴史的には「優生」とか「社会的ダーウィニズム」と呼ばれるが、狭義のそれに限らなければ人類史とはそのようなものの連続であった。

したがって、問題はこの齟齬それ自体ではない。この齟齬に向き合って、どのような文化的継承が望ましいのかを議論することが求められている、ということなのだ（それはまた、許容可能な遺伝的継承の幅について議論することでもあるだろう）。繰り返すが、無限の解放は存在しないが、議論や選択は可能のはずである。それについて本文中でも触れた。

第二章 ネイションビルディング

1. ネイションビルディング

ひとのこどもは、人類という二重継承を行う種のなかに生まれるが、より具体的には、特定の文化共同体のなかに生まれる。そして人類という種のなかに、文化共同体は複数存在し、それらは異なる内容の文化的継承を行って自己再生産している。このような自己再生産する文化共同体を一般に、ネイションと呼ぶ¹。そして、ネイション nation の再生産過程は、ネイションビルディング nation-building（あるいはナショナリズム nationalism²）と呼ばれている。

ひとは有性生殖および死を持つ生物であるから、個体としてのひとは、遅かれ早かれ必ず死ぬ。ネイションは、その最小の構成要素が個体としてのひとである以上、ネイションが個体としてのひとの寿命を超えて存続するためには、新たにひとを受け入れて自己再生産する必要がある。それにはふたつの方法があり、内部のひとにこどもを生ませるか、外部からひとを調達してくる（移民と呼ばれる）かである。歴史的に見ると、ネイションはほとんどの場合に、前者に主軸を置いてきた。つまり、内部のひとにこどもを生まれ、そのこどもに文化を伝承しネイションの構成要素へと作り上げてきたのが、ネイションビルディングの主要な方法であった。

ネイションビルディングは、(こども、あるいは部分的には移民に、文化を伝承することによってなされる) 文化的継承による自己再生産であると述べた。しかしながら、文化を継承したひとが、(寿命などで死ぬことなくとも) ネイションから逃げ出してしまえば、やはり自己再生産としては失敗である。このためネイションビルディングは、構成要素であるひとに様々な「財」を与え、ネイションへの信頼（あるいは投影同一化）を生じさせ、ネイション内部に留まらせる（つまり逃げない）インセンティブを植え付けるに至って、

¹ ネイションの定義として、これがもっとも広い（あるいは薄い）定義である。確かに、ネイションの定義をめぐってはそれだけで膨大な議論があり、かつその定義の仕方には各々固有の政治的賭金があるのだが（そしてそれゆえにこそ定義論争はある種泥沼化するのだが）、少なくとも「自己再生産する文化共同体」という要素を欠いた定義は、私の知る限り存在しない。そして本論文の議論に関する限りこの定義で充分であり、ネイションの定義論争にこれ以上深入りする必要を感じない。

ただし一点のみ、誤解のないように補足する。ネイションという語は、日本語の語彙に過不足なく該当するものが見当たらないため、本論文においても以後訳語を当てずに議論を進めるが、敢えて当てはめるなら「民族」であり「国家 state」ではない。この辺りの事情は、英語圏内部においてもズレがあり、たとえばアメリカは（カナダと違って）ネイションというと事実上限りなく国家と重なる意味を持つ。このような違いが生まれたこと自体に、それぞれ固有の歴史的・政治的文脈があり、本論文の以下の議論とも関連する主題ともなる。本論文の主旨から外れるのでこれ以上は踏み込まないが、一点だけ指摘しておくなら、アメリカはその歴史的特殊性から個々のステイトを超えた水準（＝連邦）に単一のネイションを呼び込む必要があった、ということだ（このことが、アメリカにおけるネイションの用語法の特異性を説明する）。歴史的に見て、アメリカの連邦制成立は、様々な修飾を取り払ってみればむしろ従来の連邦主義とはどこまでも遠く、むしろ限りなく純粋なネイションビルディングである。

² 前注も参照。ナショナリズムの定義をめぐっても（ネイションの定義と）ほぼ同じような事情があるのだが、やはりここではこれ以上踏み込まない。誤解のないように一点のみ補足するなら、本論文におけるナショナリズムは国家とは独立の概念である（クルドナショナリズムやケベックナショナリズムは、少なくとも現時点において「国家」ではないこと、および常に「国家」を求める運動であるとは限らないことを想起されたい）。通常日本やアメリカで（賛否含め）熱く議論が続けられているナショナリズムは、本論文の用語においては「国家のナショナリズム」である。

ようやく達成されるのだ。

ネイションが提供する「財」には様々なものがある（「財」をめぐる詳細な議論は第三章で展開するが、本章で必要な限りで簡潔に以下提示する）。普遍的な財（他のネイションにおいても同等の益を生じ、同様に提供される財）としては、技能や雇用がある。差異化された財（他のネイションにおいては同等の益を期待しにくく、提供も期待できない財）としては、言語、土地や人間への絆がある。前者は比較優位性がある場合に限って、後者はあらゆる場合に、ネイション内部に留まるインセンティブを生み出す。よってまずは後者について、特にその代表例として「言語」について議論しよう³。

ネイションが提供する財の中でも、（伝承内容それ自体であるとともに、個体にとって不可欠な「財」でもある）「言語」の特異性は際立っている。言語の「財」としての性質の概要を以下に示しておこう。言語は生活のあらゆる場面において必要とされるが、言語は習得に時間が必要な財であり無際限に習得できるものではないために、結果的にひとの所属を限定する（同時にこのことが、同朋意識というまた別の財を生産する）。また、言語は、単に道具的な（外在的な）財ではなく、個体の境界線を超えて交通する（このことが、言語を共有する人間同士の内的なアイデンティティ共有の源泉となる）。そのうえ、一次的社会化と二次的社会化とは、言語に関する限り区別しえないことから、信頼（あるいは投影同一化）の対象を狭い親族関係からネイションへとスケールアップすることが可能となる⁴。ネイションがネイションビルディングに従事する際に、言語の取り扱いが常に注目されるのはこのような理由があるからだ。

³ 前者（普遍的な財）は比較優位性、つまり他のネイションと比較した場合に相対的優位性がある場合に限って、当該ネイション内部に留まるインセンティブを生み出す。逆に言えば、相対的に劣位であれば、当該ネイションへの信頼（あるいは投影同一化）は脆弱化し、反乱や逃走など統治の危機を招く。このことは差異化された財（言語）の統治とは、（もちろん関連するのだが）ある程度独立の問題として認識しておく必要がある。詳細は、第三章において検討を行う。

一点だけ補足する。実際の多文化主義（および多文化主義政策）をめぐる政治的諸問題の多くは、（差異化された財は比較の対象とならないこともあって）普遍的な財の格差問題を背景としている。したがってたとえば、ナショナルマイノリティがいるなら文化的自治・分権政策を採用すればことは済むだろう、といった認識では、現実の諸困難は何ら解消されない。そうした諸困難の歴史的例として、ユーゴスラヴィアやソヴェト連邦を挙げておく（後者は一時期に限定されるとはいえ、ともに、高度に文化的自治を通じた分権政策を敷いていた）。ヘクター（Hechter [2000]）や塩川による議論を参照せよ。

⁴ 言語という観点からすれば、一次的社会化（広義の家庭で為される）と二次的社会化（より広域であるネイションで達成される）とは区別できないと記した。すなわち、家族とネイションとはシームレスに連続し、一貫したものとしてネイションビルディングがなされるのである。

ここで、本章後半の議論につなげるために若干の展開を行いたい。ネイションビルディングが、親子関係に基盤を置いていることを、繰り返し指摘しておきたいのである。

家庭とは、身体の生産・再生産が行われると同時に、文化的継承の最初期段階の場でもあり、この二つの要素はともに、ネイションの再生産であるネイションビルディングに決定的な役割を果たしている。また生まれてきたこどもに対して、親は情緒的関係性を基盤としながら、様々なものを教える。それには言語や文化もまた含まれる。そして家庭で習得した言語や文化は、家庭の外にあるネイション内諸集団、たとえば学校や友人、医療や行政サービス、労働や政治参加へのアクセスの前提となり、またそれらへの所属のインセンティブとしても機能する。この過程でこどもが受け取る関係性や記憶は、言語や文化とともにネイション内に自発的に留まり続ける誘因として機能する。これらすべて、本文中で指摘した通り、ネイションビルディングにとって本質的な機能を果たすものだ。

ネイションビルディングにとっては、公／私の区分など存在しないのである。関連する指摘として、アルチュセールは、家族を国家のイデオロギー諸装置の一つと捉えたことを挙げておこう（Althusser [1995=2005]）。また、「われわれが子供たちに教える言語、枕元での夜話、そして子守歌は、ネイションのために死ぬ覚悟を表明するのと同程度に十分な人々によるナショナルな義務の遂行であろう」というタミールの指摘も見よ（Tamir [1993=2006]）。

2. 国家のネーションビルディングと多文化主義政策

歴史的には近代以降、勢力を持ったネーションは国家 state を担い、ネーションステイト nation-state (国民国家⁵とも呼ばれる) を成すようになるが、これによりネーションビルディングは(国家という、主権すなわち排他的権力行使を周囲から認められた組織を利用することによって)より徹底されるようになる。これが国家のネーションビルディング state nation-building (あるいは国民形成とも呼ばれる)である。具体的には、義務教育、メディア、公用語法令、帰化政策、祝日、象徴、徴兵制など様々な道具を用いて遂行され、その狙いとしては領土内の人間すべてに単一の国民性 nationhood やナショナルアイデンティティ national identity を注入し、均一の空間を形成することにあつた。

それは歴史的に見て、リベラルで重要な目的にも役立ってきた。たとえば階級の分断を超えて、主権の担い手として「人民」の価値を引き上げた⁶。また福祉国家の基盤である連帯意識を強め、教育や職業への機会均等を推進することで社会正義に寄与した。さらに共通言語を普及させることで構成員相互の信頼(あるいは投影同一化)を強め、討議的民主主義を可能にした。国家を通じた正義の実現を企図する改良主義的リベラルは、少なくとも暗黙の裡に国家のネーションビルディングを前提としている⁷。

だが、国家(あるいは空間的な意味でのあらゆる領土)が、厳密に単一のネーションによって成立しているとは考えにくい。ひとつはもともとそこに居住していたナショナルマイノリティ national minority (ここでは先住民もこれに含める)、ひとつは移民によって、ナショナルに均一な領土という像は現実のものとならない。仮に支配的なネーション dominant nation の側が、その結果として完全に平等な地位を約束したとしても⁸、ナショナルマイノリティや移民の、支配的ネーションへの完全なる文化的同化は実現困難であつただ

⁵ 国民という語をめぐるでも、(日本においては)複雑な歴史的経緯と、政治的負荷を背負った諸議論がある。ここではそうした検討を一切取り扱うことができないが、誤解を防ぐために一点だけ補足しておく。

「国民」とは、ネーションステイト(国民国家)の構成要素(と想定されるひと)のことである。「国民形成」とは、そのような「国民」を生成することである。つまり、これらの用語は、国家を担うネーション(やネーションビルディング)について用いる用語である。しかしながら本文中の議論から明らかなように、ネーションビルディングは国家を担うネーションもそうでないネーションも行うのであり、この両者に必要以上に質的な相違があるとすると概念設定は望ましくない(最大の相違点は、量的なもの、つまり実効力である)。

⁶ これ自体が、支配層と被支配層という「ふたつのネーション」を統合しようとする努力の結果であつたとも表現できる。同様に、資本家階級と労働者階級との(紆余曲折に満ちた)統合もまた同型のものであり、そこにあつた(単なる妥協ではなく)敵対性の残響こそが、国家による再分配政策を指示し支持しているのだとも言えよう。だが同時に、それがいかなる切り捨てを伴ったかについても、現時点から見れば興味深い。酒井隆史による議論が参考になる(酒井 [2001])。

⁷ 原理的に見て、国家のネーションビルディングを前提とせずに、不平等を解消しようとするなら、国家とは異なる権力装置、たとえば世界政府などが必要になるだろう。しかし政治理論が(実現可能性という観点から)既存の政治体制をある程度は前提とせざるを得ない限り、(どれだけ批判しながらであっても)国家を全く前提としないような主張はできないだろう。多文化主義の政治理論は、必ず(しかも意外と近いところで)議論が限界に達するのだが、それはほとんどの場合哲学的要因というより現実政治的な要因に由来する。

⁸ ただ、そもそもこれは、現実には考えにくい仮定である。支配的ネーションの側が、(劣位にある)ナショナルマイノリティや移民に、実効性を伴う形で完全な平等を保障する意図を持つ可能性は、極めて低いと言わざるを得ない。現実には起こっているのは、文化の違いを本質主義化したうえで拡大解釈し、普遍的な財の格差を合理化するような事態である(しかもそこに、支配的ネーション内部の格差問題が絡み合うという

けでなく、強い抵抗にも遭ってきた。とりわけ、(多くの場合に独自の文化集団として自らを存続させることを望んでいる) ナショナルマイノリティにとって、支配的ネーションが行う国家のネーションビルディングは破壊的影響を被るものだ。そのため彼らは、国家のネーションビルディングと同様の手法を採用することで対抗的ネーションビルディング *competing nation-building* を行ってきたのである⁹。

多文化主義政策とは、このような否定しようもない文化的多様性を前に、それでも国家(=支配的ネーション)が領土内の人間を安定的に統治しようとした際に、不可避免的に採用されたものである¹⁰。それは疑いようもなく、双方にとっての妥協である。しかしそれは同時に、国家のネーションビルディングによって地均しされたナショナルアイデンティティによっていかに覆われていようとも、当時の闘争、そこにあった敵対性が亡霊のように浮かび上がってくるものでもある。多文化主義政策は、その残響と振幅においてこそ分析し評価されなければならない。

3. キムリッカのリベラル多文化主義とその批判

カナダの政治理論家ウィル・キムリッカは、上記のような捉え難さを持つ多文化主義政策を鮮やかに整理して提示したことで注目された。彼の議論の特徴は、リベラルな平等を前提としつつ、換言すれば国家のネーションビルディングを正当なものとして認めつつ、最大限マイノリティの諸権利を保障しようとしたものだという点にある¹¹。

キムリッカ多文化主義論の構図は、(詳細を省けば)非常にシンプルなものである。(彼の議論が、現実政治的水準ではなく規範的水準において提出されていることを鑑みれば、最も重要な論点であろう) マイノリティの諸権利を保障する論拠をめぐって、彼はふたつの正当化を提示している。第一に、言語や文化は基本財 *primary goods* であるから、すべてのひとに保障されなければならないとするテーゼ(前期テーゼ、あるいは分配的正義論による正当化)。第二に、国家は言語・文化的に非中立的である(より明確に言えば、支配的ネーションを利する)ので、そのバイアスによって生じる害を最小化する責任を国家は有する、とするテ

構図になるのが一般的だ)。多文化主義論の役割の一つが、こうした事態の隠蔽や絡み合いを解きほぐすことにある、ということはここで指摘されておいてよい。

⁹ 言うまでもないことかもしれないが、対抗的ネーションビルディングは国家のネーションビルディングが存在するからこそ成立する。その意味で、極めて近代的な現象(および運動の形態)である。ここでは、近代的国民国家を前提としない場合に、運動はどのようにありうるかをめぐっては議論しない。

¹⁰ ハージによるホワイトネーション論を見よ(Hage [1998=2003])。オーストラリア多文化主義は、現実には従来の手法では統治し切れなかった文化的多様性をどうにか統治しようと採用されたものなのだが、何故か良心的な白人が、寛大にも移民を受け入れるというイメージとして語られる、という事態についての興味深い分析がある。ただしこのことは、オーストラリアに固有の問題とは到底思われない。またこのことは、現実的な政策決定の際に、支配的ネーションの存在論的不安を強化しないためのレトリックの必要性を示唆してもいる。

¹¹ キムリッカの議論や主張は、その文体も含め、(時に単純化が過ぎるという批判さえ受けるほど)非常にクリアカットである。だが、実際には彼の議論は、遥かに微妙なバランスの上に成り立っている。(抽象的理論探求と具体的政策提言のどちらでもない中間的議論が続くという点を措くとしても、さらには基調低音として持続するカナダというバイアスも柵に上げるとしても)国家のネーションビルディングの正当性とマイノリティ権利保障を両立させようとする彼の(実は大変アクロバティックな)立場は、そのどちらの立場からも正確には理解されにくかったのかもしれない。彼の主張は、その両者の振幅(あるいは妥協)において読み取られるしかないのだが、一つ補足しておくとして、多文化主義の理論も政策もそのような場でしか議論できないとは言えるかもしれない。

一ゼ（後期テーゼ、あるいは匡正的正義論による正当化）¹²。この両者ともに、マイノリティの諸権利を保障する多文化主義政策を規範的水準から要請するが、その責任の所在が異なっている。

ナショナルマイノリティの場合を、ここでは例として挙げておこう¹³。キムリッカが、ナショナルマイノリティに保障すべき諸権利として挙げているのは、彼らが独自のネイションとして存続するために必要な諸権利であり、より具体的には土地権、移住を制限する権利、当該ネイションの言語で教育やその他公的サービスを運用する権利、自治権、特別代表権や拒否権などである（これらが保障された状態を、多ネイション連邦制 *multinational federalism* と称する）。前期テーゼに基づけば、基本財の平等な分配（＝リベラリズムの文化領域への拡張）が、これら諸政策を正当化する根拠である。後期テーゼに基づけば、国家のネイションビルディングにより生じる不正義の最小化（＝より不偏的なリベラリズムへの深化）が、これら諸政策を正当化する根拠である（この観点からすると、多文化主義政策は支配的ネイションに対してはネイションビルディングの「制約条件」、ナショナルマイノリティに対しては「自衛保障」という意味になる）。

間違いなく、キムリッカの多文化主義論は鮮やかなものであり、一定以上の説得力と実践的示唆を持つものと呼べるだろう¹⁴。だが、上記の議論から理解できるように（そして彼自身認めるように）、キムリッカの議論は一貫して強固にリベラルであり、国家のネイションビルディングを正当なものとするという点も含めてリベラルなのだ。彼の議論の中核にある、この多文化状況に対するリベラル的解決に向けられた批判は、（彼の議論に向けられた幾多の批判の中でも、とりわけ）検討に値しよう。それは彼一人に向けられたものとは見做せず、リベラルな議論を行うあらゆる理論家一般に妥当する批判となるからだ。

キムリッカは、国家が支配的ネイションによって担われ、国家の為す諸政策は支配的ネイションを利用するという現実を認める。これは不正義であり、この不正義を匡正する責任は国家あるいは支配的ネイションの側にある、と彼は述べる（後期テーゼ）。事実認識あるいはそれに基づく解決の理念的方向性、という水準においては、彼の立論は間違っていないと私も思う。だがそうであるとしても、国家あるいは支配的ネイションが、この責任を果たそうとするとは限らない。場合によっては、責任を果たそうとするポーズをとりつつ、より自身に有利なように国家というプラットフォームを書き換えてしまうかもしれない¹⁵。少なくとも、そうしないというインセンティブはどこにも存在しない。では何故、国家がマイノリティの諸権利を保障すると信じていることができるのか。

¹² 前期と後期との区分は私が提出したものだが、前者は“*Liberalism, Community and Culture*”（1989）および“*Multicultural Citizenship*”（1995）であり、後者は“*Politics in the Vernacular*”（2001）、“*Can Liberal Pluralism be Exported?*”（2001）および“*Multicultural Odysseys*”（2007）に相当する。

¹³ キムリッカ多文化主義論において、ナショナルマイノリティと移民とでは、正当化される諸権利の内容が異なる。後者の、（どちらかと言えばわかりにくい）移民についての彼の議論は、第三章で紹介する。

¹⁴ 数多の批判に曝されながらも、多文化主義政治理論の領域において最も注目されている理論家であり続けているという点だけでも、キムリッカ理論の相対的優位性はコンセンサスをもちえていると私は思う（尤も、それは政治理論の領域において多文化主義自体がマイナーな研究領域だからだという手厳しい批判もありうると思うが）。ただ、彼の議論が注目されやすいのは、純粹に哲学・思想的な点で優れているからではなく、国際法や判例、歴史など事実を整理する手際の良さにあるように私は感じる（彼の説得力の源泉もむしろこうした事実レベルに求められる）。本文中でも述べるように、このような意味で彼は「範例」としやすいためである。

¹⁵ 国家を、支配的ネイションとマイノリティとの間で平等かつ公正な議論を行うためのプラットフォームにするというのは、多文化主義を国策とする諸国家の基本的スタンスであるが、結果的にはそこでの施策が結局は支配的ネイションに有利なように執り行われてしまう事態はむしろありふれている。そのことを鑑みると、これは単なる懸念では済まされない現実性を持つ。近年のシティズンシップ論への注目も、同型の構造的脆弱性を有することは指摘されてよい。

これは現実的な懸念である。たとえば西川長夫によるキムリッカ批判はこの点を突いている¹⁶。だが逆に、国家というプラットフォーム形成あるいはそれによる再分配政策抜きに、支配的ネイションとマイノリティとが同じ席について議論し討議し、あるいは闘争し敵対し、それらが実効性ある形で成し遂げられ、さらにはマイノリティ側に本来期待される水準の権利獲得が達成できるかということ、恐らくかなり困難だろう。ここで議論は空転し行き止まりとなり、一国家内部での解決の困難さという結論とともに、国際レベルにおける現実政治状況分析へとシフトすることになる¹⁷。

4. こどもの不在

国家を担う支配的ネイションとナショナルマイノリティ、その双方のネイションビルディングがぶつかり合う多文化状況において生じてくる不正義を、どのように解決していくべきかをめぐって、リベラルな解決か永続的闘争かを議論することは、(結論が出せるものではないとしても) 確かに一定の派生的政治的效果を持つ。したがって、我々にとってそれは必要な議論なのであり、私はその点について疑いを持ってはいない。しかしながら、支配的ネイションとナショナルマイノリティ、あるいはリベラルと闘争、論争し合うその両者ともに前提としている「ネイションを単位とする」という認識は、(私が本論文において検討している)「子ども」を(両者ともに言及を止めることはないにもかかわらず、事実上)不在にしている。そしてそのことは、些末な問題ではない。

ネイションを単位とした議論を行っているという意味で(それが、彼に独自の立場ではまったくないのだが、その議論の明晰さゆえに問題を浮かび上がらせやすい、「範例」としやすいう意味で)ふたたびキムリッカを召喚しよう。彼の多文化主義論は、(正当化根拠については既に挙げたが)その内容においてはネイションを単位とするという特徴がある。具体的には、キムリッカ多文化主義論が提示する公正な世界像とは、(世界規模でリベラルな諸権利が保障されるという前提の上で)世界に存在する複数のネイションが平等に自己再生産でき(このことがナショナルマイノリティの諸権利保障を要請する)、文化的選好のみに基づくネイション間移動(移民と呼ばれる)は移動先のネイションの可能な(=ネイションの安定性が損なわれない)範囲で受け入れられ統合される(このことが移民の諸権利保障を要請する)ような、単純化していえばそのような世界である。ここには、個体の所属はネイションを単位とし、諸政策の単位もネイションを単位とす

¹⁶ 西川によるキムリッカ批判は、複数の箇所でも繰り返されているが、その中核的ポイントは、国家のネイションビルディングを正当なものとするか否かという点にある。国家のネイションビルディングは、歴史的にも現在進行形にも、甚大な不正義を為してきている以上、拒否するのが整合的な態度だとは私も思う。にもかかわらず、(ナショナルマイノリティが行う対抗的ネイションビルディングにも同様の危険性を嗅ぎ取った結果として)その抵抗の場として「私文化」や「ヴァナキュラー」しか提出しない(あるいは、原理上できない)ことは、彼の立場の現実政治的な脆弱性を示しているように思う。本論文は、ある意味で、キムリッカと西川という、リベラルな解決と永続的闘争という対照的立場を有するふたりの理論家の、両者を乗り越えようとする試みでもある。

ただし、リベラルが超越的立場(しかもたいていの場合、事実上それはマジョリティの立場でもある)から介入を志向することを警戒する論者は、(西川ほどドストイックな論陣を張ることは少ないとはいえ)珍しくはない。その文脈で言えば、ポール・ケリーによるキムリッカとパレクとの比較は、興味深いだろう(佐藤=ケリー [2013])。

¹⁷ 別に一国家内部で解決する必要はないので、(理論はともかく)実際の運動においてはこれで構わないとも言えるかもしれない。第四章にも見るデフナショナリズムが、急速に運動を展開し実績を上げてこられたのも、国境を超えた連帯があったからである。

るという前提があるが、これは果たして妥当なのだろうか。

キムリッカのネイション概念には、明示的あるいは暗黙裡に複数の条件づけが為されている。その中でも、比較的注目されていない「全構成員が習得し利益を享受できる文化を担う」という点を挙げて、以下検討したい¹⁸。

キムリッカがネイション存続の保障を主張するのは、ネイションが担う文化がひとにとって不可欠な基本財を構成するからである（第三章の議論も参照してほしい）。しかし、ロールズの社会的な基本財のリストに挙げられた「自由や機会、所得や富、自尊心の基礎」と、文化とが異なる特徴を持つ財であることも事実である。ロールズの挙げた社会的な基本財が、概ねどの個体に対しても同様に有益であるという帰結を高い蓋然性で期待できる（本論文の用語で言えば「普遍的」である）のに対し、文化はそうではない。文化はこの世界に複数存在するため、総論として文化を基本財と見做すことは認めるにせよ、各論としてはその個体にとって必要な文化とは何かという選択が問題となるからだ（本論文の用語で言えば「差異化」されている）。

ひとにとって必要な文化とは何か。これに対して、キムリッカは端的に「自文化」と答える。一度習得した文化には愛着が生じるし、言語・文化移行は不可能ではないにせよ非常に困難で負担のかかる過程であるからというのがその理由である。だがここでいう「自文化」はどの文化のことを指すのか明言されていない。文脈から推測するに、「自文化」とはその個体が生まれ落ちたネイションが担う文化であり、自分がそこで初めて習得した文化のことを暗黙の裡に指しているのだろう。換言すれば、生まれ落ちたネイションが担う文

¹⁸ キムリッカのネイション概念には、次の三つの条件が設定されている。①社会構成的文化の担い手であり、②均一で境界画定が可能であり、③それが担う文化は全構成員が習得可能でそこから利益が得られる。本文中では③を取り上げたが、（むしろ批判の多い）①および②についても補足が必要と思われるので、ここで検討したい。

キムリッカのネイション概念の第一の特徴は、それが「社会構成的文化の担い手」とされていることである。社会構成的文化とは、「公的および私生活における広範な社会制度で使用されている共有の言語を中核とする、領土的に集中した文化」のことを指す。しかし考えてみればひとが習得し愛着を抱く文化が、社会構成的文化化された文化とは実は限らないので、何故保障の対象となるのが社会構成的文化化された文化に限られ、そうでない文化は対象とならないのか（これは換言すれば、ある程度組織立ったネイションだけを保障の対象とするということでもある）という線引き問題に曝される。（一定の制度化が既に成し遂げられ構成員の動員が可能なナショナルマイノリティと、国家のネイションビルディングとの間にコンフリクトが生じ、その解決こそが主要なテーマであり続けた歴史を鑑みれば、現実政治的な意味での含意は理解できるとはいえ）規範的水準での返答を彼はしていないのだが、そのことは単に彼の議論の説得力を弱めているのみならず、国家のネイションビルディングに対して脆弱なネイションこそより保護に値するという（リベラル再分配主義的な）主張との齟齬が問題となるはずだ。

キムリッカのネイション概念の第二の特徴は、それが（暗黙の裡に）「均一で境界画定が可能」とされていることである。このことは、第一の特徴である社会構成文化化という条件付けと表裏一体でもあるが、それは換言すれば（歴史的には近代以後の）国家のネイションビルディングや、ナショナルマイノリティによる対抗的ネイションビルディングによって地均しされた後というイメージなのであろう。だが、すぐに気が付くように、これは現実政治的に争点となりやすい主題を単純に避けている。ネイション間のコンフリクトは、西欧近代主義的な意味での国家のネイションビルディング（や、したがって対抗的ネイションビルディングも）が十分に成し遂げられていない場で多く生じているし、そこでの争点はネイション間の境界線をどのように引くか（と同時に、そもそも何をネイションと見做すのかという「未承認ネイション」問題）の論拠をめぐるものでもある。キムリッカの議論は、これらについて実践的示唆にあまりにも乏しい。このテーマについては、塩川による一連の研究も参照（塩川 [2004] [2007a] [2007b]）。

ただし、このような条件づけが果たしてキムリッカに特有かと言えば、私にはそうは思えない。「領域的に集中した」という条件さえ外してしまえば、多くの論者は似たような（文化の内部をある程度以上均一なものという前提で）議論をしている（でなければ、文化を単位として議論することはそもそもできない）。その意味で、キムリッカは「範例」なのである。

化をこどもは例外なく習得可能であり、そこから利益を得るだろうという高い蓋然性が期待できるという想定がそこにはあるのだろう。しかし後に示すように、それは事実ではない。

このことは、あらゆるネイションについて指摘することができる。国家を担う支配的ネイションとナショナルマイノリティとは、どちらもネイションビルディングを行う際にその材料としてこどもを使う。通常の多文化主義論で問題となるのは、このどちらがこどもにとって利益となるかという議論であったが、ここではそもそもそのどちらでもないという解の可能性が初めから除外されている。その除外の意味は自明かつ深いものである。支配的ネイションとナショナルマイノリティの双方にとって、勢力を維持し拡大するためにはこどもを取り込むことが必須であり、その必要性はあまりにも自明すぎる。また、それがあまりにも自明すぎるということは、(抵抗とはあくまでネイション間において生起するものであって) そもそもはじめからこどもが抵抗する可能性を想定していないということだ¹⁹。

国家を担う支配的ネイションによって展開される国家のネイションビルディングは、国家と社会との区分だけでなく、公／私の区分をも横断してあらゆるものが動員される。その重要な例の一つが、通常最も私的な空間と見做される家庭なのである。そのように社会の全領域にわたって貫徹される国家のネイションビルディング過程は、文化継承における抵抗の足場さえ容認しない。文化とはその意味で本質的に植民地的であり、国家のネイションビルディングと植民地化とは原理的に区別できない²⁰。そしてこのことは、支配的ネイションだけでなく、ナショナルマイノリティを含むあらゆるネイションに妥当する。

ここで、ネイションビルディングと植民地化とが原理的に区別できないとするなら、その最初期段階である社会化とそれらも原理的に区別できないとも言っているはずだ。それは、こどもの将来の所属を否応なしに方向づけるのであり、かつそれが本人にとって有益である保証は実はどこにもない。その具体的な例として、聴能主義に翻弄された聞こえないこどもや、ヘテロセクシズムを内在化したゲイ・レズビアンといった身体的マイノリティを挙げることができる。身体的マイノリティとは、生まれ持った身体によって、自分の生まれ落ちたネイションの文化習得が困難であったり、習得することが将来の利益を損ねたりする存在であるが、そこにある彼らの遺伝的継承と文化的継承との間の齟齬を解決するための方法とは何か(第一章において提示された問い)。少なくともこの問いは、問い自体が、ネイションを単位とする認識を前提としてしまう、リベラル的解決と永続的闘争との間の論争において、両者ともに射程に入っていないと言わざるを得まい。

植民地化とネイションビルディング、そして社会化というこの三者を同時に議論の俎上に載せることで明確化される問い、それはこれら文化的同化の範囲と内容についての規範論的議論の必要性である。また、その文化的同化が不正なものであった場合に、抵抗を遂行するにはそれなりの資本が必要であるが、ここで念

¹⁹ 現実政治的に見れば、抵抗の有無によって、(通常否定的に捉えられる)国内植民地化と(通常それほど否定的に解釈されない)ネイションビルディングとは区別される。

²⁰ 宗主国が植民地に対して行った同化政策(=“文明化の使命”)も、国家の中央が周辺(そして領土内全域)に対して行った同化政策(=“国民化”)も、家庭内において養育者が自文化をこどもに伝えるという社会化も、いずれも(上下関係を伴った)「文化的同化」という構造的類似性がある。のみならず、国民化は養育関係における文化伝承に依存しているという意味で、両者は単に相同的なだけではなく関連性をも有している。植民地化と国民形成との間に、それは国境線の内外という違いしかなく、強い相同性があると指摘したのは西川である。西川はヘクターを経由して、国民化を植民地化と読み替える。「町から来た教師に『方言』を禁止されて『国語』を学ぶ地方の小学生と、他国から来た教師に『母国語』を禁止されて『日本語』を学ぶ植民地の小学生の間に、どれほどの違いがあるだろうか。[……]国民は広大な『最初の植民地』であった」(西川[2006])。しかしこの言い方を借りるならば、親や専門家に手話言語を否定され、音声言語を強要されるろう児との間にも、これらとどれほどの違いがあるのか、と問いうるはずである。

頭に置くべきは（国境を超えた）植民地と、国境内周辺（ナショナルマイノリティなど、国内植民地と呼ぶべき場所）と、国境内周辺内部のマイノリティ（ナショナルマイノリティの内部に存在する内的マイノリティなど）、そして家庭内のこども、とを比較すると、それぞれが有する資本はこの順に小さくなるということだ。キムリッカが述べるように、多文化主義政策の一つの目的が国家のネーションビルディングによるナショナルマイノリティへの害を匡正する実効性を保障することにあるとするなら、上記全ては同様の責任要求をするだろう。かつ、数の上でも能力的な面でも切り詰めていったときにミニマムな水準で見出されるのはこどもであるから、こどもこそ最大限の保障を要求する存在であるといえるはずだ。

端的に要約したい。こどもは「植民地」であり、（第三章で導入する用語を用いれば）「難民」であり、害が発生した場合にその不正義を匡正するための資本を最も欠いた存在である。したがって、こどもこそが多文化主義論の最も基底に位置する問いを構成する。だが、そのようなこどもの圧倒的な受動性は、最大限の責任を要請するものでありながら、むしろそうであるがゆえに、この問いは容易に切り捨てられ、存在自体が否認される。それがネーションを単位とするということの本質的意味であり、このような議論の仕方に慣れるということが、ネーションビルディングを引き受けること、（象徴的な言い方をすれば）「おとなになる」ということだ。

多文化主義は、歴史的な闘争あるいは敵対性の残響と振幅の上に読み取られるべきだと記した。支配的ネーションとナショナルマイノリティ、あるいは移民との間に為されたそれを、従来の多文化主義論は読み取ってきた。私はそれを、「おとな」と「こども」との間に、潜在的には存在するのかもしれないがいまだ見えないそこにおいて読み取り、多文化主義を再構築したいのである。

第三章 財の分類とネーション間移動

1. 財の分類

前章までで確認したことは、ネーションビルディングが個体に対して与える影響は一概に肯定的にも否定的にも解釈することはできず、その文化的継承が個体にいかなる効果を及ぼすか具体的に検討しなければならないということであったが、そうだとすればその検討の方法を打ち出す必要がある。本章においてはその目的のために財についての議論を提出し、かつ生まれ落ちたネーションが個体に対して害を及ぼす場合にほぼ唯一の解となる可能性を持つ選択肢として、ネーション間移動をめぐる議論を行う。

個体に益あるいは害を生じさせるものを一般に「財 goods」（正の財／負の財）と呼ぶことにする。財はその性質によって、いくつかの軸によって複数に分類することができる。第一の軸は、個体にとって内在か外在かである（これに関連して、内在する財は更に、生得的な財と獲得的な財とに分類される）。第二の軸は、それが普遍的な財か差異化された財かである。第三の軸は、移転当為性を有する財かそうでないかである。また財は、所属と密接に関連し、それがまた財へのアクセスの前提となる。順に検討しよう。

財の性質を分類する第一の軸は、それが個体に内在する財であるか外在する財であるかという点に関わる。現時点で内在する財は、さらに生得的な財と獲得性に内在化された財とに分類することができる。生得的に内在する財とは身体であり、本論文の用語においては遺伝的継承にほぼ一致する。獲得性に内在化する財とは、言語や関係、知識や技能などといった、もともと外在していた財を継承することによって内在化し、現時点においてはその個体と切り離し得なくなったものを指す。現時点で外在する財とは、土地や人間、金銭や職業といった、個人から切り離しうるものを指す。これらは更に第二の軸によって分類され、また第三の軸を判断する前提ともなる。

財の性質を分類する第二の軸は、それが普遍的な財か差異化された財かという点に関わる。普遍的な財 **universal goods** とは、ほぼすべてのひとや場所において同様の益あるいは害を生じさせるものを指す¹。差異化された財 **differentiated goods** とは、生じる益あるいは害がひとや場所に応じて変わるものを指す。普遍的な財と差異化された財との違いは、流通範囲や比較可能性という点から更に明確化することも可能だろう²。ここで分類の第一の軸と第二の軸とを組み合わせ考えてみよう。生得的に内在する財である身体は、その個体に対し財が生じさせるものが益であるか害であるかを定める基準となる。獲得的に内在化する財の中で、普遍的なものは汎用性のある知識や技能などであり、差異化されたものは言語や関係であろう。外在する財の中で、普遍的なものは主に経済的なもの、例えば金銭や職業であり、差異化されたものは土地や人間など

¹ 一般に分配的正義論は、主としてここでいう普遍的な財の分配問題と呼ぶべきものに焦点を合わせてきた、と表現しうる。この点については既に本論文で触れているので確認されたい。

² 流通範囲や比較可能性という論点については、この章の後半で言語を例に議論する。ここではもう一点補足しておきたい。普遍的な財か差異化された財かという区分は、恐らく容易に連想されるように、フレイザーの提出したジレンマ「再分配か承認か」と概ね重なる。しかしながら相違も少なくない。最大の違いは、フレイザーは（ゲイやユダヤを承認問題の典型例として提出しているところからも判断されるように）本論文の用語で言えばネーション内多様性包摂の水準で議論するが、私は差異化された財の論点をネーション間に典型的に見出す。この点はフレイザーも意識していたはずであり、事実、言語的マイノリティの場合は承認されたからといって分離主義を止めることはない指摘しているがそれはこのことである。

であろう。さらにこれら財の間に、所属という点を介して、前提関係や手段目的関係がある。

財の性質を分類する第三の軸は、移転当為性の有無である。外在する財は事実としては移動可能である（逆に言えば、生得的に内在する財や獲得性に内在化する財は、基本的には移動不可能であり、当為性判断以前に事実レベルで議論の枠組みから外れる）。ただし、外在する財を、何をどのように移動させるべきかをめぐっては多くの政治的立場があり、現状では合意に至っていない。本論文においては暫定的に、個人の意味ある生にとって必要不可欠な財＝「基本財」はひとに（実質的に）平等に分配されるべきという立場を採ることとする（その理由は後述する）。これには（具体的にその内実を網羅的に示すことは困難だがたとえば）、基本的身体的必要の充足、市民的・政治的諸自由、職務や地位に対する均等な機会、充足した生に最低限必要とされる水準以上の所得や自尊感情、そして言語が含まれる。

2. 所属

所属という観点から財の分類の議論を続けよう。所属とは個体が、そのネイションなどの「場」のメンバーであるということである。ネイションなどの場は、所属する個体に対して外在する財を供給するのであるが、場に所属するためにはその場に固有の条件が必要とされ、その固有の条件に（見込みも含め）獲得性に内在化された財も含まれる。場が個体に供給する財として、第一にひととの関係（により生じる快）、第二に伝承の継承、第三に生存基盤の確保がある。この三つは、目的か手段かという区別、普遍的か差異化されたものかという区別、この二つによって論理的に区別されたものである。順に確認しよう。

第一に、所属自体が目的である場合がある。それは関係性とも呼ばれるが、私は「そこ」に所属したい、あるいは「そのひと」（人間とは限らないが）と関係を持ちたいという代替し難い欲求を人は有している。それはそうした所属あるいは関係が「快」であるからに他ならない。ここで、ひとはある所属や関係に限定して快を感じる（からこそ所属や関係を求める）以上、関係性による快は事実上差異化されており、普遍的な財ではない。

第二に、所属自体は手段であるが、所属先ごとに受け取ることのできるものが異なる場合がある。それには言語や文化といった、その場において伝承されているものの継承を挙げることができる（本論文においては、伝承は「渡す」場合を、継承は「受け取る」場合を指すこととする）。言語や文化は、その場ごとに独自のものであるために、どこに所属するかによって受け取るものが変わってしまうため、差異化された財である。

第三に、所属自体は手段であるが、どの所属先においても受け取ることが（少なくとも論理上は）可能な場合がある。それを総称して生存基盤の確保と呼ぶこととしたい。ひとはどこにも所属しない状態では生存自体が極めて困難になるから、所属はひとが生存するための手段でもある。また生存はあらゆるひとにとっての利害関心であるから、これは普遍的な財である。具体的には、政治的・社会的サービスや就労・市場などを挙げることができよう。この点に限って言えば、（人類に所属先は数多くあるわけだが）所属先は代替可能である。場の間で代替可能であるから比較も可能であり、労働機会や、直接的財の再分配が充分存在する場とそれらが極めて乏しい場が現存しかつひとはそれを比較でき、それに従って移動が生じ、それが多文化主義論における主要な論点の一つともなっている。

つぎに、場への所属を可能にする条件について、とりわけその中でも言語の有する特異な性質について、検討しよう。場への所属は、個体に対してさまざまな財を提供するが、その所属は無条件に成立するわけで

はなく、少なくとも次の三つが前提となる。第一に、所属先である場が実在することである³。第二に、その個体が、場にアクセスすることが可能であることである。第三に、その個体が、場の内部で安定的にコミュニケーションすることが可能であることである。第二・第三の点について説明しよう。場へのアクセスは、（その個体に属さない）物理的要因や人的妨害だけでなく、（その個体に属する）所属先に対するネガティブな価値観によっても阻害される。コミュニケーションは、周囲がその個体をコミュニケーションする相手と（さらには自集団の一員と）認めない場合（外的アイデンティファイの問題）だけでなく、（その個体側の要因として）その場で使用されている言語・文化が分からなかったり、その場に所属観を持てなかったりする場合（内的アイデンティファイの問題）にも阻害される。ここから気付かれるのは、ある場への所属以前に為された言語・文化・価値観など、差異化された財がその個体の所属へのアクセスを促進あるいは阻害し、コミュニケーションを可能あるいは不可能にするということである。ここで特に決定的な役割を果たす財は、言語である。

3. 言語

言語は、世界に複数存在する差異化された財であり、その価値はアクセスの手段であるという点にある。言語は人間の活動のほぼすべての領域へのアクセスの前提として必須の財であり、事実上「権利への権利」となっていることから基本財である。そしてそのアクセス先は二つの領域にまたがっている。

第一に、ひとが自分以外の人間に対する活動場面である（外的アクセス）。具体的に挙げるなら、行政・警察・裁判・議会・法律・教育・労働・市場・医療・家族・友人……などであり、ほぼすべての領域にわたって言語は必要となる。そして集団への所属を通じ、関係性の快、伝承の継承、生存基盤の確保の前提となる。第二に、ひとが自分自身に対する活動場面である（内的アクセス）。思考も記憶も、自我すなわち自己統治も、言語によって可能になる。つまり人格的存在としての人間は、言語抜きにはありえない（第一章の二重過程理論を想起されたい）。

アクセスと言語との関係は本質的である。言語は伝承の継承に必須の手段であると同時に、言語自体が伝承の継承の対象となる（さらに、言語を前提とする所属と言語運用能力との相互強化が、集団の内密性と排他性を生み、言語はその象徴となる）。しかも言語は習得に時間のかかる（獲得性に内在化される）財であり、個体が獲得できる言語の数は有限である。かつ、言語は差異化されており、場ごとに使用される言語は異なることはむしろ一般的であるから、ある場から離脱して別の場に移動し所属するためには、新たに言語を習得しなければならない（習得は本人によるものが多くの場面で要求され、少なくとも所属という水準においては代理習得＝通訳の利用で済ませられることは期待できない。その場の言語を未習得であっても所属を許されるのは、そもそも言語を未習得であることでもある）。

したがって、ひとがアクセスできる集団は、その個体が修得した言語によって異なることになる。しかし

³ やや複雑な議論が必要になるため、ここではこれ以上論じないが、これは何ら自明なことではない。ある「場」、つまりはネイションが実在するかどうかというのは、ネイション間闘争における極めて大きな争点の一つであった。それは既存のネイションを継承する場合以上に、新たに（つまりそれまでは未承認であった）ネイションを立ち上げようとする際に問題となった。たとえば手話言語が「言語」である、ろう文化が「文化」である、ろうとは「ネイション」である、という命題を普及させ、かつその場を安定して存在させるために、デフアクティヴィストたちは甚大なる努力を続けてきたのである。

習得言語の選択は本人によるものとは言い切れない。第一に、少なくとも第一言語の選択は本人によるものではない。第二に、第一言語の使用される場から得られる関係性や伝承の継承は、その後の人生の方向付けに大きく影響を与える。ここから、所属集団の選択は、多くは本人の選択以前の要因によると言って良いことになるだろう。ところがここで想起すべきは、そのように本人の選択以前の要因によって概ね決まってしまう所属集団によって、アクセスできる財（普遍的な財も差異化された財も）もまた異なってしまうということである。そこに、言語をめぐる差別が問題として現れる。

言語をめぐる差別とネイション間移動は密接に関連する現象である。そこにある複雑な要素を解きほぐすため、以下ネイション間移動について場合分けをし、順に検討することとしたい(Skutnabb-Kangas[2000])。

4. 普遍的な財の格差のないネイション間移動

それぞれ単一言語によって自己充足的生活圏を構成しているふたつのネイション間移動について考えよう。そこで使用されている言語を、それぞれ言語 A・言語 B と呼ぶことにする（それに合わせ、ふたつのネイションはネイション A・ネイション B とする）。

ネイション A とネイション B とで普遍的な財を比較しても、明らかな格差は存在しないでしょう（差異化された財はそもそも比較できないので考察しない）。つまり、所得や労働機会、市場について、両者に格差は存在しない。また、それぞれ単一言語によって自己充足的に生活圏が存続しているということからすると、ネイション A においては言語 A で、ネイション B においては言語 B で、私的な場面から公的な場面まで、行政・警察・裁判・議会・法律・教育・医療・家族・友人……といった政治的・社会的場面全般へのアクセスが可能ということである。この場合、当該ネイション内部で多くのひとは生活を送る上でとりたてて不便はなく、他のネイションへと移動する必要性はないことになる。

普遍的な財の格差のない、自己充足的生活圏を構成しているふたつのネイション間を、個体が移動しようとした場合に、「言語乗り換え」に関連する二つの困難が想定される。言語をめぐるアイデンティティシフト問題と、第二言語習得における困難である。順に検討しよう。

第一に、言語をめぐるアイデンティティシフト問題がある。言語とアクセス、所属、メンバーシップやアイデンティティが密接な関係を有することは既述した。ここで、その個体が言語 B から言語 A という移行、つまりは所属先をネイション B からネイション A へと移行させることを企図したとする。しかし仮に言語 A 習得が首尾よく進んだとしても、ネイション B 出身者をネイション A が迎え入れるとは限らない（集団は一般に、多かれ少なかれ内密性・排他性を有するものであり、外部出身者は差別されるリスクを背負う）。さらに、言語 B→A という移行が進んでしまうと、その個体は言語運用能力の面で、あるいはアイデンティティの面で、言語 B やネイション B に馴染めなくなってしまう可能性もある（あるいはネイション B の側でも、出戻りの個体を受け入れたがらないかもしれない）。こうした懸念は現実的なものである。もしもこうした状況が生じてしまうと、言語乗り換えが約した所属は空手形に過ぎず、戻る先も失うという、あらゆる所属先を喪失するという甚大な不利益が生じることになるだろう。

第二に、第二言語習得における困難がある。第二言語を習得することは、個体差はあるが一般に容易ではない。第一言語確立後の青年期以降の個体にとっても努力を要する過程であるが、（時に誤解されているが）第一言語確立以前のこどもにとって第二言語習得はよりリスクの高い課題となりうる。その理由は、「二言語相互依存」に由来する。これは、第一言語のリテラシーと第二言語のリテラシーが、その基底で共通部分を

持っており、換言すれば一方の能力は他方の能力に転化するという現象である（十分な理解が得られるなら、どちらの言語で学んでも他方の言語の発達に活用できる。これは第一言語→第二言語、第二言語→第一言語のどちらについても妥当する）。この原則ゆえに第一言語の発達が保障されないままに（通常は十分な理解の手段とならない）第二言語のみによって教育を受けると、どちらの言語も不十分な発達しかできないという結果になってしまう（これをダブルリミテッドと呼ぶ）。そうすると、そのこどもはどの言語によっても十分に（内的・外的双方の）アクセスができないという甚大な不利益が生じる。これを避けるための言語教育カリキュラムの開発がこの数十年の間展開され、第一言語の発達が保障された条件下であれば第二言語のみによる学校教育（イマージョン教育）も高い効果を上げることが分かってきたが、第一言語の発達を置き去りにしたまま⁴第二言語のみで教育を行おうとした場合（サブマージョン教育）ダブルリミテッドのリスクは避けられない⁵。

要するに、言語乗り換えはリスクが高いということだ。ネイション間で普遍的な財の差がない場合には、多くの個体はこのリスクを冒さないだろう。逆に、このリスクを背負ってでもネイション間移動しようとする個体は、そもそも生まれ落ちたネイションに親和性が低い個体なのかもしれない。ともあれ、このような状況においては、確かに複数のネイションはあり複数の言語は存在するのだが、明確な棲み分けと特段の不利益のない自己充足的環境により、大半の個体にとっては第一言語のみで生活を送ることが可能で、多文化主義論が問題とするような状況は発生しえない。

5. 普遍的な財の格差のあるネイション間移動

⁴ これは、そのこどもにとって第一言語が当該ネイションにおけるマジョリティ言語であるかマイノリティ言語であるかによって異なるということである。マジョリティ言語であれば、学校教育以外の場、たとえばメディアであるとか友人関係であるとか、日常的な生活場面において第一言語の発達は保障される。したがって第二言語のみによる教育であっても効果を上げることができる。だが第一言語がマイノリティ言語であった場合、こうしたことは期待できない。その上、一般の小学校に統合されて教育を受ける場合に、周囲は当該ネイションにおけるマジョリティ言語を第一言語とするクラスメートばかりかもしれない、そうすると教師もマイノリティ言語を第一言語とするこどもに合わせた教授法を採用しないかもしれない、いずれにせよ理解に大幅に差が出てしまい劣等感に苛まれるリスクが高い。こう考えると、一見したところ似たようなものを感じられる「第二言語漬け」教育は、第一言語がマジョリティ言語かマイノリティ言語かによってまるで違う意味を持ってしまうことは容易に理解できよう。

⁵ 誤解しやすい点なのでここでも補足しておきたい。リテラシー（読み書き能力）あるいはアカデミック言語能力という水準を求められなければ、言い換えれば具体的日常的な生活に用いられる話し言葉のレベルに限るのであれば、むしろこどもの方が容易に複数の言語を用いるようになるだろう。（本人たちは意識していないかもしれないが、言語学者が見れば）日常的に多言語が入り乱れているような場においては、そのメンバーたちは、それこそごく日常的に複数の言語を状況に合わせてスイッチングしていることだろう（たとえば市場では言語 A、近所の酒場では言語 B、などのように）。アジアやアフリカにおける（というより国家のネイションビルディングが貫徹されていないエリアにおける）多言語状況とはむしろそのようなものである。また実際、ダブルリミテッドとされるこどもも、話し言葉のレベルに限ればそれほど違和感なく溶け込んでいるように見えることも珍しくない。だが、近代以降の労働市場において求められるのは、リテラシーであり、一定水準以上のアカデミック言語能力であり、それらに基づく合理的計画的思考能力である。そしてこれらは外的アクセスに限った話ではなく、個体が置かれた具体的生活水準を超えて、情報を取り入れ、想像を広げ、より高次の自己統治を可能にもする。その意味で、現代においては、話し言葉レベルの多言語能力は個体の発達にとって充分とは言えず、リテラシーやアカデミック言語能力まで習得可能な教育カリキュラムが求められる。

次に、ネイション A とネイション B とで普遍的な財を比較した場合に、経済的側面において明らかな格差が存在する場合を検討しよう。所得や労働機会、あるいは市場について、ネイション A は豊富だがネイション B はそうではない、という状況である。ただしこの場合も、ネイション A 内部は言語 A で、ネイション B 内部は言語 B で、概ね政治的・社会的場面全般（私的な場面から公的な場面まで、行政・警察・裁判・議会・法律・教育・医療・家族・友人……）へのアクセスは可能だとしよう。この場合、経済的状況が許せばネイション B に留まっていたとしても（換言すれば言語 B しか習得していなくとも）生活は可能であるが、ネイション B 内部では生存に足るだけの所得を得られる労働機会に恵まれない場合には、ネイション A に向かうしかなくなるだろう。

普遍的な財に含まれる経済的要素の格差が、ひとをネイション間移動へと誘導し強いる。するとこの場合、ネイション B のメンバーには（既述した）「言語乗り換え」の負担・リスクが覆い被さることを意味するが、実はそれにとどまらず、言語それ自体への心理的価値づけも変化してしまう。言語の価値はアクセスの手段であるという点に求められることは既述した。この場合、言語 B であっても内的アクセス、差異化された外在財への外的アクセス（この二者はもともと言語間で比較できないが）、経済的要素を除いた普遍的な外在財への外的アクセス、は保たれているが、言語 A との間には唯一、経済的要素に格差がある。だがこのように、言語によってアクセスできる普遍的な財に格差がある場合（言語の道具的側面における地位格差と呼ぼう）、言語自体に対する心理的価値づけにもまた格差が生じることになる（言語の心理的側面における地位格差と呼ぼう）。言語 B に対する低い価値づけが生じれば、言語 B 話者であることにも低い価値づけが生じ、言語 B 話者は言語 A への乗り換えを自発的に望むようになるだろう。このように、自発的言語乗り換えを生じさせる、言語間の道具的・心理的側面における地位格差という構造を、言語ヘゲモニーと呼ぶ。

だが、事実問題として言語乗り換えには（アイデンティティシフト、第二言語習得における困難という）リスクがあるし、非常に負担の大きい過程でもある。その負担を言語 B 話者の側だけが被り、言語 A 話者は逃れられるというのは不平等のように思える（負担の分配問題⁶）。また、そもそも言語乗り換えを強いられる構造（言語ヘゲモニー）自体が、代替不可能な差異化された財を手放すことを求めるものなのだから、不正義だと考えることもできるだろう。言語 A と言語 B との間に生じる道具的・心理的地位格差が、経済的要素の格差に基づくことを鑑みれば、言語乗り換えを強いる言語ヘゲモニーが不正義であり匡正が求められるとするならば、ネイション間の大規模な財の再分配が結論となる⁷。逆に、ネイション間の大規模な財の再分

⁶ 言語 A 話者と言語 B 話者との間で、言語 B→A という言語乗り換えの負担を公平化しようとした場合、複数の方法が考えられる。第一に、ネイション A の開放性を向上させる。第二に、第二言語習得を目的とした質の高い教育カリキュラムを開発し実施する。第三に、言語乗り換えに要する負担を経済的に換算し、一定の割合を言語 A 話者に負担させるという再分配政策を実施する。だが問題は、これらはすべてネイション A の自主的な政策的判断に委ねられてしまうという点、および言語乗り換え問題は負担問題で汲みつくされているわけではないという点にある。

⁷ 尚、第二章で検討した政治理論家キムリッカの立場が（理念上は）これである。この点は誤解されがちなので補足しておきたい。キムリッカの提起する移民政策が、ナショナルマイノリティに対するそれと比較して限定的であることを批判する論者は珍しくないが、キムリッカの移民概念は「自発的移動」に基づいているというポイントを見逃しているように思う。つまりキムリッカは、本論文における普遍的な財の格差がネイション間に存在しないにもかかわらず、それでも自発的にネイション間を移動しようとする場合を「移民」と呼んでいるのである。この場合、ネイション間移動のインセンティブは、ネイションあるいは言語・文化への選好としてしか理解できない。だからこそ移動先（あるいは受け入れ先）のネイションは、移民側の統合への希望を前提とできるのである。尚、自発的でない場合は（政治的・経済的要素双方において）「難民」と彼は呼ぶ。彼によれば、難民はグローバルな財の不平等に発生要因が求められるので、難民を発

配が行われない限り、公正な解は存在しえない⁸。

6. ダイグロシア

普遍的な財の格差がさらに顕著になった場合を想定しよう。所得や労働機会、あるいは市場といった経済的側面に限らず、政治的・社会的場面全般に、言語 B ではアクセスが制限されるような事態である。もはやこうなると、言語が自律的な生活圏を構成しているとは呼べなくなる（よって、安定した自己再生産が可能かどうか怪しくなるため、以後はネイション B ではなく言語 B 話者集団と呼ぶことにする）。その一方で、言語 A では、普遍的な外在財へのフルアクセスが可能である。これは、ネイション内ダイグロシアにおいて生じる事態である。

ダイグロシア diglossia とは、二つの言語あるいは言語変種が、互いに機能を分担しつつ同時にその社会に存在し、それぞれの社会的評価が異なっている状態と定義される。本論文の議論の文脈に即して言えば、ひとつのネイション内部にふたつの言語が（人々の認識上区別される形で⁹）存在し、異なる流通範囲と異なる（道具的・心理的両側面における）地位を有する状況であり、たとえばネイション A において言語 A も言語 B も流通しているが、言語 A では普遍的な外在財へのフルアクセスが可能であるのに、言語 B では（ごく身近な私的人間関係はアクセス可能であっても）仕事にも就けず、学校にも行けず病院にも掛かれずといったように大半の普遍的な外在財へのアクセスができないような事態を指す。

（前述した、経済的要素に限った普遍的な財の格差がある場合と比べると遥かに）ダイグロシア状況下では、マイノリティ言語（ここでいう言語 B）話者の側は、ただ生活していくというだけでもマジョリティ言語（ここでいう言語 A）の習得が不可避である。だが既に述べたように、言語 A を第一言語とし言語 A だけで生活のフルアクセスが可能な言語 A 話者と、言語 B を第一言語とし生活のためには言語 A に乗り換えなければならない言語 B 話者との間には、匡正不可能な格差が存在する。すなわち言語乗り換えにかかるリス

生させないように財の再分配をするべきであって、難民受け入れ政策を採ったところでその不正義を解消することにはならないし、そもそも難民受け入れ政策では（本論文における差異化された財である）関係性が断ち切られることを回避できないからだ。ともあれ、文化（への所属）を重視する多文化主義論者は、一見そう思われているものとは真逆に、演繹的にリベラル、更にはグローバルかつ（一般的にコスモポリタンとされる論者が想定するよりも遥かに）大規模な再分配を帰結することになる。よって、キムリッカが自身の立場をリベラル多文化主義と呼称するのは必然でもあったわけで、多文化主義を標榜しながらネイション間の財の再分配を否定する論者は、どこかで議論のすり替えを行っている。

⁸ 少数ながら必ず挙げられる意見として、ネイション間を横断した共通語（例えば 에스페란토）の採用というものがある。私はこの意見は、現実的でないだけでなくそもそも問題を解決しないと思う。何不自由なく生活を送っているマジョリティ話者が、そうした豊富なアクセスを保障している第一言語環境をわざわざ捨ててまで、共通語にコミットすることは（一部そうした人は現れるにせよ、全員となると）到底考えられない。だが問題はそこに留まらない。共通語採用によって真に平等となるためには、既存の言語を禁止しなければならないのだ。というのは、仮に言語 A 話者も言語 B 話者も、全員が共通語を習得したとしても、言語 A（や言語 B）が第一言語である限りその方が個体にとっては使用しやすく、そうなると（仮に政治・社会サービスは共通語で提供することを義務付けたとしても）たとえば職業場面では非公式に言語 A 使用を求められるかもしれない、たとえ言語 A 話者が言語 B 話者には共通語でコミュニケーションしたとしても言語 A 話者同士では言語 A でやり取りが為され、それこそが非公式ながら重要な情報プールになってしまうかもしれない。これはきわめて現実的な懸念である。

⁹ 人々の認識上区別されない形で多言語が流通する状況もまた、現実存在ししかもそれほど珍しくもないが、この場合はネイション内のすべてのメンバーがそれら諸言語の総体を習得し使用していると考えられるので格差問題は発生しない。

ク（アイデンティティシフト問題と、第二言語習得の困難）と大きな負担、言語ヘゲモニーによる低い価値づけの内化がある。しかもダイグロシア状況下でのマイノリティ言語は、（経済的要素においては相対的に劣位でも）まがりなりにも独立したネイションの場合と比べて、組織的動員の困難さは明らかに大きく、負担の分配問題に対する匡正を政治的に要求し実効性ある形で達成していくのは非常に難しい。

こうした事態に対しては、ナショナルマイノリティの場合についていえば、歴史的に見てふたつの動きがあった。一つは対抗的ネイションビルディングであり、もう一つは地域言語運動である。前者は、ダイグロシア状況自体を批判し、マイノリティ言語（ここでいう言語 B）の流通範囲を拡大し（逆に言えば言語 A を縮小させ）、その内部で生活圏のフルアクセスを可能にするという方向である。後者は、ダイグロシア状況は認めつつも、心理的価値づけを向上させ、話者のバイリンガル（言語 B+A）化を進めるという方向である¹⁰。だがいずれの方法を採っても（その内容は異なるものの）限界があり、言語間の地位格差をなくすことに成功はしていない。また、ナショナルマイノリティではなく移民の場合についていえば、（ネイション間移動とは、社会的にはダイグロシアと認められないような、より地位格差の激しいダイグロシア状況に突入するようなものであるから）成功失敗はともあれ言語乗り換えは前提とせざるを得ず（こどもの場合には、失敗すればダブルリミテッドのリスクもある）、その負担の分配問題だけが話題に上るような状態である。

7. こどもと財との関係

普遍的な財の格差が存在する限り言語ヘゲモニーは発生し、マイノリティ言語話者の側に言語乗り換えにかかるリスクと負担が覆い被さっていく。とりわけそれは、独自のネイションを成していない、ダイグロシア状況において顕著となる。普遍的な財の格差がある限り、優位にある言語へと言語乗り換えを望むのは合理的であるし、言語乗り換えのリスクや負担を知った上であっても、生存のためには成功の可否など問うてはいられないというのも現実であろう。多文化・多言語主義論や言語教育学は、こうした現実の中でそれでもこどもにかかるリスクや負担を減らすために、様々な方法を考案し提出してきた。それは間違いなく必要な過程であったが、格差問題を消失させるようなものではなかった。

だが、こどもの側から見ればどうだろう。こどもにとっては、あらゆるものが所与である。こどもは生得的に内在する財である身体（遺伝的継承）を選ぶことはできない。生まれ落ちるネイションを選ぶこともできないから、獲得性に内在化する差異化された財（言語・文化）の内容を選ぶこともできない。そこで第一言語が決まるのだが、それがマイノリティ言語であれば、本章で述べたような事態が待っている。この文脈から考えれば、何故あのネイションではなくこのネイションに生まれたのかという問いは、単なる人生における思弁ではなく、具体的政治的な批判力を持つ問いなのだ。

¹⁰ 教育における第一言語運動は、地域言語運動にも含まれるが対象はもっと広い（つまりもっとマイナーな言語も対象とする）。これは、初等教育の間はできるだけ教育媒介言語として生徒の第一言語を採用する（全面的にはできない場合でも、部分的、あるいは教育対象言語として採用する）というものだ。だが、当の第一言語がアクセスを可能にする普遍的な外在財があまりにも乏しい場合、（理論上は、第一言語を教育媒介言語として使用した方が、教育効果が上がるとしても）成人のマイノリティ言語話者が自分たちのこどもにそのような第一言語を伝承したいと思うか、少なくとも学校教育にそのようなものを期待するか、が問題となる。さらには、話者数が少なく、文字化もされていない言語であれば、現実問題として教育現場で採用することができないかもしれない。アフリカにおける第一言語運動の直面する現実的諸問題については、たとえば砂野による紹介がある（砂野 [2007]）。

一方、周囲のおとなもまた、大抵のものは所与であり動かしようがない。こどもの生得的に内在する財である身体は、基本的には選ぶことはできないうえに、それがいかなるものであるかも（生後すぐには）大抵分からない。二重継承という人類の条件も、具体的にはネイションに分かたれている世界の現状も、おそらくは近代的労働力にならなければ生存さえ危ぶまれる境遇も、おとなもこどもに個人として伝えられる伝承には限界があるということも、変えることができない。にもかかわらずこどもは生まれればすぐに周囲と関係を持ち始め、伝承を継承し、それがその後の生涯を確率的だが強固に規定してしまう。

これらの現実的諸条件を踏まえた上で語るができるユートピアとはいかなるものであるか。恐らくそれは二つに絞られる。ひとつは、ネイション間の普遍的な財の格差の縮小である。これにより、第一言語としてどの言語を習得しようとも、生活圏のフルアクセスが（あるいは少なくともそれに近い状況が）可能となり、非自発的な言語乗り換え（や、そこに伴うリスクや負担）を減らすことができるだろう。これが主に本章において述べてきたことであった。だが実はもう一つある。それはネイション間移動の保障の拡大であり、身体的マイノリティの場合に不可欠となる論点である。なぜなら、身体的マイノリティの場合とは、現状においては出生ネイションにいる限り、避け難いダイグロシア状況とそれに伴う移動への圧力を受けながらも、移動しようがないという狭間に落ち込んでしまっているからだ。本論文においては、その具体的な必要と方法について、後半三章を使って検討していくことにしよう。

第四章 デフナショナリズムの正当化とその条件

1. 状況

ろう者 Deaf とは、手話言語とろう文化によって規定されたネイション¹であり、他の言語文化的に規定されたネイションと同様、文化の伝承・継承を、換言すればネイションの自己再生産を求める集団である。ろう者の置かれた状況が特殊であるのは、その主張の内容ではなく、その主張を現実化していく過程の困難さにある。

第一の困難は、ろう者が直面しているのがダイグロシア状況であるということ、それも音声言語と比して手話言語が圧倒的な劣位に置かれているそれであるということだ。普遍的な外在財へのアクセスはごく限られ、所得や労働機会、市場といった経済的要素はもとより、行政・警察・裁判・議会・法律・教育・医療といった政治的参加・社会サービスの大半にアクセスできない。

第二の困難は、ろう者は他の言語文化的集団と異なり、聞こえないという身体（あるいは遺伝的継承）をも有するという特徴があるということだ。このことは、確かにろう者の直面するダイグロシア状況下では、言語ヘゲモニーが熾烈に生じ、言語乗り換えへの圧力が強まるのだが、(マジョリティ言語である) 音声言語への言語乗り換えは（少なくとも完全な形では）成し得ないということの意味する。

第三の困難は、ろう者の聞こえないという身体（あるいは遺伝的継承）は、大半の場合に親子間で共有されないという点である。規範同調性が（情緒的關係と絡み合って）強固に作用するのは親子関係においてこそ典型であろうし、一般に教育内容を選択する立場にある親に対しても言語ヘゲモニーは作動する。このため、ろうのこどもは、ろうであっても音声言語によって教え育てられる強い傾向を持つ。

以上から分かることは、ろう者は他の言語文化的に規定されたネイションと比べて、圧倒的にダブルリミテッド化しやすいというリスクに直面しているということだ。だからこそ、家庭（およびそこに強いイデオロギー的支配力を持つ医療）と教育が、最初の主要な戦いのアリーナなのである。日本におけるデフムーブメントの象徴的地位を占める木村晴美・市田泰弘「ろう文化宣言」は、明晰に問題の所在を名指している。

いわゆる障害者をめぐる思想で、現在多くの人々に支持されているものに、ノーマライゼーションという思想がある。これまで『隔離』され、『排除』されてきた障害者を、社会はもっと受け入れるべきだとするこの思想も、現実には一面的に解釈されがちである。人種差別には、『隔離・排除』型と『同化』型の二種類があり、それぞれの型に対する「反・人種差別」は、もう一方の型の「人種差別」に転化することがよくある、と言ったのは、フランスの社会学者 A. Taguieff であるが、ノーマライゼーションの『反・隔離』『反・排除』の思想も、『同化』主義思想へと墮する危険性を持っている。

この思想は、障害者を地域の学校から締め出し、特別な学校に『隔離』することをやめようというメイ

¹ ろう者とはネイションであるというテーゼ（デフナショナリズム）は、もともともろう者仲間の中では比較的珍しくないものとしてあった（例えば Padden and Humphries [1988=2003]）。ろう者たちは（ネイションという語を用いるかどうかを問わなければ、事情を知らない聴者からすれば驚くほど）分離志向であり、ろう者との仲間付き合いを大事にするのだが、（盲との比較から感じられることだが）その背景にあるのはやはり言語というものの性質であろう。

ンストーリーミングの動きに、直接つながっていく。しかし、耳の聞こえないこどもにとって、普通校に通うことは、ことばの通じない群衆の中にほうり込まれるようなものであり、事実上ひとりぼっちになってしまう危険性をもつ。本当の仲間をもつことのないまま、子ども時代を過ごすことは、その子どもの将来に何らかの影響を残すだろう。子どもたちは、手話を習得する機会が与えられず、最悪の場合、自由に使いこなせる言語をひとつももてなくなる可能性さえある。

(現代思想編集部編 [1996 : 11-12])

2. 障害のふたつのモデル

ろう者の置かれた状況やその主張の内容は、時に（場合によっては意図的にさえ²⁾混同されがちな障害者運動と比較することでより明確なものとなるだろう。障害者運動の主張は、その中核に社会モデルというテーゼがある。ろう者運動の主張は、その中核に言語文化モデルというテーゼがある。（その両者ともに事実判断と規範判断を短絡した戦略的テーゼであるが）その内実を本論文の用語を用いて明確化しよう。

障害の社会モデルとは、障害者が直面している不便や不利益の原因を、本人の身体にではなく、健常者の身体に合わせて社会が構築されていることに求めるものである。しかしその政治的含意とは、その結果として生じている、あらゆるひとに必要な財へのアクセスを障害者に対して社会が拒否していることの告発であり、そうした財へのアクセスをすべてのひとに保障する社会の要請であった。したがって、この主張は本論文の用語を用いて表現すれば、普遍的な財の公正分配（とりわけ普遍的な基本財に限ればその実質的平等）が中核に位置するわけであり、この点に限れば分配の境界線を設定するのは不正ということになる。

障害の言語文化モデルとは、言語や文化という差異化された基本財の分配の主張である。言語は、人間の活動のほぼすべての領域へのアクセスの前提として必要とされる財であり、事実上「権利への権利」となっていることから基本財である（したがってその分配は社会的責任において為されなければならない）。だが、言語一般がひとにとって不可欠な基本財であるとしても、現実には世界に言語は複数存在するため、個々の言語に焦点を合わせるとそれが必要となるのは一部のひとに限定される。つまり「選択」が問題となる。ろう者の主張は、音声言語と聴者文化では（少なくともそれだけでは）なく、手話言語とろう文化を分配すべきとする「選択」の主張であり、この点においては分配の境界線の設定こそ公正ということになる。

境界線の設定という論点において（とりわけ教育という領域において）両者は鋭く対立した。だが上記のように整理すれば、誤解なく理解できるように、対立の由来は、社会モデルと言語文化モデルとが議論の対象としていた財が異なることにあり、（むしろすれ違いと表現すべきかもしれないが）本質的には対立は存在しない（例えばろう者も、最低限必要な所得や労働機会の平等な分配という主張に反対することはありえない）。我々が、この不毛な対立・論争から学ぶべきは、財の性質に着目することの重要性であり、分配における境界線設定の正当性の是非は、財の性質（普遍的か差異化されたものか）から演繹的に導出できるということにある、といえよう。

²⁾ 引用した「ろう文化宣言」から読み取れるように、我々は善意の裏に隠れた国家のネーションビルディングにも用心深くあらねばならない。また、障害者運動においても教育は主要な論争の主題であり、ノーマライゼーション、インテグレーション、メインストーリーミング、インクルージョンなどと様々に言表を変えながら一貫して「反排除」を訴え続けてきたのだが、この運動に情緒的力強さを付与しているものが国家のネーションビルディング（における理念の論争）であることにも、目を向けてもよいかもしれない。

3. デフナショナリズムの正当化論拠①

ろう者とは、手話言語とろう文化によって規定されたネイションであり、他の言語文化的に規定されたネイションと同様、文化の伝承・継承を、換言すればネイションの自己再生産を求める集団である。これを、ろう者たちによるネイションビルディングという意味でデフナショナリズムと呼ぶ³。以下、デフナショナリズムが正当性を有すると判断される論拠について、二つの観点から述べよう。第一の観点は、(キムリッカ前期テーゼ、あるいは分配的正義論の図式に基づくものだが)基本財はあらゆるひとに分配が保障されるべき、という論拠。第二の観点は、(キムリッカ後期テーゼ、あるいは匡正的正義論の図式に基づくものだが)現在の構造的不正義を最小化するためには、ろう者集団がネイションとしてその存続が保障されることが必要、という論拠である。

第一の観点から検討を始めよう。聞こえないという身体(遺伝的継承)を持って生まれたこどもに対して、「手話言語」と「ろう文化」を分配すること(デフナショナリズム)と、「音声言語」と「聴者文化」と分配すること(聴者ナショナリズム)とのいずれが正当と云うのか、これが問いとなる。我々はこの問いに対して、以下に示す二つの根拠から、デフナショナリズムが正当と判断する。

第一に、普遍的な財の保障という観点から、少なくとも教育媒介言語として手話言語を採用することが不可欠であるからである。その根拠は、次の二つである。1) 聞こえないという身体からは、自然に、つまり特別な訓練なしに習得できるのは視覚言語である手話言語である。2) 第一言語の習得が不十分であると、第二言語(たとえばマジョリティ言語の書記形態)や、思考・学力・人格発達といった普遍的な財の獲得が阻害される。さらに、聞こえないこどもの多くは聞こえる両親のもとに生まれてくるため、手話言語による教育保障は社会的責任において制度的になされる必要があり、その必要性は両親と言語を共有可能なマイノリティ音声言語話者のこどもの場合以上に決定的である、ということも付け加えておこう。

第二に、将来の所属先という観点から、すなわち将来ろう集団に所属することが益になると云うのが故に、そのアクセスを保障するためこどもの頃に手話言語・ろう文化の習得が必要であるからである。ろう集団に所属することが益になるとする根拠は、次の三つである。1) 対等なコミュニケーションが可能な場合は

³ 第二章において既に述べているので多くは繰り返さないが、本章において必要なポイントだけ確認する。本論文におけるネイションとは、自己再生産する文化共同体を指す概念であり、ネイションビルディングあるいはナショナリズムとは、この自己再生産それ自体である。これは(ネイション概念およびナショナリズム概念は、歴史的に見て収拾不可能なほど多様な定義と政治的機能を担ってきたのだが、それらすべてに共通する)想定しうる限り最も薄い定義である。この薄い定義は、ネイションやナショナリズムを論じるときに我々が無意識に関連付けてしまいがちな、国家、人種・血統、価値の共有との概念的分離を行っている。換言すれば、国家を持たない、「血」によらない、リベラルで価値において多様な文化共同体も、ナショナリズム論の射程に含む。ネイションやナショナリズムについての、こうした最大限に薄い定義を採用することの第一の利点は、まさにこの薄さ自体にあり、つまり、最大限に広くナショナリズム現象を捉え検討するという点にある。そして第二の利点として、規範論的議論に接続しやすい。この薄い定義は、本論文の用語を用いれば差異化された財の分配のみに基づいている。さらに関連して第三の利点として、差異化された財の分配のみに基づいているというその内容が、まさにろう者たちの主張と整合的であるということもある(ろう者たちの主張は手話言語とろう文化による共同体の再生産にほぼ限定されており、分離独立はほぼ想定されておらずせいぜいその主張は文化自治に留まり、資本の独占や反リベラルな要求は含意されていない)。第四に、用語選択上の問題として、ろう者たち自身が自らを「ネイション」と呼んでおり、それと整合性が求められるためである。

ろう集団である。聞こえないという身体を持つ人にとって、手話言語を獲得した上でろう集団に所属する以外には、そのような場は得難い。2) 自身の身体についての肯定的な思考の枠組みを継承できる。また、それに基づく相互承認も可能になる。3) そこでの関係性が快の源泉となる。さらに付け加えるべき点がある。こどもの頃に手話言語・ろう文化の習得ができなかった場合には、1) 成人後に手話言語・ろう文化を十分に習得することは難しいため、生涯にわたってろう集団への適応に困難を抱える危険性があり、2) 聴者ナショナリズムの中で、ろう集団への否定的価値づけを獲得してしまい、心理的にアクセスが困難となる可能性がある、という二点が問題となつてこよう。

4. デフナショナリズムの正当化論拠②

第二の観点の検討に移る。聞こえないという身体を持って生まれたこどもに対しては、(第一の観点の検討において述べた通り)「手話言語」と「ろう文化」を分配するデフナショナリズムが正当と考えられた。しかし現実には、支配的ネーションである聴者集団は国家を通じ、国家領土内の人間を、単一の聴者ネーションへと統合しようとする国家のネーションビルディングに、現在に至るまで一貫して従事している。この状況下で、採用を正当化できる政策とは何か、これが問いとなる。

我々はこの問いに対して、多ネーション連邦制の採用により、聴者ナショナリズムによるデフネーションへの害を最小化する政策が適切と考える。具体的には、そこには次の二つの側面が含まれる。1) 聴者ナショナリズムへの制約条件の設定。聴者ナショナリズムの対象範囲から、聞こえないという身体を持つひとを除外し、教育についてデフネーションに自治を認める。2) デフナショナリズムへのアファーマティブ・アクション。デフネーション内部における教育の財政的基盤の保障と、国政レベルにおけるろう者に関わる政治的決定についての特別代表権や拒否権の採用。ただし、このことは同時に、デフネーションの側にもその内的マイノリティの諸権利を保障するという制約条件が要請されるということでもある。リベラルで、文化的多様性を担いうるデフネーションの在り方がそこでは問われるのだ。

更に検討すべき点がある。多ネーション連邦制は、デフネーションに限らず、ナショナルマイノリティを領土内に有するすべての国家に要請されるものだ。しかし、デフネーションやゲイ・レズビアンといった身体的マイノリティの場合に特異的に問題となる構造的抑圧も存在する。それは、現存する家族制度である。多くの場合に、聞こえないという身体は親子間で共有されない。聞こえないという身体を持つこどもは、その九割は聞こえる親(すなわち聴者ネーション)のもとに生まれてくる。この場合に、生物学的な親がこどもに対する養育の優先権、したがって伝承文化の選択権を事実上有する現在の家族制度は、親の意識的選択以前にデフナショナリズムを阻害する構造的効果を持つ。残念ながらこれまで、この不正義に対していかなる政策が適切かについて、十分な検討がなされてきたとは言えない。ろう者たちのこれまでの経験と、同種の問題に直面するゲイ・レズビアンの経験とを、共に参照しつつ慎重に検討されなければならないだろう。だが、聴者の親とろう者の養親とによる拡大家族実践や、ろう学校における文化伝承機能の強化及び早期教育・高等教育拡大、聴者ネーション構成員に対する多文化教育といったアイディアは、可能性の在り処の一つを示すものかもしれない。

5. 残る問題

多ネーション連邦制を現実に機能させるためには、解決しなければならない課題がまだ残っている。それは、植民地支配の後遺症と呼ぶべき事態である。近代におけるろう者の歴史は、国内植民地化の歴史と名付けられるものであった。聴者ナショナリズムはデフネーションに対して、ジェノサイドとも表現しうる破壊的な影響を残した。聴能主義 Audism は内面化され、聞こえない人間間の分断を招いた（難聴者という第三の世界⁴）。その上、低開発問題としての低言語力問題も生じた。これら全てが、植民地支配の後遺症なのである（Ladd [2003=2007]、Lane [1992=2007]、上農 [2003]）。

こうした歴史的不正義もまた、現存する構造的抑圧とは区別される、匡正的正義論の対象である。そしてその目標は文化自治の基盤整備であり、具体的にはまず、デフネーション内部における教育そして政治という二領域の人材育成が要請されよう。ここで必要な資金については、過去の不正義に対する賠償に当たると考えられるため、国家の責任において支出すべきである。だが、そこに続く困難こそ本質的かもしれない。

今後のデフネーションには、ネーション内構成員を効果的に組織し、聴者ネーションと対等に交渉しうる有能な政治家や、次世代のろう児に高い水準の教育を授ける優れた教師が必要なことは疑いえない。だがそうした人材には、複数の言語リテラシーや、領域横断的な知的資源へのアクセスといった、非常に高いレベルでの文化資本が必要になるだろう。その育成はどこで為されうるのだろうか。残念ながら現状のデフネーション内部には、それを可能にする高等教育機関は存在しない。だが、必要な教育を求めて聴者内部に移動するということは、聴者ナショナリズムに全面的に曝されるということでもある。しかもそこで得られる文化資本は、聴者ネーションによるバイアスを伴うものでもあり、その習得は自身の新たな（半）植民地化（もしくはクレオール化）を受け入れるものであろう。さらに言えば、戦略的本質主義に基づく脱植民地化は、新たなネーションビルディングでもあることを考えると、この両義性は一層際立ってくる。その脱植民地化運動が、外部の文化資本によって可能となっているとしたら、脱植民地化は形を変えた再植民地化に墮する危険性も持つ⁵。デフネーションが今後、こうした事態を避けられるかどうかは、いまだ判然としない。

4 「第三の世界」とは言うが、それは独立した世界ではない。その理由は、難聴者同士が関係を築くコミュニケーション手段がないことによる。難聴者にあてがわれた「音声言語対応手話」というのは、手話とは名づけられてはいるものの言語としてのシステムを整えていない。これは、音声言語を知った人間がそれをベースとして使用するもの、単語だけ手話言語から借用したに過ぎないものだからである。実際問題としてこれで難聴者同士が十分にコミュニケーションするのはまず困難で、むしろ難聴者が聴者とコミュニケーションするために用いられる（補助的）手段と呼ぶべきだろう。この現状を呼称する時、「作られたバベル」という表現が相応しい。

こうした歴史や事態を、実に明晰に我々に提示する作品がある。アルトゥール・ジミエフスキ「歌のレッスン1」である。これはろう者たちが聖歌を歌う練習風景が映された、映像作品である。明らかに調子の外れたその歌は、周囲のメンバーとも調和することもない。だが、メンバーたちの表情は真剣だ。その、聖歌を歌うというそのセッティングは、ろう児に「言葉」（これは音声言語でしかないのだが）を与えようとした聖職者たちから始まり、手話の禁止・口話法徹底へと至る歴史を思い起こさせる。その結果得られるものは、聴者から聞かれる対象でしかない音声言語であり、聴者との関係はあくまで「見世物」的で対等性は全く保障されず、そのコトバは本人同士の間では通じることはなく、集団としては分断されてしまうのだ。

5 「ろう者は深いところで、およそ計り知れないような経路を通じて、世界的ろうコミュニティの一員として互いに結ばれている。いまやそのろうコミュニティは、世界的なろうネーションとして形をなそうとしているのだ」（Ladd [2003=2007]）。パディ・ラッドの記したこの一節は、これ以上ないほど明快なデフナショナリズム宣言であり、その著書全体を通じてなされる脱植民地化の主張を象徴している。しかしこうした議論を可能としたのは、デフネーション外部の文化資本だったことは否定しえない。聴者ネーション内部で高等教育を受けたラッド自身の位置を考えると、この一節に現実と希望との間の振動だけではなく、自身と本来性 authenticity との間にある、振れと苦渋と苦闘が読み取れるはずだ。こうした苦闘はラッドに限らず、脱植民地化を推進しようとするエリートに共通するものでもあるが、（脱植民地化を果たした諸国の現

また別の角度からの問題もある。聴者ナショナリズムに実効的に対抗する上で必要な凝集力と、内部の多様性を包摂する責務との間で、どのようにバランスをとるかという（ナショナルマイノリティが共通して抱える）ネイションビルディングの具体的方法である。多様性包摂の重要な具体例は移民政策であるが、移民とはネイション間移動を意味する概念であるから、アメリカ手話ネイションから日本手話ネイションへの移動も、聴者ネイションからデフネイションへの移動も共に射程に含まれる。デフネイションにおける難聴者・中途失聴者の多様性包摂をどう考えるかという困難な問いが、ここにあることは指摘されるべきであろう。何故困難かと言えば、現状においては（デフネイションの中核的メンバーである）手話言語を使用する人数と比べて、手話言語を習得していない難聴者・中途失聴者の方が数として多い上に、彼らは大抵（難聴者の場合は不十分な場合もあるものの）音声言語に基づくリテラシー能力も備えているため、手話言語を使用する者にとっては集団やその境界線を不安定にさせる脅威と映るだろうからだ。

このことと関連して、個々のデフネイションの境界線をどのように設定するかという問題もある。聴者ナショナリズムとデフナショナリズムの対比にまだ目が囚われがちな現時点では、そもそも問題として意識されていないことの方が多と思うが、デフネイションの多くは近代的なネイションビルディングを経過していないため、複数のデフネイション間で境界線をどのように設定するか（およびネイション内部の言語的均一性をどの程度確保するか、あるいはしないか）は、まさにこれから問題となる点である。手話言語をめぐる政治的論点は、対音声言語というフェーズを今超えつつあるのであり、現在音声言語領域で議論されている複雑な多言語問題について、手話言語もまた論争に参加しなければならない。

既に記してきたとおり、私は、（聴者ナショナリズムとの対比における）デフナショナリズムそれ自体の正当性は強固に支持されると考えている。というよりむしろ、デフナショナリズムの正当性は自明であり、残された問題こそ検討に値するようにさえ感じる。残された問題として挙げた点を振り返っておこう。第一に、植民地支配の後遺症としての内在化された聴能主義、難聴者という第三の世界、低開発問題。第二に、既存の文化資本が聴者ネイションのものである現状ゆえの、脱植民地化が再植民地化に墮する危険性。第三に、多様性包摂における最大の棘となるであろう、難聴者・中途失聴者受け入れ問題。第四に、デフネイション間の境界線問題。これらはすべて、いまだ着手さえおぼつかない、困難な問いである。

状を思うと）それがいかに微妙かつ困難な道であるか思わずにはいられない。

第五章 ゲイナショナリズム¹の困難

1. 古典的状況

古典的な図式に従えば、ゲイの置かれた状況はろう者のそれとよく似ている²。ゲイは（とりわけこどもの場合は）孤独であり、ゲイの仲間が集うコミュニティにアクセスし、その場においてのみ得られる関係性による快や伝承の継承（これらはすべて差異化された財だ）を、代え難く必要としている。

セジウィックによる指摘は、このポイントを的確に表現している。彼女によれば、ゲイのクローゼットにおける（従って同時にカミングアウトにおける）抑圧の複雑な困難さを分析する中で、それが他の抑圧にはありえない特徴を持つ。人種、ジェンダー、年齢、体格、障害など目に見えるスティグマに基づく抑圧と異なり、例えば反ユダヤ主義のような民族的・文化的・宗教的抑圧は一見するとホモフォビアに類似している。しかし、

（たとえば）ユダヤ人やジプシーのアイデンティティは、またすなわちユダヤ人やジプシーの秘密またはクローゼットは、明確な祖先からのつながりと応答可能性とにおいて、そして個々の（最低限でも）家族という現文化を通して得られる、文化的アイデンティティのルーツ（いかに歪曲し両面価値的であろうとも）において、ゲイ独特のヴァージョンとは異なっている。

（Sedgwick [1990=1999]）

つまり、ゲイ（とりわけこどもの場合）の孤独が独特なのは、それが絶対的なものであるからだ。社会はヘテロセクシュアルが多数派であり、そこで流通する文化はホモフォビアを強く抱えている。そうした中、ゲイのこどもの多くは、やはりヘテロセクシュアルの両親のもとに生まれてくる。さらにゲイという身体は、外から見て分からないだけでなく、本人にさえ思春期以前には意識されないことが多い。するとそのこどもの周囲の人間は、無意識的あるいは意識的に、そのこどもをゲイではなく、ヘテロセクシュアルとして育てることになるだろう。

この場合、そのこどもはホモフォビアによる心理的抑圧を受けるだけではない。その抑圧を共有し、抑圧への抵抗を共に遂行する相手を物理的的近傍に見いだせないだけでもない。（周囲の人間がゲイについての情報を伝えない、あるいは否定的情報さえ伝えるかもしれないことで）外部にそのような仲間がいるということ（さらにはそうした仲間を自分自身が必要としているということ）を想像することさえできないだろう。

そのように漠然とした違和感だけを抱きながら、その理由も分からぬままに成長し、ようやく思春期に達

¹ ここで挙げているゲイナショナリズムという用語は、ウォーカー（Walker [1996]）によって導入されたものだが、ゲイ同士で集住しようとする傾向自体はもっと以前から存在した。

² 後に改めて指摘するが、生物学的な親と身体（遺伝的継承）が共有されない（ことによる孤独）という点はろう者と共通するが、ゲイの場合は少なくとも言語の継承はできるので、良くも悪くも当該ネイションに流通する文化をほぼ内在化してしまう（さらには愛着も形成してしまう）という点は大きな違いとなる。さらに、ゲイであるという自覚が生まれるのが思春期以降であるということがこの事態に拍車をかける。このことは、ゲイが（ヘテロセクシュアルとは区別される形で）ネイションを構成しようとするインセンティブに弱い（つまり出身ネイション内における多様性包摂を望む）ことを部分的に説明する。

して自分自身のセクシュアルな感情に気付き始めても、それまでの期間に既に堆積しているホモフォビアが、ゲイであるという気付きや、ゲイについての情報やゲイの仲間に対するアクセスを心理的に阻害するだろう。周囲からのバッシングを恐れて自らを抑圧し、誰かに心理的に惹かれる思いさえも否認し、そうする中で人間関係それ自体が困難となっていく。……

以上のようなストーリーは、ゲイのライフヒストリー研究においてよく目にするものだ³。我々の用語法によれば、ゲイという身体に対して否定的な文化（差異化された負の財）を周囲から継承することで、自尊感情や肯定的世界観といった普遍的な財の獲得も損なわれてしまった状態、と表現できる。つまりここでのポイントは、絶対的な孤独と、関係性や継承、つまりゲイコミュニティへのアクセスの必要性ということになる⁴。

近代において、つまり国家のネーションビルディングが全盛を極め、再生産の場として家族が注視され、保障と引き換えに同調が強く求められた時代において、これが真実であったことに疑いはない⁵。のみならず、いまだにリアリティは衰えておらず、ゲイ支援を目的とした著作はほぼすべてこの構図が説明されている。そうした観点からすると、近年の国際的なゲイの権利向上の動きは単純に喜ばしいもの、これまでの運動の成果がようやく現れたもの、と思えるかもしれない。しかしそれは（少なくとも完全には）正しくない。後期近代において、ゲームのルールが書き換えられてしまったのだ。

2. 現代的状況①：資本による取り込み

後期近代において、資本はゲイを取り込んだ。近代において、ゲイであることは経済的成功を望む個体にとって負の価値しかなく、資本の側から見ても抑圧されるべきものでしかなかったが、後期近代において、状況は逆転する。資本は突如、多様性への寛容を謳うようになり、女性とゲイは、リベラルで多様性に関われた企業イメージの広告塔として前面に押し出されるようになった。この変化には、（相互に関連しており、その意味で分類は暫定的であるが）複数の背景要因を指摘することができる。

第一に、有能な人材を獲得したいという経済合理性の観点から説明することができる。（科学者・技術者・芸術家・音楽家・建築家・作家・デザイナー、さらにはビジネス・教育・医療・法律などの専門家といった）

³ ちなみにこの先は、様々に分岐する。将来を悲観し、抑うつ状態となり、希死念慮から自殺企図に至るようなストーリー。時には単なる偶然から、時には断片的情報をつなぎ合わせながら、ゲイについての情報にある時点でたどりつき、それを通じて他のゲイと出会い、その関わりの中で、揺れ動く自己認識と世界観を経由しつつ、内在化してしまったゲイに否定的な文化を徐々に書き換えて新たな生に向かうというストーリー。またこのように気付く年齢も、青年期であったり、それよりもずっと高い年齢であったりする。女性と結婚してから気付くという場合もある。ともあれここで述べたようなストーリーは、マスターナラティブとしてゲイ支援業界に広く受容されている。

⁴ 古典的状況において、ゲイの選択すべき解は第四章で見たろう者の場合とほぼ同じであった。つまり、ヘテロセクシュアルとは異なる集団を形成しそこに所属するというもので、事実ゲイたちのソーシャルネットワークは非常に分離志向的である。唯一異なる点があるとすれば、ゲイである自覚が生まれる以前の段階においては分離しようがないので、その時期は多様性包摂型教育の実施によりホモフォビアが内在化されないように（と同時にゲイであるという自覚が少しでも早く持てるように）教師たちが工夫する、ということぐらいであろう。ただ、本文中で後に触れるように、この古典的状況が崩れてしまったのだ。この第五章は、その混乱の由来を主に分析することになるが、残念ながら明快な解を提示することは私にはできなかった。

⁵ 諸説あろうが、国家のネーションビルディングが最も強固となるのは（西側諸国において）第二次世界大戦後、とりわけ1960年代～1970年代であろう。この時代に、ゲイに対する抑圧は最も強まった。チョンシーによる指摘を見よ（Chauncey [2004=2006]）。

高度な知識や創造性を必要とする職能に就く人間を総称して、フロリダは「クリエイティブクラス」と呼ぶ（Florida [2002=2008]）。彼らは脱工業化社会への転換期において「勝ち組」となり経済や政治の中核で活躍しているが、彼らは自分の能力が活かされる場所や、よりよい生活環境を求めて転居することを厭わない。するとクリエイティブクラスが魅力を感じるような、多様性とクリエイティビティに開かれた企業や都市は、より多くのクリエイティブクラスを惹きつけ発展できる。有能な人材は希少なことから、確保するためには属性など気にしてはられないのだ。

第二に、この変化を生じさせた要因として、ネオリベラリズムの時代におけるミドルクラス文化の全体化を挙げることができる。ネオリベラリズムとは教科書的には、規制緩和・民営化・福祉削減によって小さな政府を志向する経済思想のことを指す（これにより市場原理・競争原理が働き、経済思想は活性化するものとされている）が、ネオリベラリズムが支配的となる過程とは、個人主義・能力主義・上昇志向によって特徴づけられるミドルクラス文化の全体化プロセスでもある（渋谷 [2010]）。能力主義の進行は、属性主義の相対的軽視を招くために、「クリエイティブクラス」（これはまさにミドルクラス文化の体現者でもある）の台頭が可能となったわけだ。

第三に、ポストフォードイズムを挙げることができよう（Marazzi [1994=2009]）。フォードイズムからポストフォードイズムへの移行は複数の要素を含むが、1）雇用のフレキシブル化⁶（勤務時間が区切られ一定の経済的保障が約束された安定的雇用から、時間・給与も契約それ自体も不安定な雇用へ）、2）生産のフレキシブル化（画一的商品の大量生産から、消費ニーズに敏感に反応する多様な商品の小規模生産へ）、3）生産の非物質化（知識生産やコミュニケーション・感情労働の重視）をここでは挙げておきたい（管理部門と単純労働というテーラー主義的分割を払拭したことと、これらは絡み合い、自己を不断に高め続ける労働者自身のアントレプレナーシップの称揚へとつながる）。市場の多様なニーズに対し不断に応答し続ける必要は、生産側の人材多様性を要請するだろう（ゲイや女性は購買力の高い集団なのであり、それに応じた経営戦略を採ることは合理的である）。また（対消費者と対労働者の双方における）コミュニケーション能力重視の方向⁷は、従来の保守的男性的労働力よりもむしろ、女性やリベラルなゲイを高く評価するだろう。

第四に、これと連動するが、グローバリゼーションがある。経済合理性に従って、（都市インフラ整備や教育など）他の条件が許す範囲で、資本は労働者に支払うコストが低い地へと生産場所を移動させる。賃金の高い西側諸国には、非物質的労働が残り、容易に代用が利く単純労働はアウトソーシングされる（アウトソーシング先は、機械の価格の方が安ければ機械化として、賃金の方が安ければ国外労働者市場へ）。このことが、西側諸国においてはよりコミュニカティブな労働力が要請される理由となる。以上の四点から、女性とともにゲイが、資本の側が望む人材として注目され取り込まれるようになったのである。

しかしながら、このような女性やゲイのメインストリーム化は、（ミドルクラスと労働者クラスという）階

⁶ 日本における雇用のフレキシブル化を象徴するものとして、1995年に日本経営者団体連盟によって出された『新時代の「日本的経営」——挑戦すべき方向とその具体策』がよく挙げられる。そこでは雇用形態を三分類すること、具体的には、管理職・総合職に相当する「長期蓄積能力活用型グループ」のみを正規雇用とし、「高度専門能力活用型グループ」「雇用柔軟型グループ」を有期契約とすることで雇用の流動化・柔軟化を進めることが提唱された。つまり、従来の日本型雇用慣行（メンバーシップ契約とも呼ぶべきジョブ既定のない職能給制度、新卒一括採用と職場内訓練、終身雇用と年功序列による正規社員の囲い込み）を打破し、労働力の階層化を打ち出したわけだが、日経連のこの提唱は単なる提唱に終わらず、その後の労働市場は確かにこの方向へと進んでいる。

⁷ 第六章において別の角度からも指摘するが、労働におけるコミュニケーション能力重視の方向は、教育におけるコミュニケーション能力重視の方向に直結していることはここで指摘しておきたい。

級間分断という代償の上に成り立っている。確かに後期近代においては、高い経済的有用性を提示できるミドルクラス（あるいはクリエイティブクラス）ならば、複数の雇用主との間で自らのスキルを元手として有利に交渉を進めることができ、属性としてはマイノリティであったとしてもそうした属性にとらわれない（あるいはむしろ高く評価する）多様性に関わられたリベラルな職場を選ぶことも可能であろう。だがその一方で、自らの身体を労働力として提供するしかない労働者クラスの場合は、ミドルクラスに可能であったような交渉や移動は困難である（むしろ、常に抑圧を受け続ける労働者クラスにおいては、マイノリティは不満の突破口として攻撃の対象になるリスクさえ抱え込む）。つまり後期近代がもたらした自由と承認は、ミドルクラスに限定されたものなのだ。

グローバリゼーションの時代にあつて、世界中でミドルクラスと労働者クラスとの間の格差が急速に進行している。そうした時代の中で、様々な文化的マイノリティが、ミドルクラスと労働者クラスとの間で分断され、属性に基づく社会運動が困難となっている。またそもそも、ネオリベラリズムの時代を特徴づけるミドルクラス文化とは個人主義、すなわち集団を形成するのではなく個人において困難を乗り越えようとするものであり、それゆえ社会運動の組織化には折り合いが悪い。このように女性もゲイも、（ミドルクラスのみが資本に取り込まれることによって生じた分断による）運動の困難という現実と直面しているのだ（Duggan [2003]）。

3. 現代的状況②：国家による取り込み

後期近代において、国家もゲイを取り込んだ。近代において、ゲイであることは糾弾され排除され（時に治療され）るべきものであり、社会の安定に対する道徳的脅威であったが、後期近代において、状況は逆転する。アメリカを中心とする西側陣営諸国は競うように、ゲイの権利保障を推進し、まさにそれこそがリベラルで多様性に関わられた国家の証明であるかのように誇りだした。その一つの象徴が、2011年12月6日にジュネーブの国連欧州本部にて、世界人権デー記念講演においてヒラリー・クリントンが行った演説「ゲイの権利は人権である」であろう。

この変化は（特にアメリカの場合に顕著だが）あまりにも急速であり、国内情勢のみで説明することは困難である。むしろ、（単にグローバリゼーションと呼ばれることさえある）アメリカ帝国主義に基づく新国際秩序、（政治・資本両面における）アメリカンヘゲモニーとそれへの対抗勢力という（冷戦とは関連しながらも一応独立の）新たな二極化を、背景に読み取るべきであろう。ここでいう対抗勢力として名指されるのは、具体的には（それだけではないが）イスラムである。

アメリカを中心とする西側陣営が、女性とゲイの人権をとりわけ強調する意味を、ここからはっきり理解することができる。イスラム社会で制度的に抑圧⁸されているのが、女性とゲイであるからだ。ここで西側陣

⁸ 「制度的に」抑圧されていることと、「実態として」抑圧されていることとは異なる。この点について検討すべきことは多いが、ここでは二点挙げておこう。第一に、文化的バイアスを払拭して議論することの必要性（と困難）である。西側陣営は主として、同性間パートナーシップの法的保障の有無や程度、同性間性交渉の犯罪化などといった「制度的」な部分に着目するが、この点に限れば西側陣営側が人権の保障をより高い程度で行っているというのは確かに事実であろう。しかし、たとえば同性間性交渉を重罪としている国において、実際にどのくらいの割合で検挙されるかどうかは別に把握されなければならない、そのようなより深い水準の社会学的調査は容易なことではない（そのうえ、西側優位の文化的バイアスがあればそうした調査はより実行されにくく流通もしにくいだらうことは容易に想像できる）。分析者の政治的スタンスの問題

営が、イスラムに対する（主にソフトパワー領域での）パワーゲームの重要な駒として女性とゲイの人権を取り上げるとき、介入型戦略と排除型戦略の二重の形態を有することは指摘されてよい。

介入型戦略とは、(かつては文明化の使命とか啓蒙とかいったレトリックで覆い隠されていた) 植民地支配の歴史の反復あるいは延長そのものと呼ぶべきだが⁹、(相手の国の) マイノリティの人権保護という名目で行う内政干渉である(やや異なるが、パレスチナ占領や凄惨な蹂躪行為を、ゲイフレンドリー政策によって覆い隠そうとする、イスラエルのピンクウォッシング戦略も、類似のものとして見て良いかもしれない)。排除型戦略とは、イスラムは(女性やゲイの人権を保障する) 西側のリベラルを文化本質的に受け入れられないとして、それを理由にイスラム移民を拒んだりイスラム移民をバッシングしたりすることである(多文化主義のバックラッシュと呼ばれるが、バックラッシュならばなぜイスラムに対してのみ突出して生じているのか理解できまい)。

介入型戦略と排除型戦略の双方ともに、西側陣営の優位性を国際関係の中で確保するための方法であるが、国際関係における優位性確保の真の意味はセキュリティ確保である。女性とゲイが取り込み対象として選ばれたもう一つの意味をここから理解することができる。女性もゲイも実は、アメリカを中心とする西側陣営諸国に流通する支配的文化(従来の白人異性愛成人男性が担ってきた文化)を深く内在化しており、(若干の攪乱はあろうが) 真の意味での反乱は考えにくい存在だからだ。そのような、国家のネーションビルディングに対して実に忠実な女性とゲイを、西側陣営は対抗勢力に抗するセキュリティの最前線に差し向けたわけである。

そのような新国際秩序のただなかにあつて、西側諸国においては(自国がどれだけリベラルで進歩的かという宣伝とともに) 対抗勢力が行う女性やゲイに対する人権蹂躪が頻りにメディアに登場する。イラン、ロシア、ナイジェリア、あるいはウガンダ……等々からのニュース(人権監視を目的とした NGO によるものも多い)を目にするたびに、あるいは国際ゲイ・レズビアン協会が作成しているゲイ・レズビアン人権保障(あるいは蹂躪)地図を眺めるたびに、アメリカンヘゲモニーと対抗勢力との間の人権保障の格差を感覚的に刷り込まれる。だが、そうした情報はどれくらい現実を反映したものなのか。一般的に言って、制度と運用とは異なるし、情報と実態とも乖離は大きい。(NGO とてスポンサーの意向は無視し難い以上) 西側陣営内部で得られる情報が、中立的なものだと信じる根拠を我々は手にしていない。

4. ゲイナショナリズムの必要と困難

後期近代において、資本も国家もゲイを取り込んだ。ゲイの側もまた、戦略的にあるいは無自覚にその機会を好機ととらえ、自発的に取り込まれることでその枠内で権利保護拡張を目論んで(しかもある程度以上実現させて)きた。一般的に言って、マイノリティの側がマジョリティに正面切って挑んだところで負ける

だけでなく、情報流通の濃淡が、比較研究を行いやすい制度的側面への着目を誘導してしまうため、文化的バイアスは払拭することが困難なのである。第二に、にもかかわらず(運用実態を射程に入れた上であれば) 制度面への着目は、やはり普遍的に必要なでもある。権力とはその本性として恣意的なものだとはいえ、制度の有無や内容によってマイノリティ側の運動のやりやすさはやはり変わる。

⁹ この点を、「アメリカ例外主義」として説明することは困難であり、(仮に「アメリカ優位主義」はあったとしてもそれは)むしろ、普遍的な人類の進歩という(より介入主義的政治的効果を伴った)言説と考えるのが妥当であろう。この点、川坂(川坂 [2013])による、クリントン演説と「アメリカ例外主義」(Puar [2007])との比較は参考になる。

ので、権力を持つものに付き従うことは運動の特定の局面においては避け難い。それ自体を否定するのは、ストイックではあるがあまりに現実を知らないナイーブな態度であろう。

しかしながら、資本や国家に取り込まれているが故に保障された権利とは、資本や国家の利害に追随しなければならない制約を負い続けるということと常にセットである。それは我々を、資本や国家に縛り付けて逃げ出せなくさせる、というだけではない。それは「対抗勢力」内部にいる女性やゲイを切り捨てることでしか存続できないものなのであり、翻ってそれは我々自身がいつ切り捨てられるか分からない不安定さを抱えるということでもあるのだ。どういうことか。

女性やゲイの人権が、アメリカンヘゲモニー諸国と対抗勢力との間でのパワーゲームの駒となるということは、前者がそれを通じて後者に介入しようとするれば、後者が反発する際に前者の主張する人権内容に対しても、前者が主張するというまさにその理由によって反発するだろう。あるいは後者は自身の主権、独立性の（対内的・対外的）アピールのためにこそ、（いわばスパイのようなものとして）女性やゲイをスケープゴートとして弾圧するかもしれない。これは、現実的な懸念であろう。だが、西側諸国内部の女性やゲイもまた、受動的に利用されているだけである限りは、似たようなものだ。

問題の所在は明らかだ。資本や国家の利害に追従し続けなければならない限り、その固有の制約を受け入れ続けなければならないのだから、そうならなくて済むためには自分自身の側に権力を持たなければならない。国境を超えて、資本とも独立して、ゲイのネーションビルディングを推し進めることが、その唯一の方向性となるだろう¹⁰。かつては一国家内部で、国家のネーションビルディングによって遂行された抑圧に抵抗するために構想されたイメージが、後期近代の現代においては地球規模で構想される必要がある。だがその必要は困難さと表裏一体でもある。ゲイが資本や国家に取り込まれたのは、国家のネーションビルディングに忠実で使いやすかったからであり、心理的にも経済的にもそこから離れるのは実に困難な過程であろう。だが我々は、この困難さから議論を始めるしかない。

¹⁰ ではあるが、ゲイが物理的領土を持ちそこに集うというイメージは、小規模であればともかく大規模に行うこと（ゲイシオニズム）はまず不可能であろう。よって目指される方向は、地球規模の文化的自治になる。それはオーストロマルクス主義、レンナーの示唆した地球規模の二重連邦制という方向性である。グローバリゼーションという時代は（より電子化された情報流通に人々の意識の座がシフトしていることを鑑みれば）部分的には、この方向性を具体的にイメージしやすくしたようにも思える。だがグローバリゼーション自体が、後期近代における新たな経済と政治による秩序構築の一環であることを鑑みれば、話はそう単純にはいかない。さらに本文中でも指摘したように、経済階層や文化資本によって後期近代が招く事態に差が生じるため、運動の担い手が分裂してしまう（ゲイ右派という、かつてであれば語義矛盾にも感じられてしまうような人間が割合として増加していることもこの象徴であろう）。国境を超えたデフナシヨナリズムが、国連の障害者権利条約の成立過程で大きな役割を担っていたことと、ゲイの抱えている状況は、一見した類似性以上に相違の方が大きいように思える。

第六章 後期近代とアスペルガー症候群

1. 構図

後期近代（ネオリベラリズム、ポストフォーディズム、グローバリゼーション、および国家と資本に境界づけられた多様性包摂）という時代状況と、アスペルガー症候群に対する注目の興隆とは、本質的な関係がある。端的に表現するならば、後期近代において、資本や国家が取り込んだのが女性やゲイであるとすれば（第五章を参照せよ）、逆に排除されるようになったのがアスペルガー症候群である。

アスペルガー症候群の排除過程は、自閉文化の尊重と能力欠損への支援という二重のカモフラージュがあるために表面的には見えにくくなっている。本章においては、このカモフラージュのありさまと、その背後で進行する構造の両者を議論の俎上に載せることとする。だがその前に、（後期近代以前には、医療あるいは教育の専門家の一部しか興味も抱かれなかった）アスペルガー症候群とは何を指すかについて、簡単に紹介が必要だろう。

アスペルガー症候群とは、「男性的知性のある極限的異形態」（Asperger）あるいは「システム化にすぐれた脳」（Baron-Cohen）のことである（くだけた表現なら、「超男性脳」と呼べば良いか）。第一章で導入した表現を用いるなら、それは「関係化」よりも「個体化」に大きくシフトしているような脳のありよう（身体つまり遺伝的継承）のことである。

このようなありようのことを表現する語彙は歴史的に見て様々であり、いくらでも紡ぎだすことができる。医学や教育などの（能力欠損に着目する）専門家の多くが用いる表現を用いるなら、それは知的発達と比して、社交・コミュニケーションのスキル、機転・応用などに必要な想像力、セルフモニタリングや内面発達といった複数の領域に亘る、顕著な（少なくとも倍以上の）遅れである。ジョイントアテンションや心の理論の困難、対人構図認識の脱落、注意・思考の単極化といった様々な指摘も、ここに含まれる。あるいはもう少しこし中立的に、性格特徴として記述するなら、それは世界への対峙の仕方、情報の受け止め方や関心の向かう先、価値観の持ちように於ける異なりとして理解される。彼らは明確で視覚的な情報に惹き付けられ、それ以外の情報を捨象し、狭いが深い視野をもって世界を探究する。状況依存的な関係性よりもあらゆる場面で貫徹されるルールに、優しさではなく公正さに価値を置く、物事の筋を大切にする正義の人間である。もしかすると現代日本社会では、「オクテで勘の鈍い理系クン」とでも表現する方が理解しやすいかもしれない。

アスペルガー症候群と（後期近代を生きる我々の目から見て）呼びうる人間が存在するという事自体は、後期近代特有の現象ではなく、その意味では遥か太古から人類にはアスペルガー症候群は存在し続けてきた。しかしその一方で、障害としてカテゴリー化され、大々的に診断法や支援法が開発され、キャリア教育の主要なターゲットとされるようになったのは、後期近代に特有の現象である。その社会構築性は、他の障害と比して、（あらゆる障害において、障害それ自体が社会的に構築されたものと言い得るにせよ）あまりにもあからさまのように思える。その違和感こそが、我々の議論の出発点である。

2. 自閉文化論の出現

後期近代におけるアスペルガー症候群の排除過程は、自閉文化論によってカモフラージュされたこと既に記した。ここで、自閉文化論とは何を指し、どのように排除過程をカモフラージュしたのかについて検討していくこととしよう。

自閉文化論とは、自閉者（アスペルガー症候群の本人たちはこのように自称する）は、定型発達者（アスペルガー症候群の本人たちは非自閉者たちをこのように呼称する）が担い馴染んでいる「定型発達文化」とは異なる「自閉文化」の担い手であるとする語りのことである（ここで一見して理解できるように、自閉文化論は、第四章で確認したようなろう者たちの主張・運動、すなわちデフナショナリズムに直接影響を受けている）。そしてこの「自閉文化」とは、自閉者の身体に馴染み適合する文化のことであるが、それは自身の身体を価値下げすることなく承認し、むしろそうした身体を理解し活用する技法を自閉者に教え、さらには自閉者同士の関係性を紡ぐための土台を提供する役割を果たすものである。

ひとは、文化を通じて自分自身の理解や操縦の仕方を学んでいく（内的アクセス）。だが自閉者は社会において少数派であり、社会に流通している文化は多数派である定型発達者に適合的な定型発達文化であるために、自閉文化を継承することが出来ずに自閉者は、自分で自分のことを理解・操縦することに困難を抱えざるをえないことになる。さらに、社会において他者と関わるさまざまな場面（外的アクセス）がすべて定型発達者に適合的な定型発達文化に従って運用されているために、そこに適合しにくい自閉者は大幅に不利益を被ることになり、自信まで失ってしまうかもしれない。こうした内的アクセス・外的アクセス双方での困難の蓄積（二次障害¹と呼ばれる）を防ぐためにこそ、自閉文化の継承が必要とされたのだ。

自閉文化の継承が必要だとするこの語りは、（デフナショナリズムと同様に）当然の要求であると同時に、この社会に対する熾烈かつ根源的な批判でもあった。何故ならそれは、自閉という身体状況と自閉者同士の

¹ 障害児医療そして障害児教育の歴史をざっと回顧してみよう。表面的・教科書的には数多くの達成と進歩の歴史であるように見える。だがその只中を生きてきた者にとって、それは端的に言って失敗とその隠蔽の歴史であったように思える。隠蔽しようともしきれない失敗の蓄積、我々の眼前にあってその意味を読み取らせるべく訴えているもの、それが二次障害である。二次障害とは、なんらかの一次障害という身体状況を持つ人間が、その身体に合致しない現存する社会環境の中で生きていく（ことを強いられている）間に、被ることになったさまざまな不利益が再度本人に身体化したものの呼称である。不適切な介入が為されたことと、必要なものが与えられなかったことの結果は、二重の意味での二次障害に帰結した。脳性麻痺者が呈した生理的燃えつきや、自閉者が被った教育的ネグレクトは、現在を生きる彼らの姿を通じて我々に配達される歴史的眞実である。

障害児医療と障害児教育の歴史とは、率直に言って二次障害にまみれた歴史であった。医療や教育の専門家は、甚大な数の失敗例を生み出しながら、障害の克服か受容か（小澤 [2007]）という相容れようもない思想の間を振動し続けた（当時の専門家たちは真剣で善意に満ちていたのかもしれないが、その両極端の思想は実践的にはノーマル化かさもなければ放任へと墮したことを現在の我々は知っている）。だがそれは、専門家をただ批難すれば済むような問題ではなかった。その背後に広がっていたのは、包摂型福祉国家と表裏一体となった国民形成国家であり、単一の社会・文化へと同化するか放逐されるかの二者択一しか存在しなかった時代である。医療も教育も、当時の他の多くの人々と同様に、国民形成のメカニズムを自覚・批判することが出来ず、そこで与えられた枠の中で思考し実践することで結果として追随した、ということなのだ。

だが、現存する個々の社会や文化が、あらゆる人間にとって馴染み適合するものであるとは限らない。また、この世界に社会や文化は複数存在する以上、将来所属する先は複数想定されうるし、所属の前提となる文化習得である社会化も複数存在するはずだ。いまとなつては当然ともいえるこうした現実認識を切り開いたのは、専門家でも家族でもなく、本人たちであった。そこから本人の時代が展開する。その主張は一方で、この社会に多様性包摂とその具体的手立てを要請し、もう一方で独自の文化伝承を保障する多民族共生の訴えを成した。前者が障害者運動であり、後者がろう者の運動であった。自身の身体状況に対する承認、あるいは多文化主義のふたつの様態がそこにあった。

関係性への絶対的肯定の要求であり、自己の生の毀損ともいうべき二次障害への抵抗であり、包摂型福祉国家と表裏一体となった国民形成国家、つまり単一の社会・文化へと同化を強いる権力作用が為す甚大な不正義の告発であり、代案としての多文化主義の訴えであったからだ。だが、自閉文化論が出現した後期近代にあって²、こうした語りは（デフナショナリズムが頑強な抵抗に遭ったことを考えれば）意外にも、さしたる抵抗もないままに受容され³、しかも広く流通した。一体、それは何故だったのか。

3. キャリア教育への注目

後期近代とはその特徴として、（第五章において既に記したように）ネオリベリズム、ポストフォーディズム、グローバリゼーション、および国家と資本に境界づけられた多様性包摂を挙げることができる。こうした後期近代の時代に労働者に求められる能力の質は、近代におけるそれとは異なっている。本田由紀はそれを「ポスト近代型能力」と呼び、ポスト近代型能力に基づく後期近代型能力主義のことを「ハイパーメリトクラシー」と呼ぶ（本田 [2005]）⁴。

彼女の時代診断は、次のように要約できる。近代社会の原理がメリトクラシー（業績主義）であり人々に求めたものが近代型能力であるとすれば、ポスト近代社会の原理がハイパーメリトクラシーであり人々に求めるものがポスト近代型能力である。近代型能力が基礎学力として捉えられ、標準化されており、それゆえ試験などで測ることが可能であったのに対し、ポスト近代型能力とは（近代型能力に加えて）、多様性・創造性・能動性・柔軟性・ネットワーク形成力などを指すとされる。こうした能力観の変化は、文部科学省の「生きる力」、経団連の「人間力」といった表現が近年続々と採用されているところからも理解できる。

フレキシビリティとコミュニケーションを核とするハイパーメリトクラシーが、（既に述べたような、職人気質で不器用な）自閉者にとって不利益を招くことは容易に理解できる。資本に対して有用な労働力を供給し、さもなければ社会にとって有害とならないように処理をすることを本質的機能とする国家の教育政策は、ハイパーメリトクラシーにより労働市場から排除される自閉者たちについて複数の手法を生み出し実行した。主なものとして第一に、こども本人に対するポスト近代型能力開発を目的とした「キャリア教育」の推進であり、第二に（一般的な労働市場で要求される水準にまでは、ポスト近代型能力の開発が可能であると見込まれないような人間に対して）セカンドクラス労働力になることを自ら甘んじるように誘導する（精神医療も巻き込んだ）「障害受容支援」を挙げることができる（後者には、いわゆるニート施策も含まれる）。順に検討していくこととしよう。

² 自閉者の権利運動を展開した活動家の嚆矢であるジム・シンクレアが、他のメンバーとともに **Autism Network International**（略称 ANI）を立ち上げたのが 1992 年である。

³ 専門家による抵抗がないわけではなかった。たとえば、（トマセロによる）自閉症は「文化継承の能力障害」を持つという議論、換言すれば自閉者はチンパンジーと同様に独自の文化を創出、維持、共有することは不可能なのだという立場があり、また（メジボフによる）自閉文化を概念としては認めつつそれを「認知特性へと還元」し、個々の身体から離れて継承されるという意味での文化を暗黙に捨象する立場があったが、いずれも自閉者同士の関係性と文化伝承を無視した議論であり、専門家による自閉文化論への抵抗とみることができるだろう。しかし、こうした論調は専門家の間でさえ主流にはならなかった。

⁴ ポスト近代型能力にせよ、ハイパーメリトクラシーにせよ、その内容は既に述べたポストフォーディズム（特に、労働者に求められる能力という観点から切り取られたそれ）である。したがって、敢えて別の用語（や議論）をここで導入するまでもないのだが、労働運動だけではなく教育学者もまた同じ問題を扱っていることを示すために以下紹介したい。

キャリア教育とは、後期近代（日本では主に 2000 年代以降）に政策的に展開された教育領域であり、勤労観・職業観の育成に重点を置いた「基礎的・汎用的教育」を指す概念である⁵。ここでいう「基礎的・汎用的教育」とは、個別的な職務に必要とされる知識や技能と対比されたものとしてその内実が規定されている。中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会 2011 年答申に沿って具体的に挙げるなら、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」であり⁶、これらは（「社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に必要な力」として従来提唱されてきた、とされる）生きる力、人間力、学力、社会人基礎力、就職基礎能力、キーコンピテンシーなどと実質的には同じものとされる。こうしたポスト近代型能力開発を内実としたキャリア教育は、後期近代において経済界が目論むポストフォーディズム経営を補完するために、急速な勢いで学校教育カリキュラムに導入されていた。

だが、ポストフォーディズム経営を前提に、教育によってその事態に対応しようとする限り、限界は始めから見えている（たとえば、正規社員の枠は予め限定されており、それは教育の成否如何によっては変更できない）。しかし、議論の焦点を資本ではなく教育へ、つまり個人の努力に基づくスキル開発へと移行させることは、（誤解ではあるが）資本にとって意義深い社会的現実を創出する。すなわち、問題の責任を労働者側に転嫁することで企業側は社会的責任を回避することができ、（同時に、労働の階層化を進めることで非正規労働力の活用による安価かつ柔軟な雇用戦略が可能となるが、それを背景として）失業不安を煽ることで正規社員を競争に駆り立て過重労働に自発的に向かわせることで、ポストフォーディズム経営は容易となる。キャリア教育とは、このような構造には手を付けないまま、その責任を若者に求め、不安の只中にいる彼らに対し、（ポスト近代型能力を手に入れば仕事に就けるといふ）微かな希望を餌に無限の努力へと駆り立てる装置なのである。

こうした過酷な事態は、現代を生きるわれわれ皆が直面している事態ではある。だが一方で、ハイパーメリトクラシーとはその身体（遺伝的継承）が折り合いの悪い、自閉者にとってはより熾烈に生じていることも指摘されるべきである。自閉者のこどもは将来の職（この場合は正規社員）を目指す競争を、学校教育時代から、不利な条件下で孤独に勝ち抜かねばならない。このこと自体が、決して容易な課題ではないが、それだけでなく、たとえ正規社員のポストを勝ち得たとしても、その先に待ち受けているのは、やはりポスト近代型能力を基準とした果てしない競争なのである。その終わりのなき努力の果てに、離脱せざるを得ない者も大勢いるだろう。その競争過程で作り上げられた歪んだプライドと無念は、新たな人生設計を邪魔する。

⁵ 日本におけるキャリア教育の「前史」として二つ挙げることができる。第一に挙げられるのは「職業教育」である。学校教育の中で学校と職業との接続を担う職業教育・進路指導は戦前から（1960 年代から 1980 年代に於いては、その役割は限定されたものであり、場合によっては事実上、上級学校を目指す際の、学力・偏差値に基づく進路の振り分けに過ぎなかったとしても）一貫して存在していた。第二に挙げられるのは、アメリカ由来の「キャリアエデュケーション」である。キャリアエデュケーションは、主として 1970 年代のアメリカにおいて隆盛したが、その理念（児の生涯発達プロセスを射程に入れ、職業的知識・技能の習得だけでなく、人生観や労働観・職業観の育成、進路選択へのガイダンスなど児の「生き方」を包括的に視野に入れる教育）も、理念レベルに過ぎないにせよ影響はあつただろう。ただし、こうした二つの「前史」は、後期近代において推進されたキャリア教育と、（その推進者たちが主張するほどには）関連が感じられない。

⁶ 名称については、若干の揺らぎはあるが本質的な変更はない。たとえば、2002 年国立教育政策研究所生徒指導研究センターが発表した「職業観・勤労観を育む学習プログラム（例）」が挙げるのは、「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「意思決定能力」の四領域だが、これと本文中に挙げた中教審答申によるものと、実質的には大差ないことが理解できるだろう。

このように幾重にも自閉者本人を、雁字搦めにするのだ。

4. 障害受容支援

ハイパーメリトクラシーにより労働市場から排除される自閉者に対して、国家の教育政策は特別支援教育を打ち出した。この施策の特徴はふたつの（関連はするが独立の）政策領域との連動であり、ひとつは医療（発達障害者への生涯にわたる継続的支援と銘打たれている）、もうひとつは福祉（ニート支援に焦点を置いた就労支援施策）である。自閉者は、このような施策群により社会全体で囲い込まれ、ファーストクラスワーカーとなることを断念しセカンドクラスワーカーの地位に自ら甘んじるように誘導され、それすら不可能であったとしても少なくとも社会的に無害な存在へと作り変えられる。そこでのキーワードが「障害受容支援」である。

障害受容とは何か。それは事実として、自身に当該障害があると認めること、だけを意味するのではない。それは暗黙の裡に、社会は変わらないのだから、当該障害ゆえに生じる不利益や不平等もまた甘受すべきこと、それら不利益や不平等を減らすためには自分が可能な限り「普通」になるよう努力するしかないこと、もまた意味してしまう。かつ、障害受容を求める周囲の人間は本人に対して、かのような障害受容をした上で、にも拘らず肯定的な自己像を形成することもまた期待してしまう。そのようなパラドキシカルでダブルバインドな含意が、障害受容概念にはある。

障害受容を求めることで、どのような事態を生じさせるだろうか。それは、自閉者の中の連帯を困難にし、健常者へゲモニーへの抵抗の足場を掘り崩してしまうだろう。自閉者を、健常者マイナス社会性・コミュニケーションスキルと捉え、かつ直面する社会的不利益の原因が自身のスキル不足にあると考えている間は、正常化への梯子を上り続けようとする心性が消えることはない。となれば、自身よりも社会性・コミュニケーションスキルが劣る人間を見下し、健常者とこそ関係を持ちたいと考えてしまうだろう。正常化を目指した梯子を登るために、過重なスキルトレーニングも甘受せざるを得ないと感じてしまうだろう。それはアイデンティティだとしても、自分にとって常に何か足りないセカンドクラスアイデンティティに過ぎないし、肯定的自己像が形成されるとしても、適応的選好形成に過ぎないだろう。

この障害受容を求める過程は、残念ながら発達早期から始まってしまう。自分自身を理解し慈しみ表現する方法を学ばずと以前から、たとえば早期療育の場において（もっとも、敢えて早期療育に通わなくても、健常者へゲモニーの下にある現代社会の中に生きている限り結局は同じことなのだが）、正常化を目指すジョイントアテンショントレーニングやソーシャルスキルトレーニングを受けることを通じ、この世界においてはそのままの自分であってはならないというメッセージをこどもは受け取ってしまう。これが発達期であることは、成人期と異なり思考・価値・人格発達がまだ成し遂げられていないということであり、そこで受けた刷り込みは成人期の場合と比較すると遥かに強力にこどもたちの内面を支配する⁷。

⁷ こうした正常化を目指させる教育に関連して、一つ補足をしたい。それは「成功体験」というキーワードである。この語は、療育や教育の現場で頻繁に使用される。具体的にはスキル指導の際に、うまくいって褒められた喜びを正の強化子としてスキル定着に役立てるといふものだが、（褒めて育てるといふこと自体の是非は問わないにせよ）ここでの問題はターゲットとなるスキルが本人の発達ニーズに適ったものか否か、スキル獲得過程自体が充実した喜びを感じられるものとなっているか否かという点が、一切問われないということにある。そして現実には、アスペルガー症候群のこどもに対する指導と称されるものの大半は、同学年の他児にできる限り近付けるという正常化を目指したものであり、彼らの発達状況や適性に合致したもので

児童精神科医療は現在、早期診断・早期介入を国家的な使命として引き受けている。(いまだ早期支援システムが貫徹されない現状においては、必ずしもそうっていないのだが理念上は) 確かにそれは、自閉者を「支援ルート」へと流し込む第一歩ではあるだろうし、先に挙げた「障害受容」は(まずは「親」を、次は「子ども本人」をターゲットとして) 診療における重要な局面とされている。しかしそれはあくまでも第一歩に過ぎず、別の見方をすれば教育(特別支援教育)や福祉(就労支援施策)へと繋ぐための「前座」とさえ表現できるかもしれない⁸。何故ならそのあとの方がずっと長く、ずっと多彩なルートが用意されているからである。

5. 特別支援教育とニート支援

日本の障害児教育は、特別支援教育と呼称(2006年改正学校教育法⁹)されるようになったからといって(当初建前上とはいえ目指されていたような全児童の学区小学校在籍などが実施されたわけでもなく)全体としてみればさしたる変化もないように見える。むしろ最大の変化は、(他の障害と比べると不釣り合いなほどに)発達障害児支援が導入・推進されたことであろう。その後、知的な遅れがない発達障害(その大半は自閉者)の子どもを対象に通級指導教室¹⁰の整備が進み、知的な遅れが軽微な発達障害の子どもを対象とし

もなければ、その過程が楽しめるものでもない。彼らは、そうしなければ褒められないから、やるに過ぎないのだ。

⁸ 発達障害についてそれを「医療化」と呼ぶ論者は多いので、一点補足しておきたい。確かに、本来ならば医療の出番ではなかったはずのところに、医療が介入しているのだから、事実として医療化と呼ぶことは間違っていない。だが、批判がそこで止まってしまうなら、その不徹底さを問題とすることはできるだろう。現実に生じていた事態とは、児童精神科医も障害児教育の専門家も、多くはそれと気が付かずに、より大きな構造変化に踊らされていたということだ。小澤勲はかつて、「自閉症理論(の転回)が国家の処遇論上の要請をまさに後追的に論理化していったことを示している」(小澤[2007])と記した。小澤のこの鮮烈な指摘は、何度でも想起されるべきである。医療が国家・社会を動かしているのではなく、国家・社会が必要とする限りで医療は動かされているに過ぎない。事実、例えば、2012年施行の改正児童福祉法に於いて方向性が鮮明となったが、相談や施設通所など障害児及びその家族向けサービス利用にあたっては医師による診断は必ずしも要さないこととなり、既に示されていた診断前支援の必要性とも相俟って、(一時期、いや現在でも児童精神科医の育成は急務だと公的には語りながら)もはや国家は児童精神科医を必要としないかのように一步を踏み出している。

⁹ この年は、むしろ改正教育基本法が成立したことの方がよく知られているだろう。ただ、愛国心の強調などネオ・コンサバティブな側面が注目され議論された改正教育基本法と、知的な遅れのない発達障害を新たな照準とする特別支援教育の導入を正式に定めた改正学校教育法とは、本論文の文脈から言えば必ずしも無関係とは言えない。どちらも社会におけるハイパーメリトクラシーの全面的進展という基本的な流れを受けて、その負の影響を軽減することを意図して作られたものであることが読み取れるはずだからだ。すなわち、熾烈なまでに進行する能力主義と格差拡大(による社会の分断の危機)を背景に、国家の安定を強化することを狙いとして愛国心・道徳心に訴えかけたのが改正教育基本法である一方で、ますます高い水準でのポスト近代型能力(およびその育成)が要請されるメインストリームクラスから排除された自閉者たちを、別の場で(つまり他の生徒に影響が出ない形で)ポスト近代型能力を教育する後付けの対処が改正学校教育法である。このことは、自閉のこどもの親たちが、率先して特別支援教育の利用を望み、そこで将来求められる社会的スキルの教育を期待したことが、裏面からの傍証となるだろう。

¹⁰ 通級指導教室における指導の内容は様々であるが、その目的は自閉のこどもの「正常化」を狙ったものだという点は揺らがない。とりわけ在籍級(すなわち普通級)の中で、周囲の児童とトラブルなく過ごすことができるようになるということは、通級指導教室の担当教師たちにとって日々強く要求されていることである。その意味で、行動上の問題が大きいように見える、(自閉の医学・教育学的名称である)自閉症スペクトラムや、注意欠如多動性障害が注目されやすかったのは自明かもしれない。逆に、法律上も明記され支

た職業訓練を主たる役割とした高等特別支援学校の設置が増加する。後者について少し説明しよう。

自閉者にとって、現代日本社会においては、普通学級（ここに通級指導教室を併用してもよい）から一般の高等教育を経て、就職戦線を勝ち残って正規社員のポストを得る、という「一般」ルートでは大変な不利を被ってしまうことは既に見た通りである。ところで（自閉の医学教育学的名称である）自閉症やアスペルガー症候群は「障害」でもあるから、特別支援学級から高等特別支援学校を経て、給与は低いものの一般枠よりはまだ倍率の低い企業の障害者枠で職を得る（そして障害基礎年金を受給して、給与の低さを若干ながら補う）、という「障害」ルートも考えられる。これが近年、ギリギリではあっても知的障害児者手帳が取得できる自閉のこどもを持つ保護者たちに、求心力を持つ進路設計となりつつある。

高等特別支援学校は普通学校と比べて、自閉のこどもが就職する上で、いくつか有利な点を持っている。障害特性に合致した教授法が期待できること、カリキュラムにおいて具体的な職場体験や就労準備性としての生活・社会性指導を組み込みやすいこと、障害者職業センターやハローワーク、障害者就業・生活支援センターなど就労支援機関との連携が為されていること、障害者枠での就労を数多くさせてきた実績があること及びその結果としてのコネクション、などは保護者から見て大きな利点と映るだろう。実際、卒業する生徒の九割以上を、毎年「企業様」に就職させてきたことをアピール材料にしている学校もある。

このような特別支援学校におけるキャリア教育が、自閉のこどもにとってのもう一つのキャリア教育である。ただし、このルートの場合、高等特別支援学校を経て障害者枠（つまりはセカンドクラス）で就職することが前提になっているため、強く「障害受容」が求められるために葛藤が生じる（もっとも、これは最終的に障害者枠を使った就職を目指すすべての学校にほぼ同じことが指摘できる）。結局のところ、「一般」ルートも「障害」ルートも、自閉のこどもたちにとって（その内実は違うが）何ら楽ではないということだ¹¹。

このように自閉のこどもは、教育においてどのルートを選択しようとも苦悩は付きまとう。ここでドロップアウトせざるをえなくなった人間に対して展開されるのが「ニート支援」である（同時に、「二次障害」である精神的不調のために精神医療もまた召喚される）。若者就労問題としてのニートと自閉とは、本来関連しないはずでありながら、政策のレベルでは常に相互に参照しあう関係にある。そしてそれが、キャリア教育と就労支援施策の必要性を根拠付ける材料となる。

そもそも、ニートとは社会性やコミュニケーションに於ける能力不足を持つ若者が、挫折によって社会参加の希望を喪失してひきこもるようになった、というような存在ではない（本田ら [2006]）。また実際、一九九二年から二〇〇二年までの十年間に、（ニートという言葉から一般にイメージされる）「働きたいという希望を持っていない」層というのは増加しておらず、増加しているのは「働きたいという希望を持っている」フリーター、失業者（求職者）とそして現時点では（病気など何らかの理由により）求職活動をしていない層である。そして後三者の増加は、労働需要側すなわち企業が正規社員の新規採用を抑制しているという構

援の必要性も充分意識されていたはずの「学習障害」への支援の薄さは、（特別支援教育というのが結局のところ何を目的としていたのかということを推測する上で）注目される。

¹¹ 経団連『新時代の「日本的経営」』に沿った分類で言えば、一般ルートが目指するのが長期蓄積能力活用型グループ、障害ルートが目指するのが雇用柔軟型グループである。では第三の、「高度専門能力活用型グループ」を目指し資格取得に邁進するという方向はどうかと言えば、これはこれで目指すひとはいる。アスペルガー症候群の「偉人伝」や、いまなお世間に流通する「やりがい言説」が、その方向を、それこそが自分の才能を活かす道だとして、後押しするだろう。だが、資格を取得した先に何が待っているか。残念ながら現段階では、結局のところ資格だけで乗り切ることができず、高いスキルや運を持ち合わせていない限り仕事を続けることは困難という意味で、やはりそれもまた容易な道ではないように私には思える。

造的要因に基づくものである。にもかかわらずそれを無視し、あたかも若者個人の能力不足が原因となってニートが増加しているかのような近年流通している言説（そこでのニート概念には、上記の「働きたいという希望を持っている」が何らかの理由で現時点では求職活動をしていない層も、求職活動をしていない群ということで一括されている）は、ごく基本的なところで誤解に基づいている。

しかしながら国策として推進されたキャリア教育は、はじめはフリーター、次いでニートが問題の出発点であり、焦点であり、原動力であった。具体的に引用しよう。「新規学卒者のフリーター志向が広がり、高等学校卒業者では、進学も就職もしていないことが明らかなものの占める割合が約9%に達し、また、新規学卒者の就職後三年以内の離職も、労働省の調査によれば、新規高卒者で約47%、新規大卒者で約32%に達している」（1999年中教審答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」第六章「学校教育と職業生活との接続」）。「本プランにおいては、フリーターが約200万人、若年失業者・無業者が約100万人と増加している現状を踏まえ、当面三年間で、人材対策の強化を通じ、若年者の働く意欲を喚起しつつ、全てのやる気のある若年者の職業的自立を促進し、もって若年失業者等の増加傾向を転換させることを目指す」（2003年「若者自立・挑戦プラン」における「本プランの目標」）「若者の勤労観、職業観の未熟さ、職業人としての基礎的資質・能力の低下等が指摘されている。」「精神的・社会的自立が遅れ、人間関係を築くことができないう、進路を選ぼうとしないなどの子どもたちが増えつつあることが指摘されている。高等教育機関への進学割合の上昇等に伴い、いわゆるモラトリアム傾向が強くなり進学も就職もしようとしなかったり、進路意識や目的意識が希薄なまま「とりあえず」進学したりする若者の増加が指摘されている。」（2004年「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書」第一章「キャリア教育が求められる背景」）

さらにここに、アスペルガー症候群などの発達障害が絡んでくる、という構図になる。2006年8月24日付の読売新聞に掲載された『ニートに「発達障害」の疑い』という記事（その内容であるが、厚生労働省が実施したニートの就職・自立支援施設への調査によれば、施設を利用したことのあるニートの若者155人のうち、36人つまり23.2%に発達障害またはその疑いがあることがわかった、というものだ）が、ニートと発達障害との関連が一般に指摘されるようになる端緒であるが、以後ニートと発達障害との関連を「解説」する専門家たちが増えていき、実際ニート支援と発達障害者支援との類似性・関連性が増していく。そこでのクリシェは、アスペルガー症候群などの発達障害者たちが、その特性や「二次障害」によって就労・生活に困難をきたしてニートになっていくというストーリーだ。

発達障害支援業界の人間たちは、早期からの適切な支援がなければこどもはニートやひきこもりになる、と恐怖心を煽って親たちの関心を喚起してきた。だがこのストーリーは、資本や国家によって別様に利用されてしまった。つまり、フリーターやニートの原因は企業や社会ではなく、若者自身の能力不足にこそあると帰責するために、対人関係・コミュニケーションが不器用であるという発達障害概念が利用されたのである。

6. 動因とカモフラージュ

ここまで述べてきたことは単純なことだ。時代が変わり、社会的に求められる能力や人間像が変われば、メインストリームから放逐される対象も変わっていく。時代は後期近代となり、求められる能力はポスト近代型能力となり、放逐される対象は女性やゲイではなくアスペルガー症候群となった。新時代のキャリア教育によるポスト近代型能力開発に辛くも成功する層だけファーストクラス労働力となることができ、そうで

ない層は障害というカテゴリーが利用され、医療・教育・福祉の全領域を挙げて障害受容が推進され、一旦は放逐された層の中で使い勝手が良い人間だけをセカンドクラス労働力として再利用した。それすらうまくいかない場合は、福祉によるニート支援と精神医療による二次障害治療に委ねられた。

端的に言えば、この構図の変化を生じさせたのは（ネオリベリズムやグローバリゼーションとともに）ポストフォードイズムである。そしてその動因をカモフラージュするためにまず利用されたのが、医療・教育・福祉の専門家とその知識であり、「障害」の社会的構築であったのだが、メインストリームから放逐する理由づけとして「障害」というカテゴリーが利用されることについて若干の補足説明をしよう。

資本は生産のために労働を必要とするが、必要とされる労働力の量は様々な要因により変動する。このため、資本の側が状況を問わず常に困っておきたい中核的労働者（ファーストクラスワーカー）と、状況に応じて容易に雇用及び解雇したい流動的労働力（セカンドクラスワーカー）とが生じる。必然的に、ファーストクラスとセカンドクラスとでは、給与面も含めた待遇に差が生じることだろう。

日本を含め、西欧型近代国家は歴史的に見て例外なく、ファーストクラスワーカーに成り得たのは国家内マジョリティ民族でかつ、異性愛成人男性であった。セカンドクラスワーカーには、仮に解雇されたとしても生活破綻に至らないような人間が好まれた。それが例えば、女性のパートタイマーである。だがそれ以外に、障害もまたそのようなカテゴリーであった（以下、杉野 [2007] による整理）。障害者とは障害関連給付の受給者を定義するために便宜的に設けられた分類カテゴリーであり、正当な理由を持つ失業者であると解釈でき（Stone [1984]）、事実 1960 年代以降のアメリカに於ける障害年金受給者統計を見ると、不況や産業構造の変化によって低所得労働者や失業者が雇用に向かう意欲をなくして障害年金を申請するようになり、また雇用者も解雇と引き換えに障害年金申請を支援したことが年金受給者の増加の主な要因であった（Yelin [1992]）。このように障害もまた、労働市場における労働力量の安全弁として機能しているカテゴリーなのである¹²。

以上の検討を経た上であれば、「教育」に解決を求めることなど自ら「畏」にかかるようなものだということは容易に理解できるだろう。しかし「文化」を強調するというもう一方の「畏」の方は、非常に見えにくく、率直に言ってあまり気が付かれていないように思われる。そしてこれこそが「自閉文化論」が資本に領有され抵抗もなく流通してしまった事態の真の意味なのである。

既に述べたので短く確認する。自閉文化論とは、自閉者を、定型発達者が担い馴染んでいる「定型発達文化」とは異なる、自閉者の身体に馴染み適合する「自閉文化」を担い必要としている、とする語りのことである。たしかにそれは、自閉者自身のエンパワーメントに¹³、自閉者同士の連帯に、資するだろう。そのこ

¹² これは極端な見解だと思われるかもしれない。確かに、アメリカ障害者法を引用するまでもなく、職務に於いて本質的な能力を有さない人間は雇われないだろうし、それは障害への理解や配慮とは別に、また社会情勢とは別に、歴然たる普遍的な事実であるように思える。だが、ここで考慮に入れるべき点が二つある。一点目は、雇用されるかどうかは能力だけで決まるわけではないということだ。雇用者側の状況、例えば何人雇用したいと考えているかによって、雇用されるかどうかは変わってしまう（もちろんここで、雇用されるか否か微妙な層であれば、求職者間の相対的な能力の差が問われることになるが）。二点目は、どのような能力が必要とされるかは、時代や地域によって、あるいは職種によって、大きく変わる（わかりやすい例で言えば、理論物理学の教授で、世界的に知名度が高い人間であっても、携帯電話の売り子ができるかどうかは分からない。場によって求められる能力は変わるのだ）。有する能力が同じであったとしても、雇用されるかどうかは「場」によって異なるということ、これこそが「障害」をめぐって生じている事態であるわけだが、とりわけアスペルガー症候群の場合に明らかであろう。

¹³ テクノロジーの活用など、自閉者をエンパワーする教育上の工夫は多数存在する。「彼の第一言語はデジ

とは疑わないとしても、自閉文化を通じた自閉者たちの連帯によって彼ら自身の力で苦境を打破することの期待を（自閉者のみならず）定型発達者もまた抱き始めるときに、罨が始まる。

第一に、その論理は文字通りに解釈すれば、自閉者が置かれた苦境を打破する責任を自閉者自身に求めている。自閉者が置かれた苦境は、この社会に於けるマジョリティ（主として定型発達者）によって作り上げられていることを想起すれば、これは責任転嫁と呼ぶべきだろう（だが、こうした責任転嫁は実はありふれている。発展途上国に対する「開発」諸科学もまた、同じ落とし穴に嵌っている）。第二に、文化を強調する論理は、構造的にもたらされた不平等・不公正を、文化に因るものだと正当化・隠蔽することに墮しやす（マイケル・ヘクターの「文化的分業」論を想起せよ。Hechter [1975]、西川 [2006]）。第三に、コミュニティ参加による主観的満足は、階級固定的に作用しやすく、これもまた問題の隠蔽へと繋がってしまう。この三つのうち、狭義の文化という差異化された財の分配問題が部分的にでも関与するのは一点目に限られ、問題の大半は所得や雇用機会といった普遍的な財の分配問題であり、（とりわけ自立した経済圏を有さない自閉文化については）これを文化の問題と語ること自体が問題のすり替えであることが理解できるだろう。

7. 文化の統治

ネーションステイトにおける国家の統治は、（ネーションビルディングにより単純に差異化された財を分配し続けるだけでなく）普遍的な財と差異化された財という本来別個の扱いをすべきものを絡み合わせ、文化的ダイグロシアを生じさせることによって集団構成員を（普遍的な財を多く含む）支配的文化の方へと強制移動させる。それ自体の、そしてそれによって生じることの不正について、本論文は繰り返し指摘してきた。この点に限って言えば、不正を解除する方法は普遍的な財の格差の縮小（少なくとも基本財の水準においては平等な分配）に尽きるのであり、自閉者の直面している困難（とりわけ経済的側面における困難）はこれにより相当部分改善するはずである。しかしながら（普遍的な財の分配が改善する見込みがないからというだけではなく、固有の問題として）差異化された財の分配問題は残る。最後にこの問題について整理しておきたい。

第一章において既に整理した通り、人類には「個体化」と「関係化」というふたつの対立する価値判断枠組み（あるいは信頼や投影の方向性）があり、その狭間で規範は成立してきた。確認すれば、個体化とは抽象的な三人称的他者視点に立つことであり、関係化とは具体的な二人称的他者関係（あるいは間主観性）に基づいて判断していくことである。そして個体化と関係化とは、三つの水準でその間の振幅を見定めなければならない。第一の水準は個体内振幅であり、これは精神分析が理論化した。第二の水準は共同体振幅であり、これは精神分析に影響を受けた諸社会科学が理論化した。第三の水準は個体間偏差であり、これは個体化にシフトしやすい個体と、関係化にシフトしやすい個体とがいる現状を踏まえた上で、それらの間をどう統治するかという問いに向かう。伝統的には、これはまさに政治の問いであった。

後期近代は、被雇用者集団においては（求められる能力や価値観が個体化から関係化に移行するという意味での）関係化シフトが生じた時代であった¹⁴。それはバブルのようにケアやソーシャル、つながりが強調されると同時に、排他的レイシズムを伴うナショナリズムも吹き荒れる時代現象とも呼応している。アスペ

タルだ」というのは、自閉症の息子を持つある男性の発言だが、実によく事態を言い当てたものだと思う。

¹⁴ 誤解してはならないが、ポストフォーディズムはあらゆる領域における関係化シフトを生じさせたわけではなく、被雇用者集団における関係化シフトを生じさせたところでは言っているだけである。

ルガー症候群の排除が進行した背景にあるのはひとつには、この関係化シフトであった。

しかしここで想起されるべきは、アスペルガー症候群に代表される個体化特質は人類史の中で常に一定の役割を担い続けてきたという事実である。それは単に排除され消失されてはならないもの、あらゆる共同体において包摂され維持されなければならない遺伝的かつ文化的継承として存在するのだ。その多様性包摂のために、共同体の水準における個体化シフトと、(自閉という特性を有する個体は、いかなる共同体においてもマイノリティになってしまうという意味で) 共同体内における個体間の財の分配問題、この二つの問題を解決しなければならない。

だが残念なことに、いやむしろ戦慄すべきことに、(上部構造あるいは文化的継承を扱う人文・社会科学領域のみならず、下部構造あるいは遺伝的継承を扱う) 自然科学までもが自閉という特性のジェノサイドに乗り出している。現時点におけるその筆頭は、オキシトシン研究であろう。この方向は、食い止められるべきである。そしてその方法もまた、実は普遍的な財の分配の仕方にかかっているのだ。

結

ごく短く結論を述べたい。本論文の冒頭で私は、周囲のおとなが、こどもに対してどのような「財」を与えるべきか、というたったひとつの問いを探求すると述べた。私はその問いに対して、本論文全体を通じて主に政治理論という相対的な問いを立てる学問領域を主軸に置きつつ、どのような世界であればそれが可能かという議論をもって応じた。端的に言えば、普遍的な財の格差が少なく、遺伝的継承に適合した差異化された財の分配が受けられる世界を、その解として構想した。

本論文はひとまずここで終える。残された作業は膨大であり、純粋な理論的探求だけでなく現実的諸困難の調査を踏まえた判断こそが必要とされている。たとえば本論文の後半部分に挙げたように、ろう者については分離型の、アスペルガー症候群については包摂型の政策が望ましいと私は結論付けたが、遺伝的継承の内容に応じて現実に生じている諸困難は変わる以上、どのような文化的継承が望ましいか一般的な解はないからだ。しかし、ある意味そのような終わりのない調査や議論こそが、人類における自由であり希望でもあるのかもしれない。

最後に個人的感傷を記す。本論文の実践的示唆の一つは、こどもに逃げられる世界を提示することにあっただが、思い起こせばそれは私自身も幼いときに求めていたもののように思う。欲しい言葉があったが、それはその場の慰めなどではなかった。世界には本当にたくさん場があるのだから、ここ以外にももっと喜びを感じられる場所があるはずだし、逃げていいし逃げたいなら協力するよ、と、振り返ったときにそうした言葉を当時の私は欲しがっていたように思う。本論文における「こども」の議論は、このような私自身の感傷とかなり近く関連し合っている。また別の感傷であるが、そのような私もまた仕事としてこどもたちに相対する時、こどもを「こども」として感受し切れない。離れていく存在であると分かっている、どこか傍にすることが当然に思え、自分と同じように生きていくわけではないと知りつつ、違うということに心が揺るがされてしまう。そうした中で、単に突き放すのではないやり方で、ただ「元気でな」と言って別れるだけでも、かなりの準備が必要だ。

そのような幾多の感傷を最後に記したのは、それもまた「おとな」同士の討議として積み重ねていきたいと願うからだ。自分なりの希望や願望の伝承を願ってしまうかもしれない自分を、関係化と個体化とのほざまで狂おしいまでに感情が揺れ動く自分を感じてしまうからだ。だからこそ本論文を記したいと思った。より遠くに「こども」がたどり着けるように。

文献

- Althusser, Louis, 1995, *Sur La Reproduction*, Presses Universitaires de France. (=2005, 西川長夫・伊吹浩一・大中一彌・今野晃・山家歩訳『再生産について——イデオロギーと国家のイデオロギー諸装置』平凡社)
- Asperger, Hans, 1944, “Die autistischen Psychopathen im Kindesalter”, *Archiv für Psychiatrie und Nervenkrankheiten* 117, 76-136. (= [部分訳] 1996, ウタ・フリス編著, 富田真紀訳『自閉症とアスペルガー症候群』東京書籍)
- Asperger, Hans, 1952, *HeilPaedagogik*, Springer-Verlag.
- Baron-Cohen, Simon, 2003, *The essential difference: men, women and the extreme male brain*, Penguin. (=2005, 三宅真砂子訳『共感する女脳、システム化する男脳』NHK 出版)
- Borchers, Dagmar and Annamari Vitikainen eds., 2012, *On Exit: Interdisciplinary Perspectives on the Right of Exit in Liberal Multicultural Societies*, De Gruyter.
- Bourdieu, Pierre, 1982, *Ce que parler veut dire: l'économie des échanges linguistique*, Librairie Arthème Fayard. (=1993, 稲賀繁美訳『話すということ——言語的交換のエコノミー』藤原書店)
- Chauncey, George, 2004, *Why Marriage?: The History Shaping Today's Debate Over Gay Equality*, Basic Books. (=2006, 上杉富之・村上隆則訳, 『同性婚——ゲイの権利をめぐるアメリカ現代史』明石書店)
- Churchland, Patricia S., 2011, *Braintrust: What Neuroscience Tells Us about Morality*, Princeton University Press. (=2013, 信原幸弘・樫則章・植原亮訳, 『脳がつくる倫理——科学と哲学から道徳の起源にせまる』化学同人)
- Derrida, Jacques, 1996, *Le monolinguisme de l'autre*, Galilée. (=2001, 守中高明訳『たった一つの、私のものではない言葉——他者の単一言語使用』岩波書店)
- Duggan, Lisa, 2003, *The Twilight of Equality? :Neoliberalism, Cultural Politics, and The Attack on Democracy*, Beacon Press.
- Eisenberg, Avigail and Jeff Spinner-Halev eds., 2005, *Minorities within Minorities: Equality, Rights and Diversity*, Cambridge University Press.
- Florida, Richard, 2002, *The Rise of The Creative Class: And How It's Transforming Work, Leisure, Community and Everyday Life*, Basic Books. (=2008, 井口典夫訳, 『クリエイティブ資本論——新たな経済階級の台頭』ダイヤモンド社)
- Garner, Abigail, 2005, *Families Like Mine: Children of Gay Parents Tell It Like It Is*, Perennial Currents.
- 現代思想編集部編, 1996, 『現代思想臨時増刊号 ろう文化』青土社
- Greene, Joshua, 2013, *Moral Tribes: Emotion, Reason, and the Gap Between Us and Them*, Penguin Press.
- Hage, Ghassan, 1998, *White Nation: Fantasies of White Supremacy in a Multicultural Society*, Pluto Press. (=2003, 保莉実・塩原良和訳『ホワイート・ネイション—ネオ・ナショナリズム批判』平凡社)
- 濱口桂一郎, 2009, 『新しい労働社会——雇用システムの再構築へ』岩波書店
- Harvey, David, 2005, *A Brief History of Neoliberalism*, Oxford University Press. (=2007, 渡辺治監訳, 『新自由主義——その歴史的展開と現在』作品社)

- Heath, Joseph, 2008, *Following the Rules: Practical Reasoning and Deontic Constraint*, Oxford University Press. (=2013, 瀧澤弘和訳, 『ルールに従う——社会科学の規範理論序説』 NTT 出版)
- Hechter, Michael, 1975, *Internal Colonialism*, University of California Press.
- Hechter, Michael, 2000, *Containing Nationalism*, Oxford University Press.
- 本田由紀, 2005, 『多元化する「能力」と日本社会——ハイパー・メリトクラシー化のなかで』 NTT 出版
- 本田由紀, 2008, 『軋む社会——教育・仕事・若者の現在』 双風舎
- 本田由紀, 2009, 『教育の職業的意義——若者、学校、社会をつなぐ』 筑摩書房
- 本田由紀・内藤朝雄・後藤和智, 2006, 『「ニート」って言うな!』 光文社新書
- Horrobin, David, 2001, *The Madness of Adam and Eve: How Schizophrenia Shaped Humanity*, Black Swan. (=2002, 金沢泰子訳, 『天才と分裂病の進化論』 新潮社)
- 川坂和義, 2013, 「アメリカ化される LGBT の人権: 『ゲイの権利は人権である』 演説と〈進歩〉というナラティブ」 『ジェンダー&セクシュアリティ第8号』 国際基督教大学ジェンダー研究センター
- Kelly, Paul ed., 2002, *Multiculturalism Reconsidered*, Polity Press.
- 児玉聡, 2010, 『功利と直観——英米倫理思想史入門』 勁草書房
- 国立特別支援教育総合研究所編, 2011, 『特別支援教育充実のためのキャリア教育ガイドブック』 ジアース教育新社
- 児美川孝一郎, 2007, 『権利としてのキャリア教育』 明石書店
- Kymlicka, Will, 1989, *Liberalism, Community and Culture*, Oxford University Press.
- Kymlicka, Will, 1995, *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights*, Oxford University Press. (=1998, 角田猛之・石山文彦・山崎康仕監訳 『多文化時代の市民権』 晃洋書房)
- Kymlicka, Will, 1998, *Finding Our Way*, Oxford University Press.
- Kymlicka, Will, 2001, *Politics in the Vernacular: Nationalism, Multiculturalism, and Citizenship*, Oxford University Press.
- Kymlicka, Will, 2002, *Contemporary Political Philosophy: An Introduction, 2nd ed.*, Oxford University Press. (=2005, 千葉眞・岡崎晴輝ら訳 『新版 現代政治理論』 日本経済評論社)
- Kymlicka, Will, 2007, *Multicultural Odysseys: Navigating the New International Politics of Diversity*, Oxford University Press.
- Kymlicka, Will and Magda Opalski eds., 2001, *Can Liberal Pluralism be Exported?*, Oxford University Press.
- Kymlicka, Will and Alan Patten eds., 2003, *Language Rights and Political Theory*, Oxford University Press.
- Ladd, Paddy, 2003, *Understanding Deaf Culture*, Multilingual Matters. (=2007, 森壮也監訳 『ろう文化の歴史と展望——ろうコミュニティの脱植民地化』 明石書店)
- Lane, Harlan, 1992, *The Mask of Benevolence: Disabling the Deaf Community*, Alfred A. Knopf, Inc. (=2007, 長瀬修訳 『善意の仮面——聴能主義とろう文化の闘い』 現代書館)
- Levy, Jacob T., 2000, *The Multiculturalism of Fear*, Oxford University Press.
- Lewis-Williams, David, 2002, *The Mind in the Cave*, Thames & Hudson Ltd. (=2012, 港千尋訳, 『洞窟のなかの心』 講談社)

- Marazzi, Christian, 1994, *Il Posto Dei Calzini: La Svolta Linguistica dell'Economia e i Suoi Effetti sulla Politica*, Edizioni Casagrande. (=2009, 多賀健太郎訳, 『現代経済の大転換——コミュニケーションが仕事になるとき』青土社)
- Martin, Terry, 2001, *The Affirmative Action Empire: Nation and Nationalism in the Soviet Union, 1923-1939*, Cornell University Press. (=2011, 半谷史郎監訳, 『アフターマティヴ・アクションの帝国——ソ連の民族とナショナリズム、1923年～1939年』明石書店)
- Mathur, Gaurav and Donna Jo Napoli eds., 2011, *Deaf Around The World: The Impact of Language*, Oxford University Press.
- 三浦信孝・糟谷啓介編著, 2000, 『言語帝国主義とは何か』藤原書店
- Mulhall, Stephen and Adam Swift, 1996, *Liberals and Communitarians, 2nd ed.*, Blackwell. (=2007, 谷澤正嗣・飯島昇蔵『リベラル・コミュニタリアン論争』勁草書房)
- ニキリンコ, 2005, 『俺ルール! ——自閉は急に止まらない』花風社
- ニキリンコ, 2007a, 『自閉っ子におけるモンダイな想像力』花風社
- ニキリンコ, 2007b, 『自閉っ子、えっちらおっちら世を渡る』花風社
- ニキリンコ, 2008, 『スルーできない脳——自閉は情報の便秘です』生活書院
- 西川長夫, 1999, 「帝国の形成と国民化」西川長夫・渡辺公三編『世紀末転換期の国際秩序と国民文化の形成』柏書房
- 西川長夫, 2000, 「多言語・多文化主義をアジアから問う」西川長夫・姜尚中・西成彦編著『20世紀をいかに超えるか』平凡社
- 西川長夫, 2001, 『増補 国境の越え方——国民国家論序説』平凡社
- 西川長夫, 2006, 『<新>植民地主義論——グローバル化時代の植民地主義を問う』平凡社
- 西川長夫, 2013, 『植民地主義の時代を生きて』平凡社
- Oliver, Michael, 1990, *The Politics of Disablement*, Macmillan. (=2006, 三島亜紀子・山岸倫子・山森亮・横須賀俊司訳『障害の政治——イギリス障害学の原点』明石書店)
- 小澤勲, 2007, 『自閉症とは何か』洋泉社
- Padden, Carol and Tom Humphries, 1988, *Deaf in America: Voices from a Culture*, Harvard University Press. (=2003, 森壮也・森亜美訳『「ろう文化」案内』晶文社)
- Padden, Carol and Tom Humphries, 2005, *Inside Deaf Culture*, Harvard University Press. (=2009, 森壮也・森亜美訳『「ろう文化」の内側から——アメリカろう者の社会史』明石書店)
- Pogge, Thomas, 2008, *World Poverty and Human Rights, 2nd ed.*, Polity Press.
- Puar, Jasbir K., 2007, *Terrorist Assemblages: Homonationalism in Queer Times*, Duke University Press.
- Rawls, John, 1971, *A Theory of Justice*, The President and Fellows of Harvard College.
- 酒井隆史, 2001, 『自由論——現在性の系譜学』青土社
- 佐藤正志=ポール・ケリー編, 2013, 『多元主義と多文化主義の間——現代イギリス政治思想史研究』早稲田大学出版部
- Schneier, Bruce, 2012, *Liars & Outliers: Enabling the Trust that Society Needs to Thrive*, Wiley. (=2013, 山形浩生訳, 『信頼と裏切りの社会』NTT出版)
- Seabright, Paul, 2005, *The Company of Strangers: A Natural History of Economic Life*, Princeton

- University Press. (=2014, 山形浩生・森本正史訳, 『殺人ザルはいかにして経済に目覚めたか?——ヒトの進化から見た経済学』みすず書房)
- Seabrook, Jeremy, 2001, *The No-Nonsense Guide to Class, Caste and Hierarchies*, New International Publications. (=2004, 渡辺雅男訳, 『階級社会——グローバリズムと不平等』青土社)
- Sedgwick, Eve Kosofsky, 1990, *Epistemology of The Closet*, The Regents of the University of California. (=1999, 外岡尚美訳『クローゼットの認識論』青土社)
- 渋谷謙次郎編, 2005, 『欧州諸国の言語法——欧州統合と多言語主義』三元社
- 渋谷謙次郎・小嶋勇編, 2007, 『言語権の理論と実践』三元社
- 渋谷望, 2010, 『ミドルクラスを問い直す——格差社会の盲点』NHK出版
- 塩川伸明, 2004, 『民族と言語——多民族国家ソ連の興亡Ⅰ』岩波書店
- 塩川伸明, 2007, 『国家の構築と解体——多民族国家ソ連の興亡Ⅱ』岩波書店
- 塩川伸明, 2007, 『ロシアの連邦制と民族問題——多民族国家ソ連の興亡Ⅲ』岩波書店
- 塩川伸明, 2008, 『民族とネイション——ナショナリズムという難問』岩波書店
- Sterelny, Kim, 2012, *The Evolved Apprentice: How Evolution Made Humans Unique*, The MIT Press. (=2013, 田中泉吏・中尾央・源河亨・菅原裕輝訳, 『進化の弟子——ヒトは学んで人になった』勁草書房)
- Stone, Deborah, 1984, *The Disabled State*, Temple University Press.
- Skutnabb-Kangas, Tove, 2000, *Linguistic Genocide in Education -or Worldwide Diversity and Human Rights?*, Lawrence Erlbaum Associations.
- Skutnabb-Kangas, Tove and Robert Phillipson eds., 1995, *Linguistic Human Rights: Overcoming Linguistic Discrimination*, Mouton de Gruyter.
- Stanovich, Keith E., 2004, *The Robot's Rebellion: Finding Meaning in The Age of Darwin*, The University of Chicago Press. (=2008, 棕田直子訳, 『心は遺伝子の論理で決まるのか——二重過程モデルでみるヒトの合理性』みすず書房)
- 杉野昭博, 2007, 『障害学——理論形成と射程』東京大学出版会
- 砂野幸稔, 2007, 『ポストコロニアル国家と言語——フランス語公用語国セネガルの言語と社会』三元社
- Swift, Adam, 2006, *Political Philosophy: A Beginners' Guide for Students and Politicians, 2nd ed.*, Polity Press.
- Tamir, Yael, 1993, *Liberal Nationalism*, Princeton University Press. (=2006, 押村高・高橋愛子・森分大輔・森達也訳『リベラルなナショナリズムとは』夏目書房)
- 立岩真也, 2004, 『自由の平等』岩波書店
- Tomasello, Michael, 2009, *Why We Cooperate*, MIT Press. (=2013, 橋彌和秀訳, 『ヒトはなぜ協力するのか』勁草書房)
- 上農正剛, 2003, 『たったひとりのクレオール——聴覚障害児教育における言語論と障害認識』ポット出版
- Verplaetse, Jan, Jelle De Schrijver, Sven Vanneste and Johan Braeckman eds., 2009, *The Moral Brain: Essays on the Evolutionary and Neuroscientific Aspects of Morality*, Springer. (=2013, 立木教夫・望月文明監訳, 『モラルブレイン——脳科学と進化科学の出会いが拓く道徳脳研究』麗澤大学出版会)
- Virno, Paolo, 2003, *Scienze Sociali e "Natura Umana": Facolta di Linguaggio, Invariante Biologico, Napporti di Produzione*, Rubbettino Editore. (=2008, 柱本元彦訳, 『ポストフォーディズムの資本主

義——社会科学と「ヒューマン・ネイチャー」』人文書院)

Walker, Brian, 1996, 'Social Movement as Nationalisms: or, On the Very Idea of a Queer Nation,' *Canadian Journal of Philosophy, supplementary volume 22*, 505-547.

Wade, Nicholas, 2006, *Before the Dawn: Recovering the Lost History of Our Ancestors*, Penguin Press.

(=2007, 沼尻由紀子訳, 『5万年前——このとき人類の壮大な旅が始まった』イースト・プレス)

Yelin, Edward, 1992, *Disability and the Displaced Worker*, Rutgers University Press.

Young, Jock, 1999, *The Exclusive Society: Social Exclusion, Crime and Difference in Late Modernity*,

SAGE Publications. (=2007, 青木秀男・伊藤泰郎・岸政彦・村瀬真保呂訳, 『排除型社会』洛北出版)

Young, Jock, 2007, *The Vertigo of Late Modernity*, SAGE Publications. (=2008, 木下ちがや・中村好孝・

丸山真央訳, 『後期近代の眩暈——排除から過剰包摂へ』青土社)

全国ろう児を持つ親の会編, 2004, 『ろう教育と言語権』明石書店

全国ろう児を持つ親の会編, 2008, 『バイリンガルでろう児は育つ』生活書院